

平成25年度定期監査結果に基づき講じた措置

(個表)

個表(1/2)

防災対策部	2
戦略企画部	5
総務部	9
健康福祉部	25
環境生活部	55
地域連携部	73
農林水産部	89

個表(2/2)

雇用経済部	125
県土整備部	148
出納局	181
企業庁	185
病院事業庁	197
議会事務局	210
教育委員会事務局	214
警察本部	258

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (地域防災計画の見直し等による防災・減災対策の推進) (1) 三重県では、東日本大震災や紀伊半島大水害等大規模な災害発生を受け、「三重県地域防災計画」及び「三重県石油コンビナート等防災計画」の抜本的な見直しや、見直し後の地域防災計画(地震・津波対策編)を推進するための行動計画に位置づけられる「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定について検討、順次着手しているところである。また、地域防災計画(風水害等対策編)については、近年、全国的に、局地的大雨や竜巻などの異常気象による災害が頻発している状況も踏まえた見直しに向け準備を進めているところである。 各計画の見直しや策定にあたっては、これまでの大災害や、緊急かつ集中的に取り組むべき対策として実施された「三重県緊急地震対策行動計画」で明らかとなった課題及び問題点を踏まえ、国の方針及び調査結果、並びに「防災・減災対策検討会議」での審議内容及び関係機関等の意見などを参考に、それぞれの計画の整合性も図りながら、より実効性のある防災・減災対策となるよう取り組まれない。 (消防・保安課、防災企画・地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 東日本大震災で得た知見や教訓を踏まえた防災対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正、県防災会議の専門部会「防災・減災対策検討会議」等から出された意見及び地震被害想定調査結果等を踏まえながら、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」を抜本的に見直すとともに、「三重県緊急地震対策行動計画」における成果と課題を引き継ぎ、本県の防災・減災にかかる総合的な計画となる「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これらを3月に公表しました。 また、平成26年度に実施予定の「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の見直し及び「三重県風水害等対策行動計画(仮称)」の策定にかかる基礎資料とするための、基礎調査を実施しました。 (防災企画・地域支援課) (2) 東日本大震災や南海トラフ巨大地震の被害想定公表を受け、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しにかかる基礎資料とするため石油コンビナートの災害想定を行う防災アセスメントを実施しました。 (消防・保安課)</p> <p>2 取組の成果 (1) 「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」の修正及び「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定により、本県の地震・津波対策にかかる災害対応力の向上や防災・減災対策の進展が見込まれるとともに、これら計画と被害想定調査結果を示したことで、市町や防災関係機関における防災計画の検証と見直しが進むことが期待できます。 (防災企画・地域支援課) (2) 石油コンビナート防災アセスメントの実施により、地震・津波発生時等に、コンビナート施設で起こりうる漏えい、火災、爆発等の災害の発生頻度、周辺への影響度等を評価したことを踏まえ、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しについて検討を始めます。 (消防・保安課)</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 「三重県新地震・津波対策行動計画」の着実な推進に取り組みます。 また、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」の修正内容や風水害対策にかかる基礎調査結果等を参考に、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」を抜本的に見直すとともに、現在の「三重風水害等対策アクションプログラム」を引き継ぐ「三重県風水害等対策行動計画(仮称)」を策定します。 さらに、地震被害想定調査結果等を参考に、「三重県業務継続計画(BCP)」及び「三重県復興指針(仮称)」の策定に向けた検討に着手します。 (防災企画・地域支援課) (2) 石油コンビナート防災アセスメントの調査結果を踏まえ、「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画と整合性を図りながら、事業者及び関係行政機関等で構成する三重県石油コンビナート等防災本部において意見調整を行い、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを検討していきます。 (消防・保安課)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (「協創」による地域防災力の向上) (2) 三重県においては、自主防災組織の組織率は高いものの、組織の活性化や質的な向上が課題とされている。地域防災力を高めるためには、「防災の日常化」の定着を図ることが大切であることから、市町、地域防災総合事務所・地域活性化局及び防災人材とも十分連携し、平成 24 年度に構築した「津波避難に関する三重県モデル」や改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開などを効果的に行うことで、地域における自主的な防災活動や実践的な訓練などの取組を一層推進し、地域防災力の向上を図られたい。(防災企画・地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p>
<p>1 実施した取組内容 (1) 「My まっぷラン」を中核とする「津波避難に関する三重県モデル」と、「三重県避難所運営マニュアル策定」について、地域における三重県モデルを活用した津波避難計画作成と、避難所単位の運営マニュアルの策定を推進するため、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、市町や地域における取組に対する実地支援など技術的支援や、取組に要する経費の支援を行いました。 (2) 地域防災力の向上に重要な役割を担う自主防災組織について、活動の実態とその問題点を把握することで、今後の地域防災力向上に役立てるとともに、より効果的な事業を実施することを目的に、県内の全自主防災組織を対象に活動実態調査を行い、調査結果を各市町及び各自主防災組織にフィードバックしました。 (3) 県内各地で自主的な防災活動に取り組んでいる団体を表彰することで、活動の一層の充実・発展に資することを目的として「みえの防災大賞」の募集を行いました。また、自主防災組織間の交流や情報共有を図るため、「三重県自主防災組織交流会」を開催し、みえの防災大賞受賞団体による活動事例の発表を行いました。</p> <p>2 取組の成果 (1) 「三重県避難所運営マニュアル策定」については、内陸部の市町を中心に、取組が行われるよう支援を行い、6 市町 14 地区で避難所運営マニュアルの作成が行われました。また、「津波避難に関する三重県モデル」については、津波浸水の恐れのある 19 市町において、取組が行われるよう支援を行い、6 市町 17 地区で「My まっぷラン」の取組が行われ、この取組と、市町独自の手法による取組とを合わせると、9 市町 44 地区で津波避難計画が作成されました。 (2) 活動実態調査については、2,524 組織から回答があり、前回調査と比較すると、訓練頻度が増加するとともに、避難訓練や図上訓練など実践的な訓練は着実に増えてきており、自主防災組織の活動状況、地域住民の参加状況など若干ながら活動が活性化していることがわかりました。 (3) 「みえの防災大賞」には、県内各地から 22 団体の応募があり、公開のプレゼンテーションによる選考委員の審査を経て、防災大賞 1 団体、防災奨励賞 5 団体を決定しました。また、「三重県自主防災組織交流会」には約 70 名の方の参加があり、活発な意見交換が行われました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p>
<p>(1) 「みえ防災・減災センター」（平成 26 年 4 月開所）と連携し、「みえ防災コーディネーター」や「三重のさきもり」などの防災人材の協力を得て、地域における「津波避難に関する三重県モデル」及び「三重県避難所運営マニュアル策定」への取組の実地支援を行い、県内各地への水平展開をめざします。また、緊急避難体制整備事業や地域減災力強化推進補助金により、引き続き、市町が支出する「My まっぷラン」を活用した津波避難計画や避難所運営マニュアルの作成に要する経費を支援します。 (2) 平成 26 年度も自主防災組織活動実態調査を実施するとともに、調査結果を各市町や各自主防災組織にフィードバックしたうえで、三重県市町等防災対策会議など、市町との意見交換の場を通じて、自主防災活動の更なる活性化に向けた促進策や、自主防災組織の在り方等の検討を行います。 (3) 「みえの防災大賞」は、県内で防災活動に取り組む方への活動意欲の促進に繋がり、受賞者にとっては今後の励みになることから、平成 26 年度においても引き続き、「みえの防災大賞」の募集を行います。また、県内の様々な団体の特色ある活動事例を学ぶことは、防災活動に取り組んでいる各々の団体の取組に資することから、「三重県自主防災組織交流会」についても、引き続き実施していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷（修理代 121,779 円）</p> <p style="text-align: right;">（消防・保安課）</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>執務機のパソコン近くに置いていた湯呑みを誤って倒してしまい、コーヒーがパソコンのキーボードにかかり、キーボードの一部が操作不能となったものですが、今回の事案発生を受け、本人を含め所属職員に対して、マイボトル・マイカップの蓋閉じなどにより飲料をこぼさないよう、部内会議を通じて注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>物品の適切な管理についての意識付けが図られました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>今後も、所属職員に対し、物品の適切な管理に細心の注意を払うよう、周知徹底を図ってまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (「みえ県民力ビジョン」の推進及び進行管理)</p> <p>(1) 県民指標である「各施策の『県民指標』の達成割合」が目標値 70.0%に対し、実績値 48.2%、活動指標である「各施策の『県の活動指標』の達成割合」が目標値 80.0%に対し、実績値 60.9%、「『選択・集中プログラム』の数値目標の達成割合」が目標値 80.0%に対し、実績値 50.0%となっている。「『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、各施策、取組等の目標が達成されるよう、今後も引き続き各部局に必要な支援や助言を行うなど進行管理に努められたい。</p> <p>また、それぞれの目標値がプロジェクト等の成果として県民により実感されるものとなるよう努めるとともに、法令の改正等社会状況が大きく変化する場合には、目標値の見直しについて柔軟に対応することも検討されたい。 (企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「みえ県民力ビジョン」に掲げる理念や目標を着実に推進するための仕組みとして、PDSをPDC Aに見直した「みえ成果向上サイクル (スマートサイクル)」を平成 25 年度から本格的に運用しています。その中の重要な仕組みである春と秋の政策協議を通じて「みえ県民力ビジョン」の進行管理に努めています。</p> <p>(2) 「春の政策協議」では、「選択・集中プログラム」と施策等について、前年度の取組の評価を行うとともに、その成果と残された課題、平成 25 年度の取組方針の確認を行い、「平成 25 年版成果レポート」として取りまとめています。</p> <p>(3) 「平成 25 年版成果レポート」で、進展度 C (あまり進まなかった) とされた 8 施策については、新たに設置した「事業改善に向けた有識者懇話会 (ブラッシュアップ懇話会)」において、外部有識者から事業のあり方や事業の見直しに関するご意見をいただいた上で、必要に応じて事業の見直しにつなげていくこととしています。</p> <p>(4) 「秋の政策協議」では、「選択・集中プログラム」の本年度の間評価と翌年度の取組の方向性を協議するとともに、社会情勢の変化等へ対応するために必要な個別検討課題等の協議に加え、新たに重点化施策の選定や進展度が遅れている施策の協議等を行い、その協議結果を踏まえ、「平成 26 年度三重県経営方針 (案)」を取りまとめました。</p> <p>(5) 「選択・集中プログラム」全体の進行管理を円滑に行うため、財政課とともに平成 26 年度当初予算ヒアリングを実施しました。また、社会情勢の変化や予算編成過程における議論などを踏まえ、「平成 26 年度三重県経営方針」を取りまとめました。</p> <p>(6) 各部局長が、政策協議の協議内容を的確に下半期の取組に反映し、平成 25 年度の目標達成に向けて必達意識をもって取組を推進していただくように、各部局長に対し平成 25 年 10 月 24 日付けで文書通知を行いました。</p> <p>(7) 「みえ成果向上サイクル」をより効率的に運用していくため、政策協議終了後、各部局とともに成果と課題の検証を行うことで、翌年度にむけて政策協議のあり方等の見直しを行いました。</p> <p>(8) 各部局の政策課題の解決や政策立案を支援するため、経営戦略会議における意見等を適宜、情報提供するとともに、政策アドバイザー制度の的確な運用に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 政策協議や経営戦略会議、政策アドバイザー制度の運用などを通じて、各部局に対し、必要な支援を行いました。引き続き施策等の目標達成に向け、的確な進行管理を行います。</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 平成 26 年度以降も引き続き「みえ成果向上サイクル (スマートサイクル)」に基づき、的確な進行管理を行うとともに、各部局の事業執行を支援することにより、「みえ県民力ビジョン」の目標達成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春の政策協議 (4 月予定)、秋の政策協議 (9 月予定) ・経営戦略会議 (年 4 回開催予定)、政策アドバイザー制度 (年間を通じて運用) <p>(2) 法令の改正等社会状況が大きく変化する場合には、春の政策協議において議論のうえ、目標値の見直しについての的確に対応します。また、「事業改善に向けた有識者懇話会 (ブラッシュアップ懇話会)」などでいただいた数値目標の見直しに関する意見については、次期行動計画の策定へ向け、参考としていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (効果的な広聴広報機能の推進)</p> <p>(2) 情報入手手段が多様化する中で、適時適切に広く情報発信を行うため、「県政だより みえ」のテレビのデータ放送への移行が検討されている。</p> <p>今後も、県政情報がより効率的かつ効果的に一人でも多くの人に伝えられるよう、試験放送の結果を十分に検証したうえで、戦略的かつ効果的な情報発信に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(広聴広報課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) テレビのデータ放送を活用した県政情報の提供 情報入手手段の多様化への対応や最新情報の発信、不達世帯の解消などの課題解決を図るため、各世帯に情報をお届けすることができるテレビのデータ放送を活用した「県政だより みえ」の情報提供について、平成 26 年 4 月からの本格実施に向けた準備を進めました。</p> <p>(2) データ放送の試験放送の実施 県政だよりの「地上デジタル・データ放送情報発信業務（試験放送分）」について、三重テレビ放送株式会社と業務委託契約を締結し、データ放送の構成・画面の制作などの準備を進め、平成 25 年 11 月及び平成 26 年 2、3 月の試験放送を実施しました。</p> <p>(3) 試験放送の検証（アンケート調査の実施） 平成 25 年 11 月の試験放送実施に伴い、県民の皆さんの閲覧方法の理解や画面の見やすさ、データ放送開始後の県政情報の入手方法などを把握するため、県政だよりや e-モニター、チラシ配布によるアンケート調査を実施しました。</p> <p>2 取組の成果 平成 25 年 11 月の試験放送に併せてアンケート調査を実施し、実際にデータ放送をご覧いただいた感想として、「よくわかった」、「おおむねわかった」との回答の合計が 70.9%となるなど、データ放送は県政情報をお届けする媒体として一定の理解をいただきました。</p> <p>この結果を踏まえ、2、3 月の試験放送において、データ放送の「動作スピードの向上」、「画像の追加」などの改善を行った上で、来年度からデータ放送での県政情報の発信を行っていくこととし、それに伴い、紙の県政だよりの各戸配布を見直すこととしました。</p> <p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 県政情報をテレビのデータ放送で県内のご家庭に広くお届けし、それに伴い各戸配布を廃止します。</p> <p>(2) 紙媒体での県政情報の入手を望まれる方のため、紙の県政だよりを公共施設・スーパー等へ配置するほか、県民の皆さんが県政情報に触れていただく機会をより多く確保するため、市町自治会のご協力の下、紙の県政だよりの回覧を実施します。</p> <p>(3) 県の施策や考え方などについて、年間を通じて詳しくわかりやすく県民の皆さんにお届けするため、これまで年間 9 回実施している新聞広告（「広報みえ」）に加えて、新たに、県内全域で主要紙への新聞折込を 3 回実施します。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 (1) パソコンの損傷（修理代 106,162 円） <p style="text-align: right;">（統計課）</p>
講じた措置
平成 25 年度 1 実施した取組内容 改めて、職員に物品の管理・使用に対する注意喚起を行いました。 2 取組の成果 職員の物品の管理意識が高まりましたが、物品の適正な管理、取り扱いについて引き続き徹底を図りました。
平成 26 年度以降（取組予定等） 引き続き、物品の管理・使用に対する注意喚起を行っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) その他</p> <p>労働者の賃金等の変動を調査する毎月勤労統計調査の調査票(10 通)について、課内で紛失する事案が発生した。</p> <p>情報管理体制の見直しに努めると共に、個人情報保護及び危機管理に関して周知徹底を図り、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(統計課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>実施した取組内容については下記のとおりです。</p> <p>(1) 調査員から送付する際、調査票と不要物品は別便とし、調査票は特定記録郵便で送付する。</p> <p>(2) 郵便物等は、課、班へ到着時に班受付印を押印する。また、調査員から調査票が届いたときは調査員別受付簿に記録する。</p> <p>(3) 郵便物開封時は、2人以上で開封して封入物を確認する。返送された不要物品は、返送物品一覧表に記録する。</p> <p>(4) 受領した封筒、返送された不要な調査用品等はすぐに破棄せず、6か月保存の後破棄する。</p> <p>(5) 調査員から提出されるべき調査票が提出されていないときは、必ず提出の確認を実施する。</p> <p>(6) 他の統計調査についても、調査票の配布や受領等の事務処理手順を見直した。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>班員はもちろん、課職員一人ひとりが、危機管理意識を常に意識しながら仕事に取り組む姿勢が醸成されました。</p> <p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度と同様の取り組みを引き続き行い、再発防止に努めます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (職員のコンプライアンス意識の醸成と職員服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成 24 年度の懲戒処分については、前年度の 2 人から大幅に増加し、10 人の知事部局職員が、港湾改修工事に係る不適正事務及び自家用自動車運転中の死亡事故等で処分されている。これらの事案は、職員のコンプライアンス意識の欠如が原因の 1 つである。県民の信頼を確保する観点から、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図り、職員研修の強化等に取り組むとともに、職員の服務規律を徹底することにより再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>コンプライアンスを意識して業務を遂行する組織文化、風土としていくことをめざして、従来から行っている研修の充実、服務規律の徹底はもちろんのこと、下記の取組により「日々の職場におけるコンプライアンス意識の向上」＝「コンプライアンスの日常化」に力を入れました。</p> <p>(1) 各所属におけるコンプライアンスの推進 管理職は、組織マネジメントシートに「コンプライアンスの確立に向けた意識向上」の取組内容、目標を記載することとして、これに基づき所属でのコンプライアンスを推進しました。</p> <p>(2) 全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施 職員が、自身の職場における身近な話題としてコンプライアンスを意識してもらうことを狙いとして、全所属において年 4 回、コンプライアンスに関連する議題（話題）について、所属長等を中心に全員で議論しました。</p> <p>(3) コンプライアンス推進チームの設置 各部局の人事・サービスを担当する班長等で構成し、平成 25 年 9 月 24 日からは、法曹有資格職員をメンバーに加えました。推進チームでは、コンプライアンス・ミーティングの題材の検討やコンプライアンス推進にかかる諸施策の検討、「コンプライアンスハンドブック（三重県職員コンプライアンス指針）」の策定等を行いました。</p> <p>(4) 研修の充実（拡充） 職員にコンプライアンスを再認識してもらう機会を増やすため、職員研修センターにおけるコンプライアンス研修を増やすとともに、総務部が全庁的に行う研修に、コンプライアンスの説明を加え、これまで以上にきめ細かく実施しました。また、11 月から全 9 回の巡回法務・コンプライアンス研修を新たに実施しました。</p> <p>(5) 「コンプライアンスハンドブック（三重県職員コンプライアンス指針）」の策定 コンプライアンスを推進していく上で、職員が日常の業務を遂行する過程で取るべき判断や行動のあり方についての全般的な共通事項、基本的事項を定める指針を策定しました。</p> <p>(6) リーガル・サポート コンプライアンスの取組を実効性のあるものにするため、施策や業務の妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組み（リーガル・サポート）を構築し、法令習熟度の向上に取り組んでいます。</p> <p>(7) その他実施した施策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職員の自己検証のためのチェックシートの導入（8 月から） ② 三重県職員クレドカードの導入（8 月から） ③ クレドカードの内容を浸透させるための庁内放送（8 月から） <p>また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、総務部長通知を发出了しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の綱紀粛正について（依命通知） 平成 25 年 5 月 15 日 ・参議院議員選挙における職員の服務規律の確保について（通知） 平成 25 年 6 月 24 日

・ 職員の綱紀粛正について（依命通知） 平成 25 年 11 月 27 日

2 取組の成果

職員の服務規律の確保のための継続的な取組に加えて、全 4 回の「コンプライアンス・ミーティング」の実施や「チェックシート」「クレドカード」の導入等により、職員からは、「日頃から課内で情報共有が図られ、風通しの良い職場であることが重要」「普段あまり意識していなかった事項について、再認識することができた」などの意見が寄せられ、コンプライアンス意識の向上に役立っていると考えます。

また、全 9 回の巡回法務・コンプライアンス研修やリーガル・サポートにより、法令習熟度の向上の取組を進めることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

職員に服務規律の確保やコンプライアンスの意識を徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成 26 年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

また、リーガル・サポートや巡回法務研修等を通じて、引き続き職員の法令習熟度の向上に取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の金品亡失(損傷)について、平成24年度は225件(紀伊半島大洪水による被害を除く)の報告となっており、前年度の189件(紀伊半島大洪水等による被害を除く)と比較して大きく増加している。</p> <p>引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>課長補佐級昇任時研修等におけるコンプライアンス研修の中で、物品の適正な保管・管理に関する研修を実施しました。</p> <p>また、平成25年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を发出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成25年5月31日)</p> <p>特に、公用車については、出納局長との連名による通知を发出し、交通安全に対する意識の向上、交通事故等の防止及び公用車損傷の際の金品亡失報告・事故報告の徹底について注意喚起を行うとともに、公用車の使用前後の「車両点検表」による自己点検を行うこととしました。(平成25年10月1日)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務課長会議、班長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を一層徹底することができました。</p>
<p>平成26年度以降(取組予定等)</p> <p>物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、物品の適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成26年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立)</p> <p>(3) 平成 24 年度の県財政は、経常収支比率については 94.9%と前年度に比べて 2.2 ポイント改善しているが、県債の残高が引き続き増加しているため、実質公債費比率については 14.1%と前年度に比べて 0.5 ポイント悪化している。</p> <p>雇用経済情勢の先行きの不透明な中、県税収入や地方交付税に多くを期待することは困難な状況であるため、今後も三重県行財政改革取組を着実に推進し、可能な限り県債発行の抑制に努めるとともに、徹底した事業の見直しや新たな収入源の開拓等による多様な財源確保策に積極的に取り組むことにより、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。 (財政課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成 26 年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高を、平成 23 年度末よりも減少させる目標の達成にむけて、中期財政見通しで示した発行額の範囲内に県債発行を抑制しました。</p> <p>平成 25 年度（最終補正後）における県債残高 8,215 億円 (参考) 中期財政見通しで示した平成 25 年度末県債残高 8,224 億円</p> <p>また、平成 26 年度当初予算編成にあたっては、極めて厳しい財政状況の中、限られた財源を柔軟に無駄なく配分するため、平成 25 年度から行っている知事と部局長による協議の充実等を引き続き実施するとともに、従来の一律シーリングを見直し、重点化施策について一定の加算を行うことで、更なる選択と集中を図りました。</p> <p>さらに、多様な財源確保策としては、公用車への広告掲載、県行造林におけるオフセット・クレジット制度による CO2 売買、ホームページへのバナー広告、共通使用封筒への広告、自動販売機の設置場所の貸付などに取り組みました。県有施設へのネーミングライツについては、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の 3 施設を中心に、昨年度実施した企業等へのアンケート調査を踏まえ、さらに個別に企業等に対する聞き取りや、施設の協賛金への影響等の確認を行い、導入にかかるメリット・デメリット等をあらためて整理した結果、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場にネーミングライツの導入を図ることを決定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みえ県民力ビジョン・行動計画」の着実な推進、社会情勢の変化等を踏まえた諸課題への的確な対応、国の経済対策を活用した防災・安全対策等の実施のための予算措置 ・新しい予算編成プロセスに基づく予算編成の実施 ・県債残高を減少させる目標達成に向けた県債発行の抑制 ・多様な財源確保策に取り組んだ結果、平成 25 年度は 1 億 6,584 万円の収入見込み（3/31 時点で集計した金額）
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 26 年度当初予算は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の 3 年目として、県政の諸課題の解決に向けて重要な 1 年であり、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、「平成 26 年度三重県経営方針（最終案）」を踏まえて、当初予算を編成しました。</p> <p>今後も引き続き、三重県行財政改革取組の財政運営の改革に掲げた取組を着実に推進し、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立をめざします。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (県税及び県税以外の未収金対策)</p> <p>(4) 平成 24 年度における県税の収入未済額は 6, 102, 294, 806 円 (加算金を含む) であり、前年度に比べて 456, 392, 617 円 (△7. 0%) 減少しているものの、依然として多額となっている。</p> <p>特に、個人県民税の収入未済額が 84. 3% と大きな割合を占めており、地方税法第 48 条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収、地方税収確保対策連絡会議等を活用した市町の支援や個人住民税特別徴収義務者の全指定に向けて取り組んでいるが、今後も引き続き税収確保に努められたい。</p> <p>また、県税以外の未収金が 6, 709, 244, 666 円あるため、全庁的な取組の枠組みの構築を推進するための指針として平成 25 年 3 月に「三重県債権管理適正化指針」を策定したところであるので、同指針に基づいてそれぞれの事業担当部局が債権回収を強化するとともに、県全体の未収金縮減のための取組を今後もさらに推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(税務・債権管理課、税収確保課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税対策</p> <p>① 個人住民税特別滞納整理班の取組</p> <p>平成 22 年度より、税収確保課内に設置した個人住民税特別滞納整理班に市町職員を受け入れるとともに滞納案件も引き受け、県・市町が連携して地方税法第 48 条による個人住民税の直接徴収を実施しています。</p> <p>【同班の体制】</p> <p>個人住民税の滞納整理を進めるため、税収確保課と紀州県税事務所に設置。 リーダー：税収確保課長 スタッフ：班長 1 名、県職員 5 名、市町派遣職員 7 名 (うち紀州県税事務所駐在：県職員 1 名 (兼務)、市町派遣職員 1 名)</p> <p>【実施期間】</p> <p>平成 25 年 4 月～ ※市町派遣職員の受入期間は 6 か月～1 年間</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第 48 条の徴取引継 (県による直接徴収) を活用。 ・市町から同班に職員を受け入れ、県と市町の連携により個人住民税の滞納整理を実施。 ・滞納整理に精通した県職員を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有。 ・一か所で集中して大量・組織的に滞納整理。 <p>② 個人住民税特別徴収の加入促進と指定徹底の取組</p> <p>納税者の利便性や収入未済額縮減の観点から、企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に納入する「特別徴収」への加入を進める研究会を平成 21 年度に設置し、県・市町が連携して、県内全事業所に対し、特別徴収の法的要件について周知徹底を図りました。</p> <p>また、平成 26 年度からの全市町による特別徴収義務者の指定の徹底に向け、研究会を中心に市町と連携して指定予告通知書の発送、各種説明会を開催しました。</p> <p>③ 県税職員研修への市町職員の参加受入</p> <p>県税職員研修への市町職員の参加受け入れを行い徴収技術の向上を図りました。</p> <p>(2) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、税収確保課内の「特別徴収機動担当」と各県税事務所が連携して、下記のとおり機動的に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各県税事務所の高額・困難事案に対する指定と差押処分の強化 ② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の搜索の実施 ③ 差押不動産・動産のインターネット公売の実施 ④ 県税の納税部門と連携した機動的な徴収

⑤ その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策

⑥ 三重地方税管理回収機構との連携及び職員のパ遣

(3) 税外の未収金対策

県税以外の未収金について、「三重県債権管理適正化指針」の策定により、これまで各部局単位で行っていた基本的な債権管理の手續に共通する課題についての統一的な取扱の実施や、「債権処理計画（目標）」の策定などの新たな取組を実施しました。一方で、指針に基づき手續を行ったとしても、一部の未収金については長期間の管理が必要なものがあることから、債権放棄の手續を含めた「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等を策定しました。

2 取組の成果

(1) 個人県民税対策

① 地方税法第 48 条により県内市町から「個人住民税特別滞納整理班」に個人県民税を含む、個人住民税の徴取引継ぎを受け、滞納整理を行いました。

【平成 26 年 2 月末現在の状況】

同班への参加市町数 7 市町

引受案件数 2,217 人 約 8 億 9,900 万円（うち延滞金約 3 億 700 万円）

処理済（納付・差押・納付約束等、市町予告効果含む）金額

約 9 億 9,400 万円（うち延滞金約 3 億 2,200 万円）

徴収金額（市町予告効果含む）

約 5 億 3,200 万円（うち延滞金約 1 億 2,200 万円）

② 特別徴収加入促進と指定徹底の取組実績【平成 25 年度実績】

・事業所（給与支払者）への文書・ちらしの郵送等による周知 150,770 事業所

・関係団体（税理士会等）への訪問による周知 75 箇所

・年末調整説明会、関係団体等説明会での説明 延べ 41 箇所

・県政だよりみえ 6, 10, 11 月号広報掲載、県ホームページにて内容の周知

・ラジオ 3 回（5 月, 6 月, 10 月）、テレビ 2 回（5 月, 10 月）、新聞（広報みえ）1 回（10 月）による周知

・事務の手引き、ポスター作成及び配布

・平成 25 年 10 月 16 日、全市町より指定予告通知書送付

・平成 21 年度から特別徴収に切り替えたことに伴う増収額

（平成 25 年度当初課税報告より推計値【H21 より累計】） 6 億 9,000 万円

③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績【平成 25 年度実績】

・研修開催 6 回 市町職員等延べ参加人数 278 人

(2) その他の対応状況【平成 26 年 2 月末現在の状況】

① 高額・困難事案の指定（本税額のほか延滞金等含む） 約 1 億 5,600 万円

徴収・差押など処理済額（本税のほか延滞金等含む） 約 7,200 万円

処理済額のうち徴収額（本税のほか延滞金等含む） 約 7,100 万円

② 国税徴収法に基づく捜索・タイヤロック等実施回数 36 回（県税事務所と連携して実施）

③ 差押不動産・動産等のインターネット公売の状況

不動産、自動車、動産 42 件中 15 件落札 約 1,230 万円

④ 「三重地方税管理回収機構」の徴収状況等

徴収金額：約 6 億 900 万円、差押処分件数：673 件

(3) 税外の未収金対策

① 債権管理適正化指針に基づく取組

・債権処理計画（目標）

・徴収強化月間

・債権管理自己検査

② 関係条例の検討

・三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

・三重県公債権の徴収に関する条例

・その他の延滞金等関係する条例・規則等の改正

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1) 個人県民税対策について

引き続き「個人住民税特別滞納整理班」、「個人住民税特別徴収加入促進と指定徹底」の取組み等を実施し、個人県民税対策や市町支援策等について計画的な推進を図ります。

① 個人住民税特別滞納整理班の取組

4年間の成果と課題を検証しながら、さらなる取組を推進します。

② 個人住民税特別徴収加入促進と指定徹底の取組

平成 26 年度に開始する特別徴収義務者の指定の徹底を、県内全市町が法定要件にそって実施できるよう引き続き、取組を進めます。また、特別徴収義務者の滞納対策についても市町と連携して取り組んでいきます。

③ 県税職員研修への市町職員の参加受入

(2) 「特別徴収機動担当」と各県税事務所とが連携して、機動的な滞納整理を実施するとともに、差押、捜索やインターネット公売などの滞納処分を引き続き強化し、県税収入の確保に取り組めます。

(3) 「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組めます。また、現在同機構が進めている機能強化の取組に対し、必要な支援を行います。

(4) 税外の未収金対策

県税以外の未収金について、新たに策定した「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、未収金の縮減に取り組めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県有財産の有効活用)

(5) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成 24 年度から平成 27 年度までの 4 年間を取組期間とする「みえ県有財産利活用方針」を平成 23 年度に策定し、これに基づき実施計画、個別財産の利活用計画を年度ごとに策定し、取組を進めている。

平成 24 年度は年度の目標額 1 億円に対して 106,828,728 円と売却目標額は達成しているものの、今後も引き続き、関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却促進や有効活用等に努められたい。

(管財課)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

平成 23 年度末に策定した「みえ県有財産利活用方針（平成 24～27 年度）」に基づき県有財産の有効活用を図るため設置した「県有財産有効活用等推進会議」（座長：総務部副部長、構成員：各部局総務課長等）において選定された課題を有する財産について、平成 25 年度個別財産の利活用計画の進行管理を行うとともに、平成 26 年度個別財産の利活用計画を策定しました。

2 取組の成果

未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用

未利用の県有財産について、一般競争入札の他、インターネットオークションを活用するなど、積極的な売却に努めた結果、平成 25 年度未利用財産売却額は、8 件、4 億 7,501 万 5,485 円（うち 1 件 1,551 万円はインターネットオークション）となりました。

なお、昨年度に引き続き各所属において県有財産の自己点検を行い、未利用や低利用などの課題を有する財産の把握に努めました。

県有財産売却内訳

年度	件数	面積	金額
25	8 件	60,313.10 m ²	475,015 千円

(参考) これまでの売却実績

利活用計画等	件数	面積	金額
第 1 次 (H18～H20)	33 件	45,244.66 m ²	1,101,561 千円
第 2 次 (H21～H23)	21 件	52,233.48 m ²	651,854 千円
平成 24 年度	12 件	41,716.14 m ²	106,829 千円

平成 26 年度以降（取組予定等）

「みえ県有財産利活用方針」に基づき、県有財産有効活用等推進会議において選定された課題を有する財産について、平成 26 年度個別財産の利活用計画に基づき未利用県有財産の積極的な売却と有効活用の取組を進めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 不動産取得税の減額申請がされていたが、減額前の金額で納税通知書を送付していた。 (桑名県税事務所)</p> <p>(2) 不動産取得税の減額通知書を誤って別人に送付していた。 (桑名県税事務所)</p> <p>(3) 差押期間が長期にわたり、差押物件に対する方針が決められていない物件があった。 (桑名県税事務所)</p> <p>(4) 税額計算時の確認が不十分であったことによる課税誤りがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(5) 電算入力時の確認が不十分であったことによる徴収猶予税額の登録誤りがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(6) 法務局での確認が不十分であったことによる課税誤りがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(7) 市から県への個人住民税の払込について、法定期日を過ぎているものがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(8) 滞納処分整理簿に差押後の処理内容が記載されていないものがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(9) 納付受託証券整理簿と金融機関からの領収証書との割印がされていないものがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(10) 窓口収納の現金と納付書の額が一致していなかった。 (津総合県税事務所)</p> <p>(11) 納付受託証券の証書番号と日付に不整合がみられた。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(12) 市から県への個人住民税の払込について、法定期日を過ぎているものがあった。 (伊賀県税事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(1) 県税 IS09001 不適合サービス管理規定及び是正処置管理規定に従って、不適合発生報告書の作成と是正処置の検討を行い、平成 24 年 9 月 10 日の担当者ミーティングにおいて全員に注意喚起を促すとともに、送付を予定している納税通知書に対する減額申請書提出の有無についての確認を確実に実施することで再発の防止に努めました。 (桑名県税事務所)</p> <p>(2) 県税 IS09001 不適合サービス管理規定及び是正処置管理規定に従って、不適合発生報告書の作成と是正処置の検討を行い、平成 24 年 9 月 18 日の担当者ミーティングにおいて全員に注意喚起を促すとともに、減額通知書の発送までに同人寄せを行ったものについては内容の確認を複数の職員で実施することで再発の防止に努めました。 (桑名県税事務所)</p> <p>(3) 差押期間が長期にわたる物件については再調査を実施し、差押物件の処理方針を決定しました。 (桑名県税事務所)</p> <p>(4) 調定前の①税額計算時②入力時③入力チェック時④決裁時の 4 人のチェックの徹底と持分がある場合には確実に色鉛筆で丸印を付けることを打合せ会議において、あらためて職員に対し注意喚起を行いました。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(5) 徴収猶予計算表に徴収猶予のチェック欄を追加し、職員への注意喚起と決裁時に徴収猶予承認通知書の承認税額を計算表に転記することによりチェックを行い、再発防止を図りました。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(6) 担当者ミーティングにおいて法務局調査の写し取りチェックの徹底と職員に対する注意喚起を行い、再発防止を図りました。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(7) 各種会議等の場を活用するなどして、関係市に対して、個人県民税の振込みの法定期日までの納付について申し入れを行いました。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(8) 記載漏れがないよう課員へ周知を行うとともに、定期的に滞納処分整理簿のチェックを行いました。 (鈴鹿県税事務所)</p>

- (9) 金融機関から領収証書が送られ検印する時は、注意を払い割印し、納付受託証券整理簿の確認を複数の職員で行いました。(鈴鹿県税事務所)
- (10) 原因究明のため調査を行いました。納税者からの指摘もなく、原因は不明であり、帰属が明らかにならなかったため、年度末に雑入金として収納しました。
再発防止のため、窓口収納における現金収納手順を一部見直し、預かり金額及びつり銭金額の確認回数を増やすとともに、複数職員によるダブルチェックを徹底するようにしました。
その手順、及び現金の取り扱い時の意識について、収納管理担当及び徴収担当の打ち合わせにおいて、あらためて周知徹底を図りました。(津総合県税事務所)
- (11) 証券については、軽油引取税専用の納付受託証書を設け、受け付けた順番に確実に納付受託証書に記入するようあらためました。(伊勢県税事務所)
- (12) 5月15日の第1回伊賀地域地方税収確保対策会議の後、関係市に対して、個人県民税の払込の法定期日までの納付について申し入れを行いました。(伊賀県税事務所)

2 取組の成果

イ 地域機関分

- (1)(2)(4)(5)(6) 同様の事例は発生していません。(桑名県税事務所)(鈴鹿県税事務所)
- (3) 処理が可能な財産については換価や解除等の処理を実施しました。引続き調査検討が必要な財産については処理方針を決定し、調査を行っています。(桑名県税事務所)
- (7) 特段の事情がない限り、法定期日内に納付されましたが、一部の市において電算システムの処理上、月初めに休日が重なる月については対応が難しい場合があります。(鈴鹿県税事務所)
- (8) その後の記載漏れはありません。(鈴鹿県税事務所)
- (9) その後の割印漏れはありません。(鈴鹿県税事務所)
- (10) 窓口から収納担当者への引き継ぎは、見直された現金収納手順どおりに行われており、その後の収納誤りは発生していません。(津総合県税事務所)
- (11) 納付受託証書の証書番号と日付の不整合は解消されました。(伊勢県税事務所)
- (12) 今年度は法定期日を過ぎた払込は発生していません。(伊賀県税事務所)

平成26年度以降(取組予定等)

イ 地域機関分

- (1) 引き続き、送付を予定している納税通知書に対する減額申請書提出の有無についての確認を確実に実施し、再発の防止に努めていきます。(桑名県税事務所)
- (2) 引き続き、減額通知書の発送までに同人寄せを行ったものについては内容の確認を複数の職員で実施することで、再発の防止に努めていきます。(桑名県税事務所)
- (3) 引き続き財産等の調査を行いながら定期的に処理方針を検討し、差押期間が長期にわたることが無いよう、換価・差押換え・差押解除等を実施してまいります。(桑名県税事務所)
- (4) 今後もチェックの徹底と持分がある場合には確実に色鉛筆で丸印を付け、課税誤りの防止を図ります。(鈴鹿県税事務所)
- (5) 今後も徴収猶予承認通知書の承認税額を計算表に転記することによりチェックを行います。(鈴鹿県税事務所)
- (6) 今後も法務局調査の写し取りチェックの徹底を行い、課税誤りの防止を図ります。(鈴鹿県税事務所)
- (7)(12) 引き続き、法定期日までに納付するように申し入れを行うとともに、期日が過ぎた市町があれば、その都度市町から事情を聞き、遅れることがないようにしてまいります。(鈴鹿県税事務所)(伊賀県税事務所)
- (8) 今後も滞納処分整理簿のチェックを行い、記載漏れの防止を図ります。(鈴鹿県税事務所)
- (9) 今後も納付受託証券整理簿の確認を複数の職員で行い、割印漏れの防止を図ります。(鈴鹿県税事務所)
- (10) 引き続き、複数職員によるチェックを行い、収納誤りの防止を図ります。(津総合県税事務所)
- (11) 証券については、引き続き、受付した順番に納付受託証書に記入することを徹底します。(伊勢県税事務所)

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 自動車税賦課徴収に係る分配情報作成業務において、契約書等に三重県暴力団排除条例施行に伴う契約解除条項が記載されていなかった。(税込確保課)</p> <p>(2) 三重県議事堂雨水排水処理(鉛除去)業務委託において、変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。(管財課)</p> <p>(3) 公文書機密抹消処理業務委託において、予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。また、契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。(自動車税事務所)</p> <p>(4)(5) 平成24年度三重県職員人権研修業務委託、平成24年度新規採用職員体験研修(事前学習)講義委託において、契約書等に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。(職員研修センター)</p> <p>(6)(7) 平成24年度松阪庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託、三重県松阪庁舎電話交換設備保守点検業務委託において、契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。(松阪地域防災総合事務所)</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 第32回全国豊かな海づくり大会出席において、宿泊料の算定に誤りがあった。(総務事務課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 契約書作成の際には、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について、契約書に確実に記載するよう徹底しました。(税込確保課)</p> <p>(2) 今回の事案は、出納局事前検査の対象となる契約であることを失念していたために発生したものです。対象となる契約については、出納局事前検査を必ず受けるよう課内会議等で担当者に周知し、適正に事務を実施するよう徹底しました。(管財課)</p> <p>(3) 予定価格の設定において、今後、積算根拠を明確に記載し適正な事務処理をするよう徹底しました。また、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について、確実に記載するよう徹底しました。(自動車税事務所)</p> <p>(4)(5) 暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について、確実に記載するよう徹底しました。(職員研修センター)</p> <p>(6)(7) 契約書作成時には、契約書への記載漏れ等がないように複数職員によるチェック体制を徹底しました。(松阪地域防災総合事務所)</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 算定誤り分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。また、宿泊先が指定されている場合、資料確認にかかるチェックを強化しました。(総務事務課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 業務委託契約の執行について、適正な事務処理に努めています。(税込確保課)</p> <p>(2) 出納局事前検査の適正な手続が行われるようになりました。(管財課)</p> <p>(3) 適正な契約事務の処理について、周知徹底しました。(自動車税事務所)</p> <p>(4)(5)(6)(7) 適正な事務処理に努めています。(職員研修センター)(松阪地域防災総合事務所)</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 算定誤り分について、返納されたことを確認しました。(総務事務課)</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) (3) 業務委託契約の執行について、不適切な事案が生じることのないよう留意のうえ、適正な事務処理に努めます。
(税込確保課) (自動車税事務所)
- (2) 出納局事前検査の対象となる契約について、会計規則等の規定に基づき適正に事務を実施します。
(管財課)
- (4) (5) (6) (7) 引き続き、適正な事務処理に努めます。
(職員研修センター) (松阪地域防災総合事務所)

イ 旅費

- (1) 旅費の支給について、引き続き、旅費条例等に基づき適正に執行するよう努めていきます。
(総務事務課)

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(1件)。 (2) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(1件)。 (3) 扶養手当に係る認定時の書類に一部確認できない事項があった(1件)。 (4) 住居手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(4件)。 (5) 住居手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(3件)。 (6) 住居手当に係る認定時の書類に一部確認できない事項があった(2件)。 (7) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった(11件)。 (8) 通勤手当の通勤経路及び通勤距離の認定に誤りがあった(7件)。 (9) 通勤手当のバス運賃相当額の認定に誤りがあった(1件)。 (10) 総務事務システムへの入力事項が誤っていた(2件)。</p> <p style="text-align: right;">(総務事務課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>監査の指摘を受けた職員の各種手当については、総務事務集中化時に引継ぎを受けた各所属での認定分も含めて再審査を行い、認定の適・不適を確認し、不適なものについて以下のとおり修正を行いました。</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6)</p> <p>各種手当(扶養手当、住居手当)の認定に必要な書類及び事後確認書類の不備については、該当職員に必要な証明書等の提出を求め、手当の支給が適正であることを確認したうえで、書類を整備しました。</p> <p>(7) (8) 通勤手当の過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。</p> <p>(9) 通勤手当の認定誤りについては、速やかに精算の事務処理を行いました。</p> <p>(10) システムの入力誤りを訂正しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各種手当の支給要件の確認や添付する証明書等に留意のうえ、適正な事務処理に努めました。</p> <p>通勤手当の過払い分については返納されたことを確認しました。</p> <p>通勤手当の認定誤りについては精算されたことを確認しました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>各種手当の認定、事後確認について、引き続き、給与条例等に基づき適正に執行するよう努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 物品管理状況</p> <p>(1) 台帳未記載の劇物が保管されていた。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(2) 物品管理台帳に登録されている備品の数量の単位が誤って登録されていた。 (自動車税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷 (修理代 104,570 円) (管財課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 物品管理状況</p> <p>(1) 台帳に記載をして、保管・管理を行いました。また、現在全く使用することがない劇物であることから、廃棄にむけて手続きを行いました。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(2) 発見後、速やかに修正処理しました。今後、適正な事務処理を行うよう徹底しました。 (自動車税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 交通安全意識の向上と集中管理公用車を含む自動車の適切な運行管理について、毎月の課内会議などの機会に交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。 (管財課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 物品管理状況</p> <p>(1) 平成 26 年 1 月 14 日に廃棄をしました。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(2) 是正処理実施後、適正に事務処理されています。 (自動車税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 職員の交通安全意識の向上が図られ、公用車の適切な運行管理が行われています。 (管財課)</p>
<p><u>平成 26 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>ア 物品管理状況</p> <p>(1) 劇物の保管を無くします。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(2) 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (自動車税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 今後も、引き続き課内会議などの機会に職員の交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図ります。 (管財課)</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 自家用車による出張の際に公務出張に使用する自家用車届出書が提出されていなかった。 (桑名県税事務所)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 指摘を受けた出張に係る職員、ならびに自家用車で出張する可能性のある職員に対して、自家用車届出書を提出させ、遺漏のないようにしました。 2 取組の成果 (1) 同様の事例は発生していません。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> (1) 年度当初での自家用車届出書の提出を徹底します。特に、異動してきた職員に比べ、チェックの漏れがちな留任職員に対して、毎年度の提出が必要である旨、あらためて周知徹底を行います。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 38,766 円・相手 245,860 円）</p> <p style="text-align: right;">(税込確保課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 物損事故 交通安全意識の向上と集中管理公用車を含む自動車の適切な運行管理について、毎月の課内会議などの機会をとらえて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 物損事故 職員の交通安全意識の高揚が図られ、公用車の適切な運行管理が行われています。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 物損事故 今後とも、課内会議など機会のあるごとに、交通安全意識と適切な自動車の運行管理意識の向上のため、職員への周知徹底を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (介護サービス基盤の整備促進)</p> <p>(1) 高齢化が進む中、平成 24 年 9 月 1 日現在、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数は、1,740 人であり、入所の必要性の高い人が長期間待機しなければならない状況が続いている。</p> <p>施設に対して入所基準の適切な運用を促すとともに、施設整備を行う事業者への支援を効果的に行うことにより施設整備を着実に進められたい。また、関係機関と連携して、施設で働く介護従事者の安定的な確保や資質の向上、定着支援等に取り組み、介護サービスの充実に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課、長寿介護課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 特別養護老人ホームへの入所にあたっては、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、施設への現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。</p> <p>(2) 平成 26 年度の整備計画の募集に際し、施設整備を予定している事業者を対象とした説明会を開催しました。(長寿介護課)</p> <p>(3) 県社会福祉協議会に各種事業を委託し、下記の事業を実施しました。</p> <p>①福祉関係の無料職業紹介、福祉職場説明会、進路ガイダンス等を実施しました。(福祉人材センター運営事業)</p> <p>②福祉・介護人材マッチング支援事業として、福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、ハローワークにおける出張相談、事業所訪問等を実施しました。(福祉・介護人材マッチング支援事業)</p> <p>③福祉・介護の仕事に関心を持つ者に対し、福祉・介護職場の体験の機会を提供し、新たな人材の参入を図る職場体験事業を実施しました。(職場体験事業)</p> <p>④県内の中学校、高等学校の生徒・保護者・教職員を対象に、福祉・介護の仕事に関する魅力を発信するための福祉の仕事セミナー等を実施しました。(福祉・介護の魅力発信事業)</p> <p>⑤離職者等に対し、介護資格(介護職員初任者研修課程)の取得や就労支援を行う育成プログラムを実施しました。(離職者等就労支援事業)</p> <p>⑥小規模事業所の人材の確保・育成等に関する専門的な助言指導を行うアドバイザーや、介護技術等の研修講師を小規模事業所へ派遣しました。(小規模事業所等人材育成支援事業)</p> <p>⑦福祉・介護関係団体の連携強化を図り、効果的な人材確保対策に取り組めるよう支援を実施しました。(福祉・介護人材確保対策連携強化事業)</p> <p>(4) 離職者等を対象に、介護施設等で働きながら資格を取得することを支援し、介護現場での雇用の拡大とともに、介護人材の育成・確保を図る介護雇用プログラム緊急雇用創出事業を実施しました。(地域福祉課)</p>
<p>2 取組の成果</p> <p>(1) 現地調査においては、入所順位名簿の未作成や順位どおりに入所決定が行われていないなどの不適切な運用も認められましたが、現地調査の実施により適切な運用を促すことができました。</p> <p>(2) 平成 26 年度の施設整備に向けて、25 事業者から整備計画の応募があり、このうち、特別養護老人ホーム 7 施設(360 床)、介護老人保健施設 4 施設(360 床)、及び養護老人ホーム 1 施設(改築)を選定しました。(長寿介護課)</p> <p>(3) 県社会福祉協議会への委託事業</p> <p>①福祉人材センター事業、福祉・介護人材マッチング支援事業、職場体験事業により、424 名が福祉・介護職場に就職しました。</p> <p>②福祉・介護の魅力発信事業により、中学及び高等学校でセミナー等を 38 回実施しました。</p> <p>③離職者等就労支援事業により、114 名が資格を取得し、77 名が福祉・介護職場に就職しました。</p> <p>④小規模事業所等人材育成支援事業により、講師及びアドバイザーを 60 回派遣し、人材の育成・</p>

定着を図りました。

⑤福祉・介護関係団体が参加する連携強化会議を行い、各団体における現状を把握するとともに、効果的な人材確保対策についての会議（3回）を開催しました。

(4) 介護雇用プログラム緊急雇用創出事業

介護雇用プログラム緊急雇用創出事業により、42名の雇用が確保されました。（地域福祉課）

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1) 施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。

(2) 整備計画の募集にあたっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。

（長寿介護課）

(3) 人材確保について、事業実施方法の検討や各事業の有効活用を図り、効果的に事業が実施できるよう、介護福祉士養成校、ハローワーク等関係機関とも協力しながら、総合的に取組を進めます。

①福祉・介護分野の求人者と求職者のニーズを把握して、ふさわしい職場をマッチングするとともに、福祉・介護の就職相談会等を実施します。（福祉人材センター運営事業）

②福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場紹介や事業所への指導・助言など、円滑な就労・定着を支援します。（福祉・介護人材マッチング支援事業）

③福祉・介護の仕事に関心を持つ者に対し、福祉・介護職場の体験の機会を提供し、新たな人材の参入を図ります。（職場体験事業）

④県内の中学校・高等学校の訪問事業及び生徒・保護者・教職員を対象に、福祉・介護の仕事に関する魅力を発信するための福祉の仕事セミナー等を実施します。（福祉・介護の魅力発信事業）

⑤離職者等に対する介護職員初任者研修課程養成講座を実施し、資格を取得させることで、福祉・介護分野への就業を支援します。（離職者等就労支援事業）

⑥小規模事業所等への専門的な助言指導を行うアドバイザーや研修講師の派遣を行い、人材の確保・育成を支援します。（小規模事業所等人材育成支援事業）

⑦福祉・介護関係団体の連携強化を図り、効果的な人材確保対策に取り組みます。（福祉・介護人材確保対策連携強化事業）

（地域福祉課）

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (医療分野の人材確保)</p> <p>(2) 県内の人口 10 万人当たりの医師・看護職員数は、医療施設従事医師数が全国 37 位（平成 22 年末現在）、看護師従事者数が全国 35 位（平成 24 年末現在）であるなど、全国平均を下回っている。</p> <p>医師について、医師不足や偏在の解消に努めるとともに、看護職員について、関係機関と連携し、人材確保や定着促進、資質向上を図るための取組を充実させ、良質な医療サービスの提供体制を確保されたい。 (医務国保課、地域医療推進課)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 医師確保対策</p> <p>平成 16 年度に導入された新医師臨床研修制度では、マッチングの導入により、研修医が研修先を自由に選べるようになる一方で、研修医が都市部に集中し、地方の医師数が不足する状況に至ったほか、研修医のアルバイトが禁止されたことで、夜間及び休日の当直業務を行う医師の確保が非常に困難な状況となり、県全体で深刻な医師不足に陥りました。こうした状況を受けて、県では、一定期間県内医療機関で勤務することを返還免除条件とする医師修学資金貸与制度の設置運用等、様々な医師確保対策を展開し、現在に至っています。平成 25 年度も以下の取組を実施しました。</p> <p>① 全国から医師を招へいする無料医師職業紹介事業や病院勤務医師負担軽減対策、研修医研修資金貸与制度の運用、医師確保に資する寄附講座の設置支援等の「医師不足の影響を当面緩和する取組」や、医師修学資金貸与制度の運用や臨床研修病院の魅力向上支援、地域医療研修センター等における地域医療教育・研修の充実等の「中長期的な視点に立った取組」を積極的に進めました。</p> <p>② 平成 24 年 5 月に設置した三重県地域医療支援センターにおいて、修学資金貸与医師等若手医師へのキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりを進めました。また、今後の医師確保対策の充実強化につなげるため、医師需給状況調査を行いました。 (地域医療推進課)</p> <p>(2) 看護職員確保対策</p> <p>① 看護職員の養成と確保を図るため、看護学生等に対して修学資金を貸与するとともに、看護師等養成所への教育体制の強化支援、運営支援を実施し、さらに潜在看護職員に対して、復職支援研修会やナースセンターによる就業相談、斡旋などの再就業支援を実施しました。</p> <p>また、県内の中高校生に対しては、看護職員をめざす動機付けとなるよう、看護の魅力を開発する出前事業や看護体験も行いました。</p> <p>② 定着促進の取組として、医療機関に対し、多様な保育ニーズにも対応できる院内保育所の設置支援を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築に向けた研修経費補助や人材育成を担う責任者等への育成支援を行いました。また、就労環境改善について、看護職員からの相談に応じる総合相談窓口の設置や医療機関へのアドバイザー派遣、看護管理者を対象とした研修会の開催などの取組を進めました。さらに、今後の看護師確保対策の充実強化につなげるため、看護師需給状況調査を行いました。 (医務国保課)</p>
2 取組の成果
<p>(1) 医師確保対策</p> <p>① 「医師不足の影響を当面緩和する取組」では、無料医師職業紹介事業において、9 件の問い合わせがあり、4 件（常勤）が成約、3 件（常勤 1、非常勤 2）が成約見込（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月末まで）となっています。また、病院勤務医師負担軽減対策では、3 病院（3 事業）の取組を支援しています。研修医研修資金貸与制度では、臨床研修医 14 名、専門研修医 1 名に新規貸与を行い、貸与者の累計（平成 26 年 3 月末現在）がそれぞれ 40 名、7 名となっています。寄附講座の設置及び設置支援では、新たに県と三重大学、伊勢市と藤田保健衛生大学との間で寄附講座が開設され、内科やリハビリテーション科の医師が地域の病院へ診療支援（非常勤）を行っています。</p>

②「中長期的な視点に立った取組」では、医師修学資金貸与制度において、貸与者の累計が408名（平成26年3月末現在）に達し、今後段階的に県内で勤務を開始する若手医師の増加が見込まれています。また、臨床研修病院の魅力向上支援では、14病院・団体（17事業）を支援し、研修医の受入環境整備を図りました。地域医療研修センター事業では、紀南病院に加えて、町立南伊勢病院、鳥羽市立神島診療所、同桃取診療所、志摩市立前島診療所の4つを地域医療研修の受入機関とし、連携体制を充実しました。

③ 地域医療支援センター事業では、医師の地域や診療科の偏在解消に向けて、三重大学等関係機関と連携し、医師不足病院を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムを17の基本診療領域で作成しました。また、医師需給状況調査では、平成23年患者調査における患者1,000人あたり医師数の三重県と全国平均とのギャップについて、今後平成42年（2030年）までに解消する見通しとなるものの、依然として、地域間、診療科目間の医師の偏在が残るとの推計結果となりました。

（地域医療推進課）

(2) 看護職員確保対策

① 平成25年3月末において看護師等養成所から771名の卒業生が輩出され、715名が看護職員として就業し、そのうち566名（79.2%）が県内で就業しました。

また、ナースセンターによる就業相談、斡旋では、登録者933名のうち、417名の就業者を得て、看護職員の復職につながりました。

潜在看護職員の復職研修会においては、19名の参加があり、13名が復職しました。

② 病院内保育所運営補助の24時間対応加算について、8施設（平成24年度5施設）から交付申請があり、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所が増加しました。

新人看護職員の研修体制構築については、新人看護職員の入職のあった約9割の病院において、研修体制が整備され、研修修了者の割合は92.4%となっており、看護職員の離職率も全国平均を下回っています。

（医務国保課）

平成26年度以降（取組予定等）

(1) 医師確保対策

① 医師需給状況調査の結果も踏まえ、必要な見直しを行いながら、今後も「医師不足の影響を当面緩和する取組」と「中長期的な視点に立った取組」を効果的に組み合わせ、医師確保対策を総合的に進めます。

② 三重県地域医療支援センターにおいて作成した、内科・外科等の基本診療領域における後期臨床研修プログラムの募集・運用を開始し、より多くの医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着を進め、医師の地域や診療科の偏在解消につなげていきます。

（地域医療推進課）

(2) 看護職員確保対策

① 看護職員等の就労環境改善に向け、多様な勤務形態の導入や看護補助者の活用などにかかる研修会を開催するとともに、医療機関全体での勤務環境改善を図るため、関係団体等と連携し、取組を進める医療機関に対して、ニーズに応じた相談、専門家派遣等を実施します。

② 看護職員等の離職防止のため、引き続き、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置に向け、施設規模に応じた働きかけを実施していきます。

（医務国保課）

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (がん対策の推進)</p> <p>(3) がんは、昭和 56 年以降、県内における死因の第 1 位であり、今後も増加が予想されるため、がんの予防、早期発見から治療、予後に至るそれぞれの段階に応じた「がん対策」を充実させ、がんによる死亡者数の減少に努められたい。</p> <p>また、がんによる死亡者数を減少させるためには、早期発見・早期治療が重要であることから、がんの早期発見につながる「がん検診」について、県民の意識の向上や受診しやすい環境づくりなどに取り組むことにより、受診率の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(健康づくり課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 25 年 3 月に策定した三重県がん対策戦略プラン第 2 次改訂に基づき、がんによる死亡者数の減少に向け、NPO・民間企業・団体等と連携してそれぞれの段階に応じた対策を実施しました。</p> <p>① 市町に対し、がん検診と特定健康診断の同時実施を働きかけるとともに、各市町における検診受診率向上に向けた取組に対して補助を行い、創意工夫した個別受診勧奨などがん検診受診率向上に向けた取組が行われました。</p> <p>② がん診療連携拠点病院等において、がん対策の普及啓発を図るための公開講座や乳がん検診を受けるきっかけづくりとしてワンコイン検診を実施しました。</p> <p>③ 県民のがん検診の必要性に関する理解を深めることを目的に、市町、団体等が主催するイベントへのブース出展や、タウン誌へのがん関連情報の掲載、啓発資材の貸出などを行いました。</p> <p>④ がん検診の受診率向上を図るため、民間企業 5 社と協定を締結しました。締結先企業では、がん検診受診を促進する商品(がん検診受診による預金利率優遇商品)の開発や、「がんを知る展」を企業店舗内で実施しました。</p> <p>⑤ 効果的ながん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、地域がん登録の取組を進めました。</p> <p>(2) がん対策の一層の充実を図るため、平成 26 年 4 月 1 日施行に向け、「三重県がん対策推進条例」の制定にかかる取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 市町、医療機関、患者会、企業などと連携を取りながらがん対策を進めました。これまでの取組成果として、平成 25 年度のがんによる 75 歳未満年齢調整死亡率は、平成 26 年以降に確定はしますが、以下の成果がありました。</p> <p>① 県内 16 か所においてワンコイン検診を実施し、217 名が受診しました。</p> <p>② 平成 25 年度はがん検診、特定健診の同時実施を 1 市 1 町が実施しました。また同時実施に向けた働きかけにより、平成 26 年度は 4 市 5 町が実施予定です。</p> <p>③ 地域がん登録については、届出件数 16,839 件(平成 25 年度)になりました。</p> <p>(2) がん対策をより一層推進するための「三重県がん対策推進条例」を平成 26 年 4 月 1 日から施行します。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 「三重県がん対策推進条例」に基づき、小中学校などの就学期児童を対象とした早い段階からのがん教育や、企業や団体等、地域の社会資源を活用したがん検診の普及啓発活動、がん患者の就労支援の取組を進めていきます。
- (2) 市町や関係団体等と連携して、特定健診とがん検診の同時実施を促進していきます。
- (3) 医療機関の設備整備を通じ、がん医療体制の充実を図ります。
- (4) 地域がん登録事業について得られた情報を科学的根拠に基づいたがん対策に活用できるよう、データを分析、評価した年報を作成します。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (健康対策の推進)</p> <p>(4) 介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間である「健康寿命」を延伸するため、県においては、関係機関と連携して生活習慣病対策など県民の健康づくりに取り組んでいるところである。</p> <p>生活習慣病対策としては、特定健康診査(生活習慣病に関する健康診査)を受診し、生活習慣の改善や病気の早期発見・早期治療に繋げることが効果的であるので、市町、企業等と連携して受診勧奨や受診しやすい環境づくりを進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(健康づくり課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 特定健診及び特定保健指導受診率の向上を図るため、保健師、管理栄養士など関係職員を対象とした研修会を開催しました。</p> <p>① 特定健診・特定保健指導実践者育成研修会 三重県保険者協議会とともに、関係職員(主に初任者)が特定健診及び特定保健指導を効果的に実施できることを目的に開催しました。</p> <p>② 特定健診・特定保健指導スキルアップ研修会 三重県保険者協議会とともに、関係職員(主に従事者)が具体的な技術の習得や保健指導能力を高めることを目的に開催しました。</p> <p>(2) 市町及び全国健康保険協会が実施する特定健診・特定保健指導が同時実施され、受診率向上が図られるよう、市町担当者と協会けんぽ担当者との意見交換を行いました。</p> <p>(3) 生活習慣病に関する正しい知識の普及を目的に、市町、民間団体等が主催するイベント等へのブース出展を行うなどの啓発活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 関係職員を対象とした研修会の開催</p> <p>① 特定健診・特定保健指導実践者育成研修会の開催 標準的な健診・保健指導プログラムに基づき4日間の研修会を開催し、延べ129名が受講しました。生活習慣病患者(予備群含む)の確実な抽出と保健指導の必要性の理解が進みました。</p> <p>② 特定健診・特定保健指導スキルアップ研修会の開催 糖尿病、特定健診・特定保健指導の評価をテーマに2日間の研修会を開催し、延べ43名が受講しました。特定健診・特定保健指導のスキルが向上しました。</p> <p>(2) 市町及び協会けんぽとの連携を図り、平成26年度の特定健診・特定保健指導の同時実施について3市4町と検討を行った結果、同時実施する市町が平成25年度1市1町から平成26年度4市5町へと増加しました。</p> <p>(3) 啓発活動 市町、民間団体等が実施するイベントに7回参加し、健康クイズの実施や、生活習慣病予防の啓発、特定健診・特定保健指導の受診勧奨を行い、正しい知識の普及や健診の必要性について啓発を行いました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 今後も継続して関係職員のスキルアップを目的とした研修会を開催し、特定健診・特定保健指導の受診率の向上を図り、生活習慣病の予防に取り組みます。</p> <p>(2) 特定健診・特定保健指導の受診率向上を図るため、市町と協会けんぽが実施する特定健診の同時実施の推進に取り組み、その成果について関係機関に対し情報提供を行います。</p> <p>(3) 啓発活動をはじめ、各種取り組みについて三重県保険者協議会、協会けんぽなど関係機関との連携を強化し、さらなる取組の向上をめざします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (児童虐待の防止と社会的養護の推進)</p> <p>(5) 平成 24 年度は県内で児童虐待による死亡事例が 2 件発生した。 こうしたことから、児童虐待の早期発見や未然防止のため、母子保健等の関係機関との連携を強化し、児童虐待対応の一体的な取組を推進するとともに、要保護児童の生活環境の向上や自立支援のための取組を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 児童虐待の防止</p> <p>平成 24 年に発生した 2 件の児童虐待死亡事例に関する「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」による検証での議論を踏まえ、平成 25 年度に、以下の通り組織体制の強化及び新たな取組を行いました。</p> <p>(組織体制の強化)</p> <p>①子ども・家庭局に「子ども虐待対策監」を新設 ②児童相談センターに「法的対応室」を新設、警察官、弁護士を配置 ③児童相談センターに「市町支援プロジェクトチーム」を新設 ④児童相談所のケースワーカー増員 (3 名)、保健師増員 (6 名)</p> <p>(新たな取組等)</p> <p>①児童虐待相談における初期対応の的確性、客観性を高めるためのリスクアセスメントツールの研究開発を行うとともに、本庁一児童相談センター一各児童相談所の間で情報共有を行う児童相談記録システムにアセスメントの状況を共有する機能を追加しました。 ②県全体の児童相談対応力の強化には、第一義的窓口である市町の体制強化が不可欠であることから、年度当初に、子ども・家庭局長、子ども虐待対策監等が市町長と体制強化について協議を行いました。 ③平成 24 年度から取り組んでいる、「児童相談体制強化確認表」をツールとした市町との定期協議を実施し、相談体制の強化項目を定め、具体化に向けた取組を市町とともに進めました。特に、福祉、保健、医療の各分野間の連携強化を図るとともに、アドバイザーを派遣して、要保護児童対策地域協議会の運営強化やケースマネジメントの向上に取り組みました。 ④児童相談所職員研修体系に基づく研修を実施し、専門性の向上を図るとともに、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の検証結果報告を踏まえ、事例検討を中心に職員の意識啓発・能力向上に努めました。 ⑤安心こども基金を活用し、6 市町に対して児童相談記録システムの導入補助を行うとともに (システム導入市町数：17)、22 市町に対して児童虐待対応巡回用車両の購入補助を行いました。</p> <p>(2) 社会的養護の推進</p> <p>乳児院及び母子生活支援施設の整備を進めるとともに、施設の小規模化、地域分散化、地域支援等家庭的ケアの充実について、乳児院・児童養護施設との協議を行いました。</p> <p>①平成 24 年度の三重県社会的養護のあり方検討の結果を踏まえ、各乳児院・児童養護施設における家庭的養護推進計画の策定を支援するため、各施設を訪問し、協議を続けてきました。 ②乳児院の創設 (1 箇所) や母子生活支援施設の整備 (1 箇所) に補助を行うこととし、工事着手がなされました。 ③平成 25 年度から 3 施設 (乳児院 1、児童養護施設 2) に里親支援専門相談員が配置され、里親委託の推進、里親支援の取組を進めました。 ④児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援を実施 (学びサポーターを対象児童 (延 139 人) に週 1 回 1 時間程度派遣) するとともに、要保護児童の家庭復帰に向けた家族への支援や施設職員の人材育成に取り組みました。</p>

2 取組の成果

(1) 児童虐待の防止

児童相談センターに弁護士、警察官を配置したことにより、法的対応、介入型支援等の強化が図られるとともに、各児童相談所に保健師を配置したことにより、市町の母子保健分野や医療機関との連携強化が図られました。

また、リスクアセスメントツールの研究開発を通じ、児童相談所職員の間で児童の安全確保を第一とする共通理解が進みました。

さらに、定期協議の充実や事例検討会の実施等により、児童相談体制の強化を促し、市町内での児童福祉分野と母子保健分野との連携や市町要保護児童対策地域協議会の運営の強化を図り、児童虐待事例への的確な対応につながるるとともに、警察や教育委員会との連絡会議や実地訓練に市町福祉担当者も加わることで、実践的な対応の理解や各機関間の関係強化につながりました。

(2) 社会的養護の推進

乳児院・児童養護施設の家庭的養護推進計画の策定を支援することにより、三重県社会的養護のあり方検討の結果の実現に一歩前進しました。

また、乳児院の創設、母子生活支援施設の整備について工事着手がなされ、ハード面での充実が進みました。(工事完了は平成 26 年度に繰越見込)

さらに、児童養護施設に入所する児童に対する学習支援の実施により、学力向上のみならず、児童の学習習慣や社会性等の習得等意欲の向上が図られました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1) 児童虐待の防止

平成 25 年度に引き続き、児童相談所の法的対応、介入型支援の強化を図るとともに、児童相談の第一義的窓口である市町の体制強化に向けた支援に取り組みます。

① 児童相談所の対応力強化に向けた取組

児童虐待ケースへの的確な対応を行うため、弁護士など専門人材の活用を図るとともに、初期対応以降の支援を的確に行うため、ニーズアセスメントツールの研究開発に取り組むとともに、NPO等との連携による保育所や学校等での要支援児童のモニタリングを実施します。

② 市町児童相談体制の強化に向けた取組

引き続き市町との定期協議を行い、要保護児童対策地域協議会の運営強化やケースマネジメントの向上等、市町の課題解決の具体化を図るため、アドバイザーの派遣等による支援を行うとともに、市町職員に対する研修の充実を図り、市町職員の人材育成を支援します。

(2) 社会的養護の推進

乳児院・児童養護施設における家庭的養護推進計画を取りまとめ、乳児院・児童養護施設における小規模ケア化や地域分散化等の家庭的養護の推進を図るため、平成 27～41 年度を計画期間とする「三重県家庭的養護推進計画」を策定します。

また、児童養護施設の整備や児童家庭支援センターの増設を促進するほか、里親委託の推進及び施設における生活環境の向上等家庭的養護体制の充実を進めるとともに、引き続き、児童養護施設入所児童に対する学習支援等に取り組みます。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>【緊急課題解決6「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト】 (就労の場の確保と適切な支援)</p> <p>(6) プロジェクトの数値目標である「県の就労支援事業により一般就労した障がい者数」については、福祉・農業・雇用・教育の各分野で就労支援に取り組んだ結果、目標値 318 人に対し、324 人となり、前年度の 311 人より 13 人 (4.2%) の増となっている。</p> <p>しかし、民間企業における障がい者の実雇用率は 1.57% であり、前年より 0.06 ポイント改善したものの、全国平均の 1.69% に達せず、全国 45 位である。さらに、民間企業における法定雇用率が平成 25 年 4 月に 1.8% から 2.0% へ改定されたことから、引き続き、関係部局や市町とも連携を図りながら、障がい者の就労促進に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 障がい者の就労促進に向けた各事業の実施にあたって、関係部局が連携して取組を進めるとともに、障がい者支援施策総合推進会議等により全体的な情報の共有を図りました。(県の就労支援事業により一般就労した障がい者数：334 人)</p> <p>(2) 施設退所後 2 年以内に一般就労した障がい者に対し、施設職員による週 1 回程度の面接・訪問等により、就労の継続に必要な相談支援を行いました。(支援人数：73 名)</p> <p>(3) 就労を希望する知的障がい者に対し、障害者居宅介護従事者基礎研修履修のための基礎研修、個別研修、介護施設等における体験実習を行い、就職のために必要な基本的な知識や技能を身につけるための講座を開催しました。(受講者：9 名)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 関係部局の連携した取組の結果、障害者優先調達推進法に基づく調達目標を達成するとともに、共同受注窓口を通じた受注の拡大が図られ、福祉分野における就労支援が充実しました。</p> <p>(2) 施設職員の面接・訪問等の支援により、一般就労を継続するのが困難な障がい者の就労促進と就労の定着化が図られました。</p> <p>(3) 研修終了後、障がい者就業・生活支援センターが、就職に向けて個別に支援を行った結果、受講者 9 名のうち 3 名が一般就労することができました。</p> <p>(4) プロジェクトの数値目標である「県の就労支援事業により一般就労した障がい者数」については、目標値 332 人に対し、334 人となり、前年度の 324 人より 10 人 (3.1%) の増となりました。</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクトに基づき、就労先の開拓や求職活動の支援、就労後の定着支援等、障がい者の就労支援を行うとともに、新たにステップアップカフェや社会的事業所についても関係部局が連携して取り組みます。</p> <p>(2) 一般就労した障がい者に対して事業所などが支援を行うことにより、就労が継続できるよう、県としても引き続き支援を行います。</p> <p>(3) 障がい者が一般就労できるよう、就職のための必要な基本的な知識や技能を身に付ける研修を実施します。</p> <p>(4) 障がいのある人もない人も「共に働く」、一般就労でも福祉的就労でもない新しい働き方である「社会的事業所」の創業と安定的な運営を支援します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>【緊急課題解決6「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト】 (福祉分野における就労支援の充実)</p> <p>(7) 「福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額」については、目標値 13,000 円に対し、12,412 円にとどまっている。</p> <p>福祉的就労に従事している障がい者の安定した収入の確保に向けて、関係部局や市町とも連携を図りながら、福祉的事業所の経営意識の向上や作業改善、商品開発、販路拡大等の支援を進めるとともに、共同受注窓口事業等による受注拡大に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 工賃水準アップにつながる研修会の開催や経営コンサルタント等の派遣などを実施し、福祉事業所における作業内容、工程の見直しを行うことにより工賃の改善を図りました。また、経営コンサルタントと随時連絡会議を行い、進捗状況を確認しながら工賃アップに向けた取組を行いました。</p> <p>(2) 複数の福祉事業所で協働して受注、品質管理等を行うことを目的とした共同受注窓口事業を実施しました。また、共同受注窓口と随時、連絡会議を行い、進捗状況を確認しながら、受注拡大に向けた取組を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 共同受注窓口と経営コンサルタントが連携し、より事業所のニーズに沿った支援を行い、障がい者の工賃向上に向けた取組を進めました。</p> <p>(2) 障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障害者就労施設等からの調達拡大に向けて環境整備を進めた結果、共同受注窓口の受注（4～12 月実績 18,672 千円）は昨年度の実績を上回りました。</p> <p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 福祉事業所における工賃等の更なる向上に向けて、共同受注窓口と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、事業所自身の自主的な取組を促進します。</p> <p>(2) 障害者就労施設等への発注事例を共有するなど、福祉事業所の受注体制強化と受発注のマッチング促進に取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 504,748,007 円(対前年度比 100.2%)であり、前年度と比べ 758,653 円増加している。全庁的にも「三重県債権管理適正化指針」が策定されたことから、この指針を受け、「健康福祉部所掌未収金対策会議」等で健康福祉部としての未収金対策の見直しを行い、より実効性の高い取組を進め、収入未済額の減少及び今後の発生防止に努められたい。</p> <p>(長寿介護課、障がい福祉課、医務国保課、地域医療推進課、子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「三重県債権管理適正化指針」に基づき、未収金対策の方針を検討するための会議を開催するとともに、具体的な対応策の検討や未収金徴収強化月間の設定など収納促進に取り組みました。</p> <p>① 適切な債権管理事務の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「三重県債権管理適正化指針」を受け、部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催(5回)、未収金の対策について検討し、督促、納付指導や所在調査の徹底などの方針を決定するとともに、整理・回収の目標を決定し公表しました。 ・ 本庁担当班長、地域機関担当課長を幹事とする「健康福祉部所掌未収金対策会議幹事会」を開催(5回)し、未収金の発生防止等の未収金対策について検討しました。 ・ 12月に未収金徴収強化月間を設け、積極的に収納促進に取り組みました。 <p>② 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>③ 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付申請時での厳正な審査と口座振替の推進 本人をはじめ、児童などの連帯借受人や連帯保証人等の関係者の返済意思を確認するとともに、返済計画への指導を行うなど厳正な審査に努めました。また、口座振替の推進を行いました。 ・ 償還指導員等による収納の推進 早期の滞納者への催告が極めて重要であることから、対象者のリストアップを行い、早期の滞納者に対する電話、文書による督促などを行いました。 ・ 民間債権回収会社への委託 時間が経過した滞納案件の収納促進を図るため、回収業務の一部を民間債権回収会社に引き続き委託し、連帯保証人や連帯借受人へと請求対象を拡大しました。 ・ 業務システムの構築 収納状況をリアルタイムで確認できるようにするなど、業務を効率化するとともに、未収金対策を強化するため、平成 26 年 4 月稼働に向け、業務システムの構築を行いました。 <p>④ その他</p> <p>関係所属の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、振込専用口座を設け、県外等在住者の収納を促進しました。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版(英語、スペイン語、ポルトガル語)を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、今後の未収金対策についての方針を決定しました。平成 25 年度は督促状の送付期日の徹底や滞納整理台帳の整備の徹底を行いました。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 705 人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に 1,886 千円を収納しました。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金管理の成果として、平成 24 年度の現年度徴収率は 81.18%、過年度徴収率は 8.91%だったところ、平成 26 年 3 月末現在で現年度徴収率 82.49%、過年度徴収率 8.90%となりました。</p>

また、口座振替率は、73.2%となりました。

- (4) 母子寡婦福祉資金貸付金の民間債権回収会社への委託については、9,449,558円を徴収し、対象債権に対する回収率は8.45%となりました。
- (5) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果46,726千円を収納しました。

平成26年度以降（取組予定等）

- (1) 「健康福祉部所掌未収金対策会議」で決定した今後の未収金対策についての方針と、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」「三重県公債権の徴収に関する条例」を踏まえ、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。
- (2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。
- (3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。
- (4) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。
- (5) 母子寡婦福祉資金貸付金は、平成26年4月から業務システムが本格稼働します。収納状況がリアルタイムで確認できるようになることから、早期滞納者への督促等に効率的に取り組めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 国庫支出金の受入を失念し、受入が翌年度になった。 (薬務感染症対策課)</p> <p>(2) 児童扶養手当返還金に係る督促状の発付が遅延していた。 (子育て支援課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 国庫支出金の受入ができなかったことから発生した平成 24 年度の歳入不足の対応については、決算処理において県費を充当しました。</p> <p>また、国費の交付決定に係る収入調定について、事業課内でのチェック体制について改めて点検するとともに、健康福祉総務課で部全体の受入管理を行い、国費受入事務が適切に行われるよう改善しました。</p> <p>(2) 児童扶養手当返還金等の状況を把握するとともに複数担当者によるチェック等を行い、滞納する案件となった場合は、遅延しないよう適切に督促状の発付を行いました。</p> <p>(3) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 再発防止に向けた改善取り組みを徹底し、適切に受入事務を行いました。</p> <p>(2) チェック体制等の強化により適切な会計事務を行いました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 再発防止に向けた改善取り組みを徹底し、適切な国庫支出金の受入事務を行います。</p> <p>(2) 複数担当者によるチェック等引き続き適切な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が 150,190,077 円（対前年度比 99.9%）あり、前年度と比べて 209,401 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>（桑名保健所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、伊勢保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、草の実りハビリテーションセンター、小児心療センターあすなる学園）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「三重県債権管理適正化指針」に基づき、未収金対策などの会議を開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、収納促進に取り組みました。</p> <p>(1) 適切な債権管理事務の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「三重県債権管理適正化指針」を受け、部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催（5回）、未収金の対策について検討し、督促、納付指導や所在調査の徹底などの方針を決定するとともに、整理・回収の目標を決定し公表しました。 ・ 本庁担当班長、地域機関担当課長を幹事とする「健康福祉部所掌未収金対策会議幹事会」を開催（5回）し、未収金の発生防止等の未収金対策について検討しました。 ・ 12月に未収金徴収強化月間を設け、積極的に収納促進に取り組みました。 <p>(2) 本庁に配置した未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>(3) 関係地域機関の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、一部の機関に振込専用口座を設けています。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語）を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、今後の未収金対策についての方針を決定しました。平成 25 年度は督促状の送付期日の徹底や滞納整理台帳の整備の徹底を行いました。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員は延べ146人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に176千円を収納しました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 8,818 千円を収納しました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 「健康福祉部所掌未収金対策会議」で決定した今後の未収金対策についての方針と、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」「三重県公債権の徴収に関する条例」を踏まえ、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。</p> <p>(2) 本庁に配置された未収債権管理事務嘱託員とともに、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 「健康福祉部所掌未収金対策会議幹事会」を通じ、債権管理の適切な執行等を周知徹底します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金納付された情報公開文書複写料の収納日を誤って登録しているものがあつた。 (熊野保健所)</p> <p>(2) 生活保護費返還金に係る督促状の発付が行われていないものがあつた。 (多気度会福祉事務所)</p> <p>(3) 過年度分の滞納整理の記録の一部が台帳に整理されていなかった。 (草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県指定金融機関の営業時間外に現金を受入れた場合の処理については、翌日以降に指定金融機関で収納することになっていることから、指定金融機関への収納日に会計処理を行うよう改めるとともに、複数の職員による会計処理の確認を徹底しました。</p> <p>(2) 今年度は、生活保護費返還金等の状況を把握し、債権関係課職員と連携して納付指導を行いました。また、納期限までに収納が困難な債権者には分納誓約書を徴収し適切に納付するよう徹底しました。</p> <p>(3) 毎月初めに収入未済額の納付の確認を行い文書催告を行います。その際に必ず滞納整理台帳に記録するようにしました。</p> <p>(4) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 現金収納の業務の改善を行った結果、会計処理の誤りは発生していません。</p> <p>(2) 滞納する案件となった場合は、督促状を発付しました。</p> <p>(3) 滞納整理台帳に確実に記録できました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 金融機関の営業時間外に受け入れた現金の収納について、適切な会計処理に努めます。</p> <p>(2) 督促状の発行について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び同法施行令第 171 条、並びに健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱第 4 条に基づき、適切な事務処理に努めます。</p> <p>(3) 滞納整理にかかる台帳整備について、整理もれがないように、適切な事務処理を行うよう努めます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
(1) 【看護職員等業務従事者届データ入力・クロス集計業務委託】	
・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。	(健康福祉総務課)
(2) 【医師・歯科医師・薬剤師届出票等発送準備業務】	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(健康福祉総務課)
(3) 【小児夜間医療・健康電話相談事業委託】	
・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。	(地域医療推進課)
(4) 【三重県 DV 被害者メンタルケア事業委託】	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(子育て支援課)
(5) 【児童養護施設入所児童への学習支援業務委託】	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。	(子育て支援課)
(6) 【ISO9001：2008QMS 更新審査業務】	
・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(松阪食肉衛生検査所)
(7) 【空調設備点検保守業務委託】	
・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。	(松阪食肉衛生検査所)
(8) 【CAP 児童養護施設プログラム実施委託】	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(児童相談センター)
(9) 【三重県児童相談センター建築設備定期点検業務委託】	
・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。	
・契約書に定めた履行確認の通知がされていなかった。	(児童相談センター)
(10) 【児童相談所児童記録システム再構築委託業務】	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(児童相談センター)
(11) 【エレベーター保守点検業務】	
・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。	
・契約書に監督及び検査についての記載がされていなかった。	(保健環境研究所)
(12) 【浄化槽汚泥引抜き業務委託】	
・契約書が作成されていなかった。	(女性相談所)
(13) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】	
・業務完了報告書が提出されていなかった。	(女性相談所)
(14) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】	
・予定価格の設定にあたり、金額を税抜き価格で設定していた。	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
・執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。	
・契約伺い及び契約書に三重県暴力団排除条例施行に伴う仕様書特記事項が記載されていなかった。	(国児学園)
(15) 【構内交換電話設備保守点検業務委託】	
・予定価格の設定にあたり、金額を税抜き価格で設定していた。	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
・執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。	
・契約伺い及び契約書に三重県暴力団排除条例施行に伴う仕様書特記事項が記載されていなかった。	
・「三重県公共工事等暴力団等排除措置要項」が綴じられたままの契約書で契約を交わしていた。	(国児学園)
(16) 【自家用電気工作物保守管理業務委託】	

- ・ 予定価格の設定にあたり、金額を税抜き価格で設定していた。
- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・ 執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。
- ・ 契約伺いに前金払いによる支払方法についての記載がされていなかった。
- ・ 支出負担行為書に予定価格金額が誤って記載されていた。

(国児学園)

(17) 【医療事務業務】

- ・ 仕様書に記載された勤務環境が確保されていなかった。(草の実リハビリテーションセンター)

(18) 【診療応援受託】

- ・ 執行伺いに随意契約の根拠及び理由が記載されていなかった。
- ・ 予定価格が設定されていなかった。
- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・ 執行伺い及び契約伺いに契約方法、予算額、支出科目が記載されていなかった。
- ・ 契約伺いに見積書が添付されていなかった。
- ・ 契約書に暴力団等不当介入時における受託業者の対応についての記載がされていなかった。
- ・ 契約書に個人情報の適正管理についての記載がされていなかった。

(小児心療センターあすなろ学園)

(19) 【自家用電気工作物保安業務】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。

(小児心療センターあすなろ学園)

(20) 【構内電話交換機保守点検業務】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。

(小児心療センターあすなろ学園)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

- (1)(2) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
また、複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。
- (3) 所属内で三重県出納局検査要領の内容を確認し、適切な事務処理について意識の共有を図りました。
- (4) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
- (5) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
個人情報の安全管理にかかる責任体制や個人情報保護責任者等については、書面での報告を行うよう周知徹底しました。
- (6)(7) 予定価格の積算根拠を明確にし、執行伺いに記載しました。
出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
- (8) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
- (9) 契約内容の確認と遵守を徹底するとともに、提出漏れの防止に努めました。
- (10) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
- (11) 契約書に記載すべき事項の漏れがないよう、関係職員に注意喚起を行うとともに、複数の職員で確認するようチェック体制を強化しました。
- (12) 作成することが望ましいとされている契約書であったため作成していませんでしたが、平成 25 年度は三重県会計規則に基づき、適切な会計事務を徹底しました。
- (13) 履行確認の際、契約書に記載された方法を執っていないため、契約内容の確認を行うとともにその内容を遵守するよう徹底しました。
- (14)(15)(16) 今後の契約では、予定価格は税込金額で記載するようにしました。契約にあたっては、執行伺を作成のうえ、事前検査の要否を確認して必要なものについては出納局の事前検査を受けるようにしました。契約伺い及び契約書については、三重県暴力団排除条例施行に伴う仕様書特記事項など必要事項が漏れてないかよく確認し、適正な内容の契約書を作成するように努めました。また、財務帳票についても、記載事項を誤ることのないよう所属内のチェック体制を強化し

て確認を行いました。

- (17) 仕様書に記載された勤務環境について、委託業者とともに再度確認を行い、確保されていなかったことについて指導しました。
- (18) 執行伺い、契約伺いのチェック体制の強化に取り組みました。
- (19) (20) 執行伺いにおいて予定価格の積算根拠を明確にするように取り組みました。
- (21) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。

2 取組の成果

- (1) (2) チェック体制の強化等により、適切な会計事務を行いました。
- (3) 所属内で事前検査についての認識が高まり、複数の職員が確認を行うことにより、適切な事務処理を行いました。
- (4) 25年度は、すべての対象となる契約で事前検査を受けました。
- (5) 25年度は、執行伺い決裁後の出納局事前検査、契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告を適切に処理しました。
- (6) (7) (8) (10) (12) 三重県会計規則に基づき適切に会計事務を執行しました。
- (9) 適切な契約事務を行いました。
- (11) 平成25年度の契約書には、「契約保証金」「検査等」の項目を追加して記載しました。
- (13) 契約内容の確認とその内容の遵守が徹底されました。
- (14) (15) (16) 予定価格は税込金額で記載するようにしました。契約にあたっては執行伺を作成し、必要なものについては出納局の事前検査を受け、適切な契約事務を行いました。また、契約伺いや契約書の内容、財務帳票の記載事項についても、誤りや漏れがないよう十分な確認を行いました。
- (17) 仕様書に記載された適切な勤務環境が確保されました。
- (18) (19) (20) 上記取組により、一層適切な会計事務を行いました。

平成26年度以降（取組予定等）

- (1) (2) 年度当初に当該事務を行うものに対して、適切な事務処理方法を周知します。
引き続き複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。
- (3) (4) (5) 事前検査について、引き続き適切な事務処理が行われるよう留意するとともに、複数の職員が確認を行うことにより、適切な事務処理を行います。
- (6) (7) 予定価格の積算根拠の明確化について、適切な会計処理の徹底を図っていきます。
- (8) (10) 事前検査について、適切な事務処理が行われるよう留意し適切な事務処理を行っていきます。
- (9) (11) 適切な契約事務の執行に努めていきます。
- (12) 三重県会計規則に基づき適切に会計事務を執行します。
- (13) 適切な契約事務の執行に努めます。
- (14) (15) (16) 三重県会計規則等に基づき、適切な契約事務の執行に努めます。
- (17) 仕様書に基づいた適切な勤務環境の確保に努めます。
- (18) (19) (20) 適切な事務処理を行うよう努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【更生保護施設整備補助金】 ・ 交付要綱要領等に軽微な変更の範囲が規定されていなかった。 (地域福祉課)</p> <p>(2) 【民生委員組織活動費補助金】 ・ 交付要綱要領等に軽微な変更の範囲が規定されていなかった。 ・ 交付要綱要領等に事前着手を認める補助対象が明記されていなかった。 (地域福祉課)</p> <p>(3) 【児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金】 ・ 交付要領等に事前着手を認めることが明記されていないが、事前着手が行われているものがあった。 ・ 履行確認書に履行を確認した日の記載がないものがあった。 (子育て支援課)</p> <p>(4) 【民生委員組織活動費補助金】 ・ 交付要領等に基づく、変更承認申請書が提出されていなかった。 ・ 履行の確認（精算行為）が年度末までに完了していなかった。 (紀南福祉事務所)</p> <p>(5) 【三重県里親賠償責任保険補助金】 ・ 補助金実績報告書が提出されていなかった。 (児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 更生保護施設整備補助金は平成 24 年度をもって廃止しました。</p> <p>(2) 補助金交付要領に軽微な変更の範囲を規定しました。 また、補助金交付要領に事前着手を認める補助対象を明記しました。</p> <p>(3) 平成 25 年度においては早期の交付決定を行うとともに事業の実施確認について、チェック体制を強化しました。</p> <p>(4) 実績報告書類、変更届等の確認を徹底するとともに、交付要領の改正（履行確認の年度内完了）について本庁所管課と調整し改正しました。</p> <p>(5) 補助金実績報告書を徴取しました。</p> <p>(6) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(2) 補助金交付要領の改正を行い、軽微な変更の範囲を規定するとともに事前着手を認める補助対象を明記し適切に事務を執行できました。</p> <p>(3) 早期の交付決定とチェック体制の強化により適切に事務を執行しました。</p> <p>(4) 補助金事業について、事業内容に変更があった場合は変更承認申請の提出を指導するとともに、年度内の履行確認を徹底することで適切に事務を執行しました。</p> <p>(5) 三重県会計規則に基づき適切に会計事務を執行しました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(2) 改正後の補助金交付要領に基づき、適切に補助金事業を実施します。</p> <p>(3) 三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金交付要領に即した事務が執行されるよう、市町を指導するとともに、適切な事務処理に努めます。</p> <p>(4) 民生委員組織活動費補助金交付要領に基づく適切な補助金事務を行います。</p> <p>(5) 実績報告の手續について三重県会計規則に基づき、適切な会計事務に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【重症障害児・肢体不自由児等看護師講習会】 ・復命書等に用務時間が記載されていなかった。 (草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(2) 【第3回日本歯科衛生教育学会】 ・復命書が作成されていなかった。 (公衆衛生学院)</p> <p>(3) 【(社)日本自閉症協会第22回全国大会 in ほっかい】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (小児心療センターあすなる学園)</p> <p>(4) 【日本看護学会精神看護】 ・復命書等に用務時間が記載されていなかった。 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (小児心療センターあすなる学園)</p> <p>(5) 【日本LD学会】 ・復命書等に用務時間が記載されていなかった。 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (小児心療センターあすなる学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員に対し、復命書の記載方法について周知を行い、復命書に用務時間を記載するようにしました。</p> <p>(2) 未作成であった復命書を旅行者に作成させるとともに、復命書作成について徹底しました。</p> <p>(3) (4) (5) 全職員に対して、復命書の件名等を総合文書管理システムへ登録するとともに、総合文書管理システムで復命書の決裁を行うよう徹底しました。</p> <p>(4) (5) 早朝発、夜間着、宿泊をとまなう出張については、復命書等で用務時間が確認できるように周知を図りました。</p> <p>(6) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (4) (5) 適切に復命書に記載することが出来ました。</p> <p>(2) 復命書作成に関する職員の意識が改まったことと、未作成にかかるチェック体制ができました。</p> <p>(3) (4) (5) 総合文書管理システムでの復命書の作成が徹底されました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 適切な復命書の記載に努めます。</p> <p>(2) 復命書作成に関しては適切な事務処理に努めていきます。</p> <p>(3) (4) (5) 適切な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 物品等購入</p> <p>(1) 支出命令書に納品書が添付されていないものがあつた。 (国児学園)</p> <p>(2) 「三重県少額物品・役務等調達基準」にかかるローテーション表を作成していたものの、一部の物品等購入に際して活用されていなかった。 (国児学園)</p> <p>(3) 支払いが遅延しているものがあつた。 (草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 納品書の添付を必ず確認するようにしました。</p> <p>(2) 「三重県少額物品・役務等調達基準」の趣旨に沿った偏りのない発注ができるように徹底しました。</p> <p>(3) 請求書の受領後、速やかに支払処理を行うようにしました。</p> <p>(4) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 納品書の添付を徹底することができました。</p> <p>(2) ローテーション表を活用した発注ができるようになりました。</p> <p>(3) 支払遅延がなくなりました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 納品書の添付漏れがないように注意し、適切な会計事務の執行に努めます。</p> <p>(2) 「三重県少額物品・役務等調達基準」の趣旨に沿った偏りのない発注に努めます。</p> <p>(3) 適正な事務処理に努めます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 保健福祉業務手当について、従事しなかった日の総務事務システムへの実績入力が行われていないものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(国児学園)</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 保健福祉業務手当にかかる業務に従事しなかった日の総務事務システムへの報告について、職員に入力漏れがないよう周知徹底するとともに、入力漏れがあった場合でも早期に発見して呼びかけ等の対処ができるよう、所属内のチェック体制の強化に取り組みました。</p> <p>(2) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 保健福祉業務手当にかかる業務に従事しなかった日の総務事務システムへの実績入力の漏れをなくすことができました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 機会あるごとに職員に総務事務システムへの入力について呼びかけることで入力の徹底を図るとともに、所属におけるチェック体制も継続して入力の確認に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財務管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) (2)一部の備品が所在不明となっていた。(健康福祉総務課、長寿介護課)</p> <p>(3)公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていないものがあった。(障がい福祉課)</p> <p>(4)財務会計システムの登録情報と実際の状態が一致していないものがあった。(子育て支援課)</p> <p>(5)公有財産の異動報告について、所属で決裁を受けずに報告していた。(児童相談センター)</p> <p>(6)行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告がされていなかった。(児童相談センター)</p> <p>(7)廃棄済みの物品が台帳から削除されていなかった。(草の実りハビリテーションセンター)</p> <p>(8)物品標示票が貼付されていない備品があった。(公衆衛生学院)</p> <p>(9)公有財産の使用許可に係る管財課長への報告が遅延していた。(小児心療センターあすなろ学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) 台帳を適切に整理しました。</p> <p>(3) 一部保存方法がよくない公有財産使用貸付台帳を適切に保存しました。</p> <p>(4) 備品の登録情報を修正しました。</p> <p>(5) 異動報告の決裁を受けました。</p> <p>(6) 公有財産規則第 37 条及び行政財産の使用を許可する場合の取扱要領 13 の規定により、管財課長への報告を行いました。</p> <p>(7) 不用物品の廃棄後、速やかに台帳から削除するようにしました。</p> <p>(8) 速やかに当該備品に標示票を再発行して貼付しました。</p> <p>(9) 使用許可と同時に管財課への報告の決裁を行うようにしました。</p> <p>(10) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (4) 担当者が、再度点検確認を実施することにより、台帳と備品の整合を図りました。</p> <p>(3) 当課における公有財産使用貸付台帳をすべて適切に保存することができました。</p> <p>(5) 異動報告について適切な取扱を行いました。</p> <p>(6) 公有財産の目的外使用に関して、適切な取扱を行いました。</p> <p>(7) 適切に物品管理が行われるようになりました。</p> <p>(8) 館内にある備品すべての現品照合を行い適切に備品管理を行えるようにしました。</p> <p>(9) 使用許可後、速やかに管財課へ報告を行いました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) (2) (3) (4) 適切な財産管理に努めます。</p> <p>(5) (6) 適切な事務処理に努めます。</p> <p>(7) 適切な物品管理に努めます。</p> <p>(8) 備品の適切な事務処理と管理に努めます。</p> <p>(9) 適切な公有財産にかかる事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財務管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷（修理代 148,653 円） (子どもの育ち推進課)</p> <p>(2) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 120,363 円） (伊勢保健所)</p> <p>(3) 公用車の損傷（修理代 131,145 円） (児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 所属内のミーティング等で公用車運転時の安全確認について注意喚起しました。</p> <p>(2) 所属内のミーティング等の機会を通じて、机周りの整理整頓、パソコンの蓋閉じ等、公有財産の取扱いについて注意喚起しました。</p> <p>(3) 公用車の損傷事案が発生したため、全職員に児童相談センター所長から、交通安全の注意喚起の指導を行いました。</p> <p>H25. 5. 1 全職員に交通安全対策の徹底を指示</p> <p>H25. 6. 14 全職員に交通安全対策の徹底を指示</p> <p>H25. 7. 2 全職員に交通安全の注意喚起および事故発生時の対応について周知</p> <p>H25. 12. 27 全職員に交通安全対策の徹底を指示</p> <p>室長・所長会において、年末年始等の節目に交通安全の注意喚起を行い、公用車の適切な管理取り扱いについて意識の高揚を図りました。</p> <p>(4) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員の公用車運転時の危機管理意識が高まりました。</p> <p>(2) 職員の公有財産の管理意識が高まり、適切な財産管理が行われています。</p> <p>(3) 交通事故防止に対する職員への注意喚起を行い、公用車の適切な管理、取り扱いについて意識を高めることができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 所属内のミーティング等で職員に対し、公用車運転時の注意喚起を行っていきます。</p> <p>(2) 職員が常に適切な備品の管理意識を持ち、互いに注意し合うことにより再発防止に努めます。</p> <p>(3) 安全運転をこころがけ、交通事故防止を周知徹底し、適切な公用車の管理及び取り扱いに努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 金品亡失報告書の提出が遅延していた。 (医務国保課)</p> <p>(2) 資金前渡交付伺の検査（履行確認）欄に検査年月日の記載がないものがあった。 (子育て支援課)</p> <p>(3) 資金前渡された現金の一部が、1月以上手元で保管されていた。 (国児学園)</p> <p>(4) 資金前渡交付伺が行われていないものがあった。 (国児学園)</p> <p>(5) 金庫の管理が不十分であった。 (国児学園)</p> <p>(6) 支出事務等において、チェック体制が機能していないことによる不適切な事案が散見された。 (国児学園)</p> <p>(7) 資金前渡に係る歳出戻入について、返納期限までに返納されていなかった。 (草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(8) 公文書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(9) 消耗品費の支払い方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。 (小児心療センターあすなろ学園)</p> <p>(10) 負担金の支出日の誤りにより歳出戻入を行っていた。 (小児心療センターあすなろ学園)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 金品亡失報告の手続きについて周知徹底を行い、再発防止に努めました。</p> <p>(2) 資金前渡にかかる事務処理についての確認を徹底し、不備のないよう事務処理を行いました。</p> <p>(3) 現金は支払う必要のある日に必要な金額だけを支出するようにして現金を手元で保管する期間を必要最小限にするとともに、請求書払いができる経費については請求書による口座振替で支出することによって、極力現金の取り扱いを減らすようにしました。</p> <p>(4) 資金前渡交付伺の作成を徹底しました。</p> <p>(5) 常時資金を各寮で保管するための金庫を購入して手持ち現金の適切な管理に努めました。また、金庫の鍵の掛け忘れがないようにしました。</p> <p>(6) 複数職員での確認を徹底することによってチェック体制を強化し、支出事務等における不適切な事案をなくすよう努めました。</p> <p>(7) 速やかに歳出戻入の処理を行うようにしました。</p> <p>(8) 総合文書管理システムで起案するように職員に周知しました。</p> <p>(9)(10) 決裁過程においてチェックを徹底するよう再確認を行いました。</p> <p>(11) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員の公有財産の管理や金品亡失に関する適切な事務処理を徹底しました。</p> <p>(2) 資金前渡にかかる事務処理について、適切に実施しました。</p> <p>(3) 現金を手元で保管する期間と金額を減らすことができました。</p> <p>(4) 資金前渡交付伺の作成を徹底することができました。</p> <p>(5) 金庫や常時資金を適切に管理できるようになりました。</p> <p>(6) チェック体制の強化により、適切な支出事務等を行えるようになりました。</p> <p>(7) 返納期限内に返納できるようになりました。</p> <p>(8) 総合文書管理システムで起案するようになり、公文書の件名の登録漏れがなくなりました。</p> <p>(9)(10) 適切な事務処理を行うことができました。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 年度当初に、適切な事務処理について徹底を行うなど、職員に対して意識の向上を図り、再発防止に努めていきます。
- (2) 資金前渡の取扱いについて適切な事務処理に努めます。
- (3) 現金を手元で保管する期間と金額を減らすよう努めます。
- (4) 資金前渡交付伺いの作成を徹底し、適切な会計事務の執行に努めます。
- (5) 金庫の適切管理に努めます。
- (6) 複数職員での確認を徹底するチェック体制を維持し、適切な支出事務等の執行に努めます。
- (7) 資金前渡の取扱いについて適切な事務処理に努めます。
- (8) 総合文書管理システムに登録するように努めます。
- (9) (10) 支払事務について適切な事務処理を行うよう努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 人身事故 (桑名保健所) (2) 物損事故 (松阪保健所) (3) 自損事故 (北勢福祉事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 所内課長会議の場での徹底や職員へのメール等を通じて、職員に対し、安全運転、法令遵守等を働きかけました。 桑名地域防災総合事務所が主催する「安全運転講習会」に参加し、交通安全意識を高めました。</p> <p>(2) 公用車による交通事故の当事者である職員に対し、安全運転意識向上を図るため交通安全研修会を受講させました。また、全職員に安全運転啓発資料を回覧して注意喚起を行い、公用車の損傷の再発防止に努めています。</p> <p>(3) 職員に事故多発箇所など危険場所の周知徹底を行うとともに、交通安全研修に出席させ、交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>(4) 部の対応として、本庁課長会議、地域機関長会議の場で発生した交通事故の原因について共有するとともに交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>(5) また、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 交通事故防止に対する職員への注意喚起を行い、県有財産の適切な管理、取り扱いについての意識を高めました。</p> <p>(3) 平成 25 年度四日市庁舎交通安全研修への参加者 5 名</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 所内課長会議の場での徹底や交通安全に関するチラシ、リーフレット類の供覧、また、メール等にて、職員に対し交通安全意識の高揚を図っていきます。 職員に交通安全講習会等への参加を働きかけていきます。</p> <p>(2) 全職員に注意喚起を行い、事故の防止に努めます。</p> <p>(3) 危険な場所（ゾーン）の周知と、交通安全研修への参加に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1)平成 19 年度から平成 21 年度に施術者から申請があった生活保護法等に基づく施術者の指定申請のうち、15 件が平成 24 年度まで処理されていなかった。 事務処理について担当者以外の者が把握できる仕組みとなっていなかったことによるものであり、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。(地域福祉課)</p> <p>(2)個人情報等の記載された電子ファイルを誤ってメールに添付して送信し、個人情報の流出が発生した。 メールの送信前に確認等を怠ったためであり、個人情報の管理について、職員に対し周知徹底を図り、再発防止に努められたい。(地域福祉課)</p> <p>(3)地域機関において、小児慢性特定疾患医療受診券及び特定疾患医療受給者証に係る月額自己負担限度額の認定を誤った事案があった。 生計中心者の所得課税額の算定を誤ったことによるものであり、再発防止に向け、地域機関に対し、チェック体制の強化及び適正な事務処理について指導されたい。(健康づくり課)</p> <p>(4)(5)(6)特定疾患医療受給者証に係る月額自己負担限度額の認定を誤っていた。 生計中心者の所得課税額の算定を誤ったことによるものであり、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。(桑名保健所、鈴鹿保健所、伊勢保健所)</p> <p>(7)小児慢性特定疾患医療受診券及び特定疾患医療受給者証に係る月額自己負担限度額の認定を誤っていた。 生計中心者の所得課税額の算定を誤ったことによるものであり、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。(尾鷲保健所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 施術者、医療機関、介護機関の生活保護法による指定にかかる申請受付簿を作成し、申請書が提出されたら受付簿に記入した上で、担当者以外の者が確認印を押して確認するようにしました。 また、処理経過を受付簿に記入することにより、処理状況を常時誰でもチェックできるような体制を取りました。</p> <p>(2) 職員に対し、三重県個人情報保護条例を始め、三重県個人情報適正管理指針、職員のためのセキュリティ 5ヶ条に基づき、以下のことについて周知徹底するなど、電子メール送信時の個人情報流出防止に向けた対策を行いました。</p> <p>①パスワード保護された電子フォルダから、ファイルを出さないこと。</p> <p>②各ファイルにも、パスワード保護を行うこと。</p> <p>③電子メール送信時には、宛先、添付文書等に誤りがないか今一度確認すること。(場合によってはテスト配信すること)</p> <p>④個人情報を含む「特A」ファイルのファイル名に「特A」又は「取扱注意」等の文言を文頭に入れ、視覚的に明確にすること。</p> <p>⑤個人情報を含むファイル等のパスワードは定期的に変更すること。</p> <p>⑥個人情報を含むファイルは、アクセスできる者を限定した共有フォルダ等で管理すること。</p> <p>(3) 厚生労働省から配付された税額計算シートについて、入力誤りを防止するよう改良し再配付しました。また、担当者会議の中で研修を行い、事業担当者だけでなく、担当課長等も含めて税額計算シートの使い方を改めて確認しました。同時に、保健所においては、チェック体制の強化を図りました。</p> <p>(4)(5)(6) 所得税課税額算定シートのセキュリティが保てるようにファイルを改編しその使用を徹底しました。 申請書類のチェックを複数人に増やし、チェック体制を強化しました。</p> <p>(7) 生計中心者の所得課税額の算定シートを改良し、入力の誤りが生じないよう工夫するとともに決裁時もチェックしやすくして、以降の申請分の月額自己負担限度額の認定に誤りが生じないように事務の流れを改善しました。 全員参加の課内勉強会を開催して、申請事務手順と再発防止対策の確認を行いました。</p>

所内危機管理意識向上研修を開催し、危機事案の発生要因や再発防止対策について話し合い、危機管理意識の向上を図りました。

- (8) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。

2 取組の成果

- (1) 生活保護法による指定にかかる受付・処理状況を申請受付簿により班長等が逐次確認しており以後、未処理案件は発生していません。
- (2) 個人情報保護について職員の意識が高まるとともに、個人情報の適正な管理が徹底されました。
- (3) 税額計算シートの使い方や注意点などを改めて確認し、チェック体制を強化した結果、以降において誤りは発生していません。
- (4) (5) (6) チェック体制の強化を行い、適切な特定疾患医療受給者証に係る月額自己負担限度額の認定を行いました。
- (7) 適切な月額自己負担限度額の認定を行いました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 申請受付簿により受付・処理状況を班全体で進行管理する体制を継続していきます。
- (2) 個人情報の適切な管理について、引き続き職員への周知徹底を図ります。
- (3) 担当者会議などの機会を捉えて確認を行い、再発防止に努めます。
- (4) (5) (6) 複数職員によるチェック体制を整え、適切な事務処理に努めます。
- (7) 年度当初に課内勉強会を開催し、課内全員で申請事務手順を確認して、再発防止対策の徹底を図ります。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (「協創」による博物館づくりと文化交流ゾーンの形成) (1) 平成 26 年春に開館する新県立博物館は、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念に掲げていることから、県民との「協創」により魅力的な博物館となるよう努められたい。 また、新県立博物館の整備を契機として三重県の文化の中核的な拠点となる文化交流ゾーンの各施設(図書館、博物館、美術館及び三重県総合文化センター)が連携し、より多くの県民が多様な文化活動にふれ親しみ参画する場となるよう努められたい。 (文化振興課、新博物館整備推進プロジェクトチーム)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p>
<p>1 実施した取組内容 (1) 新県立博物館は、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざしており、県民・利用者の皆さんとともに進める協創による取組として4つの重点的取組テーマを設定し、展開しています。 ① 参画のしくみづくり 県民・利用者の皆さんが、一人ひとりの状況に応じて博物館の活動や運営に関わることができるよう多様な参画の機会を設けており、みんなで作る博物館会議やみんなで作る博物館会議「こども会議」を開催し、博物館の活動や運営に対するご意見をいただきました。また、新県立博物館の外壁に好きな絵や文字を描いたタイルを貼り付ける「思い出ミュージアム」や基本展示室に展示するマイワシの大群をつくる「いわしプロジェクト」を展開し、多くの皆さんに参加いただきました。 ② 連携が進む環境づくり 県内外の博物館、大学などの高等教育機関、学校など多様な主体との連携を進めるため、三重大学や皇學館大学とは相互協力協定を締結するとともに、県内博物館が参加する「三重県博物館協会」の事務局を担い、東海三県博物館協会研究交流会を開催しました。 ③ 評価と改善のしくみづくり 博物館の活動や運営の成果を県民・利用者をはじめ、博物館に関わる人がみんなで振り返り、確認することにより、次に生かし、活動や運営をより充実したものに高めていけるようなしくみを設けるため、博物館評価の専門家と定期的に意見交換を行いました。 ④ 魅力的で使いやすい博物館づくり より多くの人が興味を持って、来館し、リピーターとなるような魅力的な博物館とするため、障がい者団体と意見交換を行うとともに、三重県立博物館サポートスタッフの皆さんと立ち上げたユニバーサル・ミュージアムの理念を実現するための研究・実践を行うグループが、開館に向けた準備を進めました。 (新博物館整備推進プロジェクトチーム) (2) 文化交流ゾーン構成施設による連携事業等の実施 新県立博物館の開館を平成 26 年に控え、また、伊勢神宮の遷宮を機に伊勢地域への注目が高まることから、文化交流ゾーン構成施設と齋宮歴史博物館が、「伊勢」を統一テーマとして展覧会やセミナー、講演会等を実施しました。 また、総合文化センター(生涯学習センター)がコーディネートし、子ども達にすぐれた文化・芸術との出会いを提供するプログラムを各館も参加し提供したほか、総合文化センターが実施する子どものお祭り「M祭」での連携や、各館の所蔵品等を大画面で閲覧できる「大型ディスプレイ電子ミュージアム」の展示などに取り組みました。 (文化振興課) (3) 三重県文化審議会での検討 ① 「三重の文化振興方針」策定(平成 20 年 3 月)後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、幅広い観点から 10 年先を見据えた本県の文化振興のあり方を検討し、新たな方針を策定するため、三重県文化審議会を開催して調査審議を進めています。 ② 新県立博物館の開館を機に、文化交流ゾーンの魅力を高め、より多くの人々が訪れ、様々な文化に接し、感性を高めることができるような場を形成することが求められていることから、同審議会では文化交流ゾーン検討部会を設置し、魅力を高めるための事業や運営のあり方等を調査・審議していただきました。 (文化振興課)</p>

2 取組の成果

(1) ① 参画のしくみづくり

これまでの取組内容を精査した上で、開館後から運営する県民利用者参画組織づくりを進めました。

② 連携が進む環境づくり

試行的な取組を引き続き進めながら、これまでの連携の経験をもとに、互いにもてる力を出し合い連携してできることや、必要なしくみなどについて構築していくこととしています。

③ 評価と改善のしくみづくり

引き続きセミナーや博物館評価の専門家と定期的に意見交換を行いつつ、三重県総合博物館経営向上懇話会において、評価と改善のしくみについて意見をいただきながら、評価制度の構築を進めました。

④ 魅力的で使いやすい博物館づくり

引き続き障がい者団体などと、施設見学会や建築工事、展示工事、活動と運営についての検討状況などに応じた内容について意見交換を行い、開館に向けて来館者が安全、快適に過ごしてもらえるような運営体制の整備を進めました。
(新博物館整備推進プロジェクトチーム)

(2) 文化交流ゾーン構成施設による連携事業等

連携事業等の実施により、県民の皆さんはもとより、県外の方にも三重の文化の魅力に触れていただくとともに、文化交流ゾーンの展開への期待感を高めることができましたと考えています。

(主なもの)

- ・シンポジウム 「伊勢をめぐる人・モノ・文化の交流」(平成25年10月)
- ・移動美術館展 「美術でめぐる伊勢の魅力」(平成26年1月)
- ・企画展 「伊勢・出雲・飛鳥研究の最前線」(平成25年12月)
- ・セミナー 「見る！知る！巡る！みえミュージアムセミナー@日本橋」(平成25年11月)
- ・演劇及び映画 「真夜中の弥次さん喜多さん」(平成25年9月) など (文化振興課)

(3) 三重県文化審議会での検討

文化交流ゾーン検討部会は平成25年7月に第1回部会が開催され、平成26年1月まで3回の調査・審議が行われました。

同部会の調査・審議結果は、「三重県文化審議会 文化交流ゾーン検討部会報告書」としてとりまとめられ、平成26年2月に開催された第3回審議会で報告・審議されました。

部会としての調査・審議は終了したものの、これを含めた新たな文化振興方針については、引き続き同審議会で調査・審議していただいています。
(文化振興課)

平成26年度以降(取組予定等)

(1) 平成26年4月19日に開館した総合博物館の活動(調査研究、収集保存、活用発信)については、「新県立博物館の活動と運営の方針」や事業計画をもとに、県民・利用者の皆さんの事業への参画とともに、魅力ある事業を実施していきます。
(新博物館整備推進プロジェクトチーム)

(2) 平成25年度の「伊勢」をテーマにした連携事業に続き、平成26年度は世界遺産登録10周年を迎える「熊野」を共通のテーマとし、4月に開館した総合博物館をはじめとする文化交流ゾーン構成施設と斎宮歴史博物館がそれぞれの持ち味を活かした展覧会、セミナー、講演会などに取り組んでいきます。

(主なもの)

- ・総合博物館 熊野(くまの)観(かん)心(しん)十界(じゅっかい)曼荼羅(まんだら)に関する講演
- ・美術館 熊野の豊かな自然からインスピレーションを受けて制作された現代の造形作品を紹介する企画展
- ・文化会館 熊野古道の世界遺産登録を記念して作曲された「熊野古道～神々の道～」の作曲者等によるコンサート
- ・斎宮歴史博物館 特別展「伊勢と熊野の歌(仮称)」
- ・図書館 熊野をテーマとしたセミナー など

また、引き続き、総合文化センターが実施する子どものお祭り「M祭」での各館の連携や、各館の所蔵品等を大画面で閲覧できる「大型ディスプレイ電子ミュージアム」の展示などに取り組んでいきます。
(文化振興課)

(3) 文化交流ゾーンの魅力を高めるための事業や運営のあり方等を含む新たな文化振興方針については、引き続き文化審議会で調査・審議されることから、今後予定されている答申等を踏まえ、県としての対応等を整理し、取り組んでいきます。
(文化振興課)

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (温室効果ガス排出削減の推進) (2) 「大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率」が、平成 24 年度目標値+0.6%以下に対し、実績値は+1.9%となっている。 温室効果ガス排出量の約 6 割が産業部門から排出されることから、地球温暖化対策計画書や環境マネジメントシステムの普及を推進し、自主的な排出削減の取組を引き続き促進されたい。また、産業部門のみならず、多様な主体による自主的かつ積極的な取組が展開されるよう、情報提供等による啓発を図るとともに、総合的かつ計画的な対策を推進されたい。 (地球温暖化対策課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成 24 年度目標の実績値（平成 23 年度の実績値で評価）が+1.9%となっているのは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により操業停止した事業所の不足分を、県内にある同系列の事業所で増産により補ったことが原因であり、現状においては、操業は通常どおりとなっています。 産業部門からの温室効果ガス排出量の削減については、その 8 割以上の排出を占める大規模事業所を対象に、削減目標や具体的な取組内容などを記載した地球温暖化対策計画書の策定及び提出を義務づけ、その計画書をホームページで公表する地球温暖化対策計画書制度により自主的な排出削減取組の促進を行っています。 また、中小事業所については、自主的な温室効果ガスの排出削減を進めるため、取り組みやすく、費用負担が少ない環境マネジメントシステムである三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS）の普及啓発を行いました。 さらに今年度、様々な主体の自主的な温室効果ガスの排出削減取組と各主体の相互連携による総合的かつ計画的な温暖化対策を推進するため、三重県地球温暖化対策推進条例を制定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 地球温暖化対策計画書における取組内容の実績については、任意で提出いただいていたが、新たに制定した条例においては、その提出を義務づけ、計画書における取組の実効性の担保を図りました。</p> <p>② M-EMS の累計認証取得事業所数は、295 事業所（平成 26 年 3 月 1 日現在）になりましたが、新規の認証取得事業所については 17 事業所であり、M-EMS 取得事業者の取組事例の紹介などによる普及啓発を行ったにもかかわらず昨年度に比べ減少しました。</p> <p>③ 三重県地球温暖化対策推進条例については、平成 25 年 12 月 27 日に公布し、平成 26 年 4 月 1 日から施行しました。</p> <p>④ 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に関することや自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出削減に必要な事項を定めた事業者地球温暖化対策指針や建築物やその敷地の緑地化など建築物からの温室効果ガスの排出削減に必要な事項を定めた建築物地球温暖化対策指針を策定し、平成 26 年 4 月 1 日から施行しました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p>
<p>産業部門の温室効果ガス排出量の削減取組を推進するため、大規模事業所については、実績報告の提出を義務付けた新たな条例に基づく地球温暖化対策計画書制度の適切な運用により、自主的な取組を促進します。 中小事業所については、M-EMS の普及拡大を図るため、過去に、M-EMS 取得のために必要な構築講座を受講しながら認証取得まで至っていない事業所や既に認証取得した事業者のサプライチェーンなどを対象に積極的に普及啓発を行います。 さらに、三重県地球温暖化対策推進条例の制定をふまえ、事業者地球温暖化対策指針を、中小企業団体などを活用して、広く事業者に周知するとともに、温室効果ガス排出削減の取組内容を県のホームページで紹介することにより、他の事業者の自主的な取組の促進を図ります。 制定した条例を広く周知し、事業者や県民などの各主体が自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むように普及啓発を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (高齢者等交通弱者に対する交通安全対策の推進) (3) 平成 24 年の「交通事故死者数」が、過去最少であった平成 23 年の 95 人と同数となっており、目標値の 90 人以下は未達成となっている。 とりわけ 65 歳以上の高齢者の交通事故について、死者数は平成 23 年と比較し 5 人減少しているものの、全体の半数以上 (50.5%) を占めており、また、負傷者数は全体が減少している中、60 人増加しているため、今後も引き続き、警察本部や関係機関とも連携を図り、高齢者など交通弱者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組を行い、交通事故防止に努められたい。 (交通安全・消費生活課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 第 9 次三重県交通安全計画 (計画期間：平成 23～27 年度) に基づき、「子ども」とともに「高齢者の安全確保」を交通安全対策を考える視点の一つとして、交通安全教育や啓発活動等の推進を図りました。主な内容は、次のとおりです。 (1) 四季の交通安全運動をはじめ年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する 120 の関係機関等と連携して、運動を展開しました。 (2) 各地区の指定自動車教習所において、老人クラブ等で交通安全活動を推進する「交通安全活動指導員 (シルバーリーダー)」を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、シルバーリーダーを育成しました。(18 回実施、288 人育成) (3) 各地域の市町、警察署、地区交通安全協会等関係機関の参加のもと、シルバーリーダー連絡会議を開催して、必要な情報の提供、活動に対する意見交換等を行い、シルバーリーダーが地域において効果的に啓発活動を実施できるよう支援を行いました。(18 回実施) (4) 三重県交通安全研修センターにおいて、保育所・幼稚園、小学校、中学校の児童生徒向けなど子どもの発達段階にあわせた研修カリキュラムにより、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。(中学生以下の交通安全研修参加者数 (団体分)：3,453 人)</p> <p>2 取組の成果 (1) 平成 25 年における交通事故死者数は 94 人で、前年より 1 人減となったものの、高齢者の交通事故死者数は 49 人 (構成率 52.1%) と前年から 1 人増となりました。 一方、子どもの交通事故死者数は 2 人と前年から 1 人減となりました。 (2) 老人クラブを中心に各地域において、交通安全講習会の実施、街頭啓発活動の実施など、さまざまな交通安全活動が展開されました。(シルバーリーダーによる交通安全講習会、街頭啓発活動等の啓発延べ人数 18,916 人)</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 高齢者等の交通事故抑止対策の推進が重要であり、引き続き、関係機関等と連携して、高齢者を中心とした交通弱者の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。 特に、主要幹線道路や都市部とその周辺など、交通事故の発生割合が多い地域において重点的に取り組みます。 (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育によりシルバーリーダーを育成するとともに、現在活動しているシルバーリーダーの資質向上を図り、地域で連携して交通安全活動に取り組むため、連絡会議を開催し、必要な指導方法や情報提供を行うなど地域の活動が広がるよう支援します。 (育成人数 300 人、連絡会議開催回数 18 回予定) (3) 三重県交通安全研修センターにおいて、児童生徒等の対象者別に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、教育現場の指導者向けにも交通安全教育を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (人権が尊重される社会づくり) (4) 偏見等による差別や人権侵害は依然として発生しており、かつ増加傾向にあるとともに、人権に関する課題や、人権侵害の手段についてもインターネットを介するなど、多様化してきている。引き続き、関係機関とも連携し、「三重県人権施策基本方針」及び「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいた人権施策を着実に進めることにより、人権が尊重される社会づくりを推進されたい。 (人権課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 2011 (平成 23) 年 3 月に策定した「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権尊重社会を実現するための取組を総合的に推進しました。また、昨年度実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果の分析を行いました。</p> <p>(2) 県民一人ひとりが人権課題を自らの問題として考え、行動に移していくことができることを目標として、学校と連携した人権メッセージやポスターの募集、スポーツ組織と連携した啓発イベント、商業施設の展示スペースや各種イベント会場における移動啓発事業を行うなど、誰もが人権を身近に感じてもらうための取組を実施しました。また、「差別をなくす強調月間」(11 月 11 日～12 月 10 日)を中心に、津地方法務局や三重県人権擁護委員連合会と連携した街頭啓発を実施するとともに、県内各地域において、その地域の特性やニーズに応じた人権啓発を実施していけるよう、市町が行う啓発活動に対して支援を行いました。</p> <p>(3) 人権に関わる相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成を進めるため、各種相談事業に従事する相談員を対象としたスキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供しました。</p> <p>(4) インターネット上の差別的書込み等に対応するため、モニタリングを実施するとともに、人材育成支援として、モニタリング活動のリーダーを養成する講座を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき人権施策の推進を図るとともに、前年度の取組をまとめた「年次報告」を作成し、ホームページでの公表や関係機関との情報共有を図ることができました。</p> <p>(2) 「差別をなくす強調月間」を中心に、市町や国等と連携して各種の啓発活動に取り組み、多くの県民に参加をいただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権ポスターの募集 (参加者数 199 校 延べ 26,602 人) ・人権メッセージの募集 (参加者数 延べ 1,758 人) ・スポーツ組織との連携事業 (啓発試合 3 回 参加者数 延べ 2,754 人 スポーツ教室 6 回 参加者数 延べ 320 人) ・移動啓発事業 (県内 15 箇所実施) ・街頭啓発等 (県内 43 箇所実施) <p>(3) 人権相談に関わる人材の育成支援を目的とした講座・研修会を開催し、相談員の資質向上を図りました (17 講座等、参加者数 896 人)。また、相談員交流会を開催し、相談員相互のネットワーク形成を進めました。(2 回)</p> <p>(4) インターネット上の差別的な書込み等に対するモニタリングを実施し、拡散防止のためプロバイダに削除要請を行いました。また、地域が主体となって、インターネット上の人権侵害に適切に対応できる人材を育成しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットモニターリーダー養成講座の開催 (年 3 回 参加者数 123 人)

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 人権が尊重される社会の実現をめざして、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき人権施策を着実に進めていくため、「年次報告」の取りまとめ等、事業の進捗管理を行うとともに、人権施策審議会での意見等を施策に反映していきます。また、国や市町等と連携した取組や、庁内各部の横断的な取組を通じて、人権施策を総合的に推進していきます。
- (2) 「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果、人権啓発が人権尊重の意識を高めるために重要であることが明らかとなりました。引き続き人権啓発の拠点としての三重県人権センターの利用促進を図るとともに、人権メッセージ・ポスターの募集などの県民参加型の人権啓発事業、スポーツ組織と連携した人権啓発イベント、商業施設の展示スペース等での移動啓発事業などの各種啓発事業を引き続き実施します。また、津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会と連携し街頭啓発を実施するとともに、各市町が行う人権啓発活動に支援を行います。
- (3) NPO・民間団体等を含めた各種相談機関の相談員を対象としたスキルアップ講座と相談員交流会を実施します。
- (4) インターネット上にある差別的書き込みに対応するため、ネットモニターリーダー養成講座を開催します。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (ごみゼロ社会づくりの推進) (5) 1人1日当たりの一般廃棄物の排出量が、目標値 951g 以下に対し、実績値は 967g となっている。 事業系ごみが増加していることから、その実態等の把握に努めるとともに、引き続き、排出事業者及び許可業者への減量化等の指導、ごみ減量に向けた啓発や情報提供など、多種多様な減量対策に取り組まれない。(廃棄物・リサイクル課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 事業系ごみの増加等の実態把握を進めるため、市町アンケート調査や県内全市町を訪問し、各市町におけるごみ減量化の取組や課題等についてヒアリングを実施しました。また、廃棄物系バイオマス再資源化検討事業の中で、事業者による食品廃棄物等の再資源化の取組を促進するため、事業者や市町等とともに検討を行いました。</p> <p>(2) 1人1日当たりの一般廃棄物の排出量の削減には、事業系ごみだけでなく、家庭系ごみの減量も進める必要があることから、地域防災総合事務所・地域活性化局環境室、市町と連携し多様な普及啓発等の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活躍するNPOや個人等を対象とする“ごみゼロ”に関する研修会や講座等を開催しました。 ・ 志摩市及び玉城町の小学校でモデル的に出前授業を実施しました。 ・ 地域で活躍するNPOや個人、三重県環境情報学習センターなどの行政以外が実施する環境学習等で「もったいない名人」テキストの活用を呼びかけました。 ・ ごみゼロプラン推進委員会を開催し、平成 24 年度のさまざまな主体の取組について点検、評価を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 多くの市町が増加する事業系ごみへの対応（排出者に対する減量化・分別の徹底の指導、許可業者に対する指導・育成）に取り組んでいることを確認しました。また、市町ヒアリングで把握した市町独自のごみ減量化に向けた優良な取組を他の市町に情報提供しました。 廃棄物系バイオマスについては、津及び鳥羽志摩の2地域において研究会を設置し、資源化に向けた事業者間の連携を進めました。また、鳥羽市内でシンポジウムを開催し、地域の機運の醸成を図りました。</p> <p>(2) 普及啓発や情報提供に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ減量をテーマにした研修会（紀南地域）、「もったいない名人」テキストを活用できる人材（講師）育成講座（伊勢志摩地域）、環境啓発推進員意見交換会（伊賀地域）を開催し地域で活躍するNPOや個人等の多数の参加がありました。 ・ 地域で出前授業を行う講師（地元の事業者等）の発掘・養成を進めるとともに、出前事業により子ども達のもったいない意識の醸成を図りました。 ・ 行政以外が実施する環境学習等で 6,000 冊のもったいない名人テキストを配布しました。 ・ 各主体の取組方向について、課題を整理し報告書としてとりまとめ公表しました。
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、1人1日当たりの一般廃棄物の排出量の削減に向け、市町やNPO等さまざまな主体と連携しながら、事業系ごみ・家庭系ごみの排出量削減の取組を進めます。 特に一般廃棄物では家庭系ごみの割合が多いことから、学校や地域において、主に子ども向けの出前授業を実施するとともに、より広い層への環境学習等を行うため、年少者向けの環境学習ツールを作成し、環境教育の場の拡大を図ります。 また、地域機関のネットワークを活用して、NPOや環境団体等と連携し、市町のごみゼロの取組を促進します。廃棄物系バイオマスの再資源化については、引き続き、事業者による資源化の取組を促進し、バイオマス事業の普及、啓発に取り組みます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 大気汚染常時監視機器購入に係る弁償金等の収入未済額が 29,784,153 円 (対前年度比 100%) あり、債務者が支払に応じず係争中となっていることから、今後も引き続き、必要な法手続き等を進め、その収入未済額の減少に努められたい。(大気・水環境課)</p> <p>(イ) 専修学校または各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が 238,000 円 (対前年度比 91.2%) あり、前年度と比べて 23,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に努められたい。</p> <p>また、新たに N P O 活動基盤強化事業業務委託契約に係る委託料返還請求債権及び違約金請求債権の収入未済額が 13,170,219 円 (対前年度比皆増) 発生していることから、適切に債務者の状況を把握するとともに、関係各課等と連携し必要な手続きを円滑に進められたい。(人権課、男女共同参画・N P O 課)</p> <p>(ウ) 産業廃棄物不法投棄等原状回復等に関する収入未済額が、2,216,868,956 円 (対前年度比 106.8%) あり、前年度と比べて 140,960,120 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。(廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 前年度に引き続き訴訟手続きを行い、平成 25 年度中には合計 6 回の期日において、主張・立証等を行いました。(大気・水環境課)</p> <p>(イ) (1) 専修学校または各種学校入校者補助金返還金等については、収入未済金の回収のため、夜間・休日を含めた債務者宅への訪問や、文書、電話等での督促を行い、計画的な納付を促しました。(人権課)</p> <p>(2) 平成 25 年 4 月に総務部法務・文書課、5 月に総務部税務・債権管理課へ状況を説明し、相続財産管理人を選任する以外の債権回収方法について検討するとともに、今後の手続きについて確認しました。(男女共同参画・N P O 課)</p> <p>(ウ) (1) 産業廃棄物不適正処理にかかる行政代執行費用については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 8 の規定により原因者に代わって実施した対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。</p> <p>平成 25 年度においても、国税徴収法に基づき、滞納者 (原因者) の財産調査を行い、預金等の差押を実施しました。</p> <p>また、滞納者との面談などを通じ、分割納付など自主的な納付を求めました。(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>(2) 県が民法第 697 条「管理者の管理義務」に定める事務管理を行った P C B 事務管理費用 (582,877 円) について、当該管理義務者に対して平成 23 年 3 月に管理義務を通知し、管理義務の遂行と併せて事務管理費用の支払いを粘り強く求めました。</p> <p>その結果、当該管理義務者の代表取締役から、同費用の一部 (300,000 円) について、個人として引き受けたい旨の申し出があり、平成 23 年 12 月に民法第 702 条「管理者の費用償還請求権」に基づく事務管理費用の重疊的 (併存的) 債務引受契約を締結し、平成 25 年度においても事務管理費用の請求を行っています。(廃棄物・リサイクル課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) 訴訟手続きの結果、平成 26 年 2 月 18 日に被告らが 2,916,082 円を支払うことで和解に至りました。和解金は平成 26 年 3 月 10 日に全額が入金されました。(大気・水環境課)</p> <p>(イ) (1) 専修学校または各種学校入校者補助金返還金等において、新たな分割納付計画書が提出され、昨年度を上回る 37,000 円が納付されました。(残額計 201,000 円 平成 26 年 3 月末現</p>

在) (人権課)

(2) 次のとおり平成 24 年度からの状況に変化がなく、現実的な債権回収が見込めないため、平成 25 年 11 月に策定した「債権処理計画 (目標)」において、当該債権を整理対象に位置づけました。

- ・ 相続人の不存在 (債務者の死亡と相続人全員の相続放棄)
- ・ 資産 (預貯金約 3 万円) が当該債権の回収手続に必要な「相続財産管理人の選任」にかかる経費 (申立費用及び予納金 (数十万円)) を下回っていること

(男女共同参画・NPO課)

(ウ) (1) 平成 24 年度までに発生した事案の行政代執行費用については、平成 26 年 3 月末現在で 477,859 円を自主的な納付や預金等の差押などにより収納しました。

また、平成 25 年度に請求した四日市市大矢知・平津事案の行政代執行費用については、原因者代理人と納付交渉を行い、平成 26 年 3 月末現在で 43,652,975 円を収納しました。

(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

(2) 現在、本契約については滞りなく履行されており、平成 26 年 3 月末現在において、270,000 円の回収が実現されました。

(廃棄物・リサイクル課)

平成 26 年度以降 (取組予定等)

(ア) 引き続き、適正な入札事務に努めるとともに、近隣自治体と情報共有等を行い同様の事例が生じた際は速やかに対応できるよう努めます。

(大気・水環境課)

(イ) (1) 今後も定期的に債務者宅を訪問するなどにより納付を促し、収入未済額の減少に努めます。

(人権課)

(2) 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止と債権放棄の手続を進めます。

(男女共同参画・NPO課)

(ウ) (1) 行政代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産状況の把握を行い、換価可能財産の差押に努めるとともに、滞納者と面談を行い、自主的な納付を求めています。

(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

(2) 今後も当該契約の履行を毎月確認するとともに、当該管理義務者に対して粘り強く事務管理費用の請求をしていきます。

(廃棄物・リサイクル課)

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 光熱水費負担金について、電気料金の単価誤りにより歳入戻出を行っていた。 (齋宮歴史博物館)</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>電気料金の単価について、その他季（10月～6月）の単価を適用すべきところを誤って夏季（7月～9月）の単価を適用しました。そのため、負担金算出シートに適用すべき単価を記載し、その都度電力会社の単価と照合し確認するように改めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>取組実施以降、適正な事務処理に努めています。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き負担金算出シートにその月の電力会社の単価を記載することにより十分に確認を行い、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【東北応援交流フェア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。 (廃棄物・リサイクル課) <p>(2) 【産業廃棄物データ入力・集計システム修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (廃棄物・リサイクル課) <p>(3) 【「松阪県民センター管内職員人権研修」業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (松阪地域防災総合事務所) <p>(4) 【伊勢湾再生底質調査事業微生物叢検査・解析業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (保健環境研究所) <p>(5) 【平成 24 年度三重県立図書館施設管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・仕様書及び設計書が作成されていなかった。 (図書館) <p>(6) 【平成 24 年度三重県立美術館展覧会監視業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成認定書に誤って完了検査実施日が記載されていた。 (美術館) <p>(7) 【斎宮歴史博物館歴史体験事業業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約伺いに契約保証金免除の記載がされていなかった。 ・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。 ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (斎宮歴史博物館) <p>(8) 【斎宮跡調査管理システム開発業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の見積り依頼における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。 ・契約伺いに契約保証金免除の記載がされていなかった。 ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (斎宮歴史博物館)
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) 監査結果を課内で情報共有し、複数者でチェックすることにより再発防止を図っています。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>(3) 契約書への暴力団等不当介入時における受託事業者の対応に関する記載漏れを防ぐため、複数職員によるチェック体制を整えました。 (松阪地域防災総合事務所)</p> <p>(4) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。 (保健環境研究所)</p> <p>(5) 複数年契約のため、会計事務の適正な執行について職員に周知するとともに、次回契約時に適正に執行します。 (図書館)</p> <p>(6) 完成認定書作成時に検査実施日を誤って記載してしまっていたので、正しい検査実施日に記載を訂正しました。 (美術館)</p> <p>(7) ・出納局事前検査の対象となる案件について、適切に把握し検査を受けるよう努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金の要否について、契約伺いに明記するよう努めました。 ・契約相手方が財団法人のため、印紙税の免除対象と判断しましたが、確認を行い適切に対応

しました。

- ・暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について、契約書に記載するよう改めました。
(齋宮歴史博物館)

- (8) ・公印の押印にかかる事務について、適正に処理するよう努めました。
- ・契約保証金の要否について、契約伺いに明記するよう努めました。
 - ・暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について、契約書に記載するよう改めました。
(齋宮歴史博物館)

2 取組の成果

- (1) (2) 監査結果を踏まえ、契約の実施について適切な履行を徹底しています。
(廃棄物・リサイクル課)
- (3) 今年度契約書には、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応を記載しました。
(松阪地域防災総合事務所)
- (4) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務が行われています。 (保健環境研究所)
- (5) 会計規則に従い適正に処理しています。 (図書館)
- (6) 以降、同様の誤った記載はありません。 (美術館)
- (7) (8) 取組実施以降、適正な事務処理に努めています。 (齋宮歴史博物館)

平成 26 年度以降 (取組予定等)

- (1) (2) 監査結果を踏まえ、今後も引き続き再発防止を図ってまいります。(廃棄物・リサイクル課)
- (3) 引き続き、複数職員によりチェックを行い適正な事務処理に努めます。
(松阪地域防災総合事務所)
- (4) 引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。 (保健環境研究所)
- (5) 引き続き会計規則を順守し、適正な処理に努めます。 (図書館)
- (6) 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (美術館)
- (7) (8) 引き続き適正な事務処理に努めていきます。 (齋宮歴史博物館)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【消費者行政活性化基金事業費補助金】 ・実績報告書が提出期日までに提出されていないものがあった。 (交通安全・消費生活課)</p> <p>(2) 【公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金】 ・事業施行状況及び工事進捗状況調書が提出期限までに提出されていなかった。 ・実績報告書が提出期限までに提出されていなかった。 (廃棄物・リサイクル課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 補助金交付要領に定める提出期日 (4/10) までに実績報告書を提出していなかった市町 (2 市) では、3 月分人件費支出後に実績額が確定するものと誤認していました。このため 3 月分勤務実績を速やかに確認のうえ実績 (見込) 額として期日厳守で提出するよう指導しました。今後、不適切な事案が発生しないよう、下記により市町に対して注意喚起し、適切な事務処理を徹底します。</p> <p>① 1 月：事業遂行状況報告時 事業進捗度の高い市町に対して、事業完了後、速やかに実績報告を提出するよう、口頭にて指導しました。</p> <p>② 2 月：平成 26 年度事業計画ヒアリング時 全市町に対して、個別に口頭にて指導しました。</p> <p>③ 3 月：例年どおり、全市町に対して、実績報告の提出依頼文書を発出しました。 (交通安全・消費生活課)</p> <p>(2) 国庫補助事業の提出書類の期限と錯誤し、数日間の遅れが生じたことから、事業主体に対し、県補助事業に係る提出書類の期限の遵守を求めました。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)① 遂行状況報告時に指導した市町については、事業完了後の速やかな提出が見込まれます。 ②③ 指導を行いました。 (交通安全・消費生活課)</p> <p>(2) 平成 25 年度の提出書類 (交付申請書、事業施行状況及び工事進捗状況調書) については、期限までに提出されています。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 平成 25 年度実績報告における上記取組の成果を踏まえ、必要に応じて再度検討します。 (交通安全・消費生活課)</p> <p>(2) 引き続き予定されている提出書類についても提出期限の遵守を求めてまいります。 (廃棄物・リサイクル課)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【医療通訳ボランティア事業】 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (多文化共生課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 復命書には、用務時間を記載するよう周知徹底しました。旅行命令権者等は回議の際にその内容のチェックを行うことを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果 適正な文書処理が行われています。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度に実施した取組内容を継続して実施します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (多文化共生課)</p> <p>(2) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。 (廃棄物監視・指導課)</p> <p>(3) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。 (図書館)</p> <p>(4) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (美術館)</p> <p>(5) 教育財産貸付許可書に文書番号（指令番号）が記載されていないものがあった。 (齋宮歴史博物館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 物品標示票が貼付されていなかった備品については、貼付しました。物品の管理について、適切に行われるよう周知徹底しました。 (多文化共生課)</p> <p>(2) 廃棄物品の処分決議については、財務会計システムによる物品管理（処分決議）の依頼を一元化所属へすれば処理がなされたとする認識が当課担当者であり、当該物品の数量等を一元化所属担当者へ連絡し、処分決議を依頼したのですが、一定期間後、事業課（当課）における処分決議を失念していたことにより、予備監査の際、今般の指摘を受けるに至ったものです。</p> <p>このため、元々事業課が処分決議をする旨、認識を改めるとともに、手続きに不備がないか関係課担当者との意思疎通や確認を徹底するように努めることとしています。 (廃棄物監視・指導課)</p> <p>(3) 平成 25 年 3 月 14 日付け処分決議を行いました。 (図書館)</p> <p>(4) 貼付し忘れていた物品標示票について、貼付しました。 (美術館)</p> <p>(5) 例年の様式を使用していたため、指令番号を記載していませんでした。そのため、指令番号を記載するよう改めました。 (齋宮歴史博物館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 物品管理が適正な状況となりました。 (多文化共生課)</p> <p>(2) あらゆる会計手続き等について、法令規則の確認に加え、事前に関係する部局（課）に相談、確認することにより、不適切な処理の発生を防いでいます。 (廃棄物監視・指導課)</p> <p>(3) 会計規則に従い適正に処理しています。 (図書館)</p> <p>(4) 物品標示票の貼付が正しく行われました。 (美術館)</p> <p>(5) 取組実施以降、適正な事務処理に努めています。 (齋宮歴史博物館)</p> <p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き事務を適切に実施していきます。 (多文化共生課)</p> <p>(2) 人事異動等で担当者が替わった場合も、注意点等を的確に引き継ぐようにし、適切な会計処理を進めるよう努めていきます。 (廃棄物監視・指導課)</p> <p>(3) 引き続き会計規則を順守し、適正な処理に努めます。 (図書館)</p> <p>(4) 引き続き、備品の適正な管理に努めます。 (美術館)</p> <p>(5) 引き続き適正な事務処理に努めていきます。 (齋宮歴史博物館)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 資金前渡交付伺いの検査（履行確認）欄に検査年月日の記録及び検査員の押印がないものがあった。 (紀南地域活性化局)</p> <p>(2) 博物館入館券の在庫枚数が1枚不足していた。 (齋宮歴史博物館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 履行確認を行った後、直ちに記載しなかったため失念したものであるため、資金前渡交付を行った場合は、履行予定日を把握し、履行確認を行った後は、直ちに資金前渡交付伺いの検査（履行確認）欄に検査年月日の記録及び検査員の押印を行うこととしました。 (紀南地域活性化局)</p> <p>(2) 実際の払出しに対する帳簿上の記載誤りがありました。入館券の取扱いについて、受払枚数の確認及び帳簿への記載を必ず複数の職員で行うよう改めました。 (齋宮歴史博物館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 25 年度においては、資金前渡交付伺いの検査（履行確認）欄に検査年月日の記録及び検査員の押印もれはありません。 (紀南地域活性化局)</p> <p>(2) 取組実施以降、適正な事務処理に努めています。 (齋宮歴史博物館)</p> <p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、履行予定日を把握し、履行確認を行った後は、直ちに資金前渡交付伺いの検査（履行確認）欄に検査年月日の記録及び検査員の押印を行い、漏れのないように努めます。 (紀南地域活性化局)</p> <p>(2) 引き続き枚数の確認と帳簿への記載を複数の職員で行い、適正な事務処理に努めていきます。 (齋宮歴史博物館)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故 (物損額：県 235,053 円) (文化振興課) (2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県廃車、取得価格 940,000 円・相手 1,347,150 円) (鈴鹿地域防災総合事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 公用車を駐車場へ駐車するため後進したところ、バリケードにぶつかり損傷したもので、当該職員には重大な過失はなかったものと考えられますが、公用車の安全運転、県有財産の適正管理について注意喚起を行いました。また、課職員が交通安全研修を受講し、安全運転管理及び交通事故防止について、職場内で情報共有を行いました。(文化振興課)</p> <p>(2) 検体搬入の途中に左カーブを直進してしまい擁壁に公用車の右側面を擦りながら進行し擁壁の途中にあった看板と公用車を大破したものであり、職員の運転中の注意義務を徹底しました。全職員を対象に交通安全研修への参加徹底や「無事故・無違反チャレンジ 1 2 3」への参加を促し、交通安全意識の向上をはかりました。(鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 交通安全研修の受講及び職場内での情報共有により、交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の高揚が図れました。(文化振興課)</p> <p>(2) 職員の交通安全意識及び県有財産管理意識について意識の向上がはかれました。(鈴鹿地域防災総合事務所)</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。(文化振興課)</p> <p>(2) 引き続き交通安全研修への参加徹底や「無事故・無違反チャレンジ 1 2 3」への参加を促し、交通安全意識の向上をはかります。(鈴鹿地域防災総合事務所)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見 (6) その他 (1) 平成 25 年 6 月 21 日に浄化槽管理者あてに送付した浄化槽の維持管理に係る指導文書に、あて先とは異なる管理者の浄化槽の法定検査結果書を誤って添付したため、結果書に記載されていた個人情報が流出した。 一層のチェック体制の強化を図るとともに、個人情報の管理について周知徹底を図り、再発防止に努められたい。 (松阪地域防災総合事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 浄化槽管理者に対して、平成 25 年 4 月実施分の浄化槽法定検査結果に基づく指導文書計 6 件（個人 5 件、法人 1 件）を平成 25 年 6 月 21 日に送付したところ、これら全てにおいて、あて先とは異なる管理者の浄化槽の法定検査結果書を誤って添付していたことが 6 月 24 日に送付先の浄化槽管理者からの指摘により判明しました。 誤送付の原因は、封筒のあて先と検査書に記載された氏名の確認を行わず封をしたことにあります。送付した同検査書には、個人情報にあたる指導を受けた浄化槽管理者の“住所”、“氏名”、“電話番号”、“浄化槽の設置場所”、“処理対象人員”及び“総合判定結果”が含まれていたことから、浄化槽管理者から指摘のあった当日に当該管理者を訪問し謝罪するとともに、誤って送付した結果書を全て回収しました。 個人情報の流出が判明した以降は、個人情報を含む文書の発送作業については、担当者が発送準備を行った後、他の者により封筒のあて先と送付資料に間違いのないことを必ず確認するよう徹底しています。また、個人情報の取り扱いについては、日常業務の中で関わっていることから、漏えい等のリスクを改めて認識し細心の注意を払うよう、「不注意ミス等防止ハンドブック」について周知を図り、個人情報の管理が適切に行われるよう再発防止に努めています。（平成 25 年 6 月 25 日、26 日、27 日、9 月 9 日、12 月 18 日回覧等により周知）</p> <p>2 取組の成果 個人情報を含む文書の発送作業については、担当者が発送準備を行った後、他の者により封筒のあて先と送付資料に間違いがないことを必ず確認するよう徹底しており、その後、個人情報を含む文書は適正に発送されています。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p>
<p>個人情報を含む文書の発送作業等については、複数の者による確認を行う等、チェック体制を強化し、再発防止の徹底を図ります。 また、個人情報の取り扱いについては、漏えい等のリスクを改めて認識し、細心の注意を払えるよう職場内で研修を行い、再発防止に努めます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (地籍調査の促進)</p> <p>(1) 三重県の地籍調査進捗率は平成 24 年度末 8.59%で、全国平均 50%よりも著しく低く、実施中の市町数は、前年度と同じ 23 市町にとどまっている。</p> <p>地籍調査については、調査の進展により民間の土地取引や登記手続き等の円滑化、公共事業の効率化・コスト縮減等が期待できるほか、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができることから、大規模災害への備えとしても必要なものである。</p> <p>こうしたことから、地籍調査の促進のため、引き続き、休止市町の解消に向けた市町への働きかけ等の取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(水資源・地域プロジェクト課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 休止市町の幹部職員等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果を説明し、早期事業再開について要請しています。</p> <p>(2) 地籍調査の更なる促進を図るためには事業主体である市町の状況を把握する必要があるため、事業実施中の 24 市町に対してアンケート調査を行いました。</p> <p>(3) 地籍調査の効率化・コスト削減の効果が期待できることから、地籍調査の先行調査となる国土交通省直轄事業の境界基本調査の活用について働きかけました。</p> <p>(4) 県と市町等で構成する三重県国土調査推進協議会や、東海四県で構成する東海ブロック国土調査推進連絡協議会が主催する市町等・県地域機関等担当者を対象とする講習会等を通じて、担当者の技術向上や普及・啓発活動に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 休止市町への早期事業再開の要請により、平成 25 年度から朝日町が事業を再開しました。</p> <p>(2) アンケートの結果、市町の現状や問題点が明らかになったので、この結果などをもとに効果的な推進方策を考えます。</p> <p>(3) 国土交通省直轄事業の境界基本調査を、3 市町（桑名市、伊勢市、名張市）が活用しました。また、休止中の 4 市町（四日市市、松阪市、南伊勢町、大紀町）を含む 18 市町が、平成 25 年度に事業拡充された南海トラフ浸水区域を対象とした国土交通省直轄事業の実施を要望しています。</p> <p>(4) 講習会への参加により、市町職員や県地域機関担当者の意識や技術の向上を図りました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>地籍調査の進捗を向上させるため、これまでの取組を継続するとともに、平成 25 年度に事業拡充された南海トラフ浸水区域を対象とした国土交通省直轄事業の活用等について、国・県関係部局及び市町等と連携して取り組みます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (大仏山周辺用地の土地利用策の推進)</p> <p>(2) 未利用状態が続いている旧工業団地予定地等については、平成 21 年度から「大仏山地域土地利用検討協議会」等により、新たな土地利用策について検討が進められてきている。 平成 24 年度までの検討で利用の方向性や進め方について一定の成果が得られたことから、今後さらに、地元市町、地域住民等と連携し、実施主体及び整備に向けた工程表等を早期に確定されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水資源・地域プロジェクト課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 旧工業団地予定地等を含む大仏山地域の土地利用については、「大仏山地域土地利用検討協議会」の下部組織である調整会議を 2 回開催する等し、土地利用に向けた取組についての基本的な進め方や取組のスケジュールなど、大仏山地域土地の利用の指針となる『三重県大仏山地域土地利用構想（案）』をとりまとめ、「大仏山地域土地利用検討協議会」で協議を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成 25 年 10 月 7 日に開催した、第 5 回大仏山地域土地利用検討協議会において『三重県大仏山地域土地利用構想（案）』について三重県と関係 3 市町とでその内容について合意を得ました。 また、本構想（案）に基づく土地利用の具体化に向け、平成 25 年 10 月 23 日、庁内で設置する「大仏山地域検討委員会」で本構想（案）を諮り、土地利用構想を確定しました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>三重県大仏山地域土地利用構想に基づく土地利用の具体化に向けて、庁内関係部所や関係市町等と連携・調整を図り、土地開発公社所有地の県有地化、散策路等の整備、多様な主体の参画による土地を利用するしくみづくり等の取組を進めます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (J R名松線の輸送体制)</p> <p>(3) 平成 21 年 10 月の台風により J R 名松線が被災し、J R 東海、津市及び県にて現在、運行再開に向けた工事が進められている。</p> <p>今後、約 2 年後に予定されている名松線の全線運行再開に向け、復旧対策事業の適切な進捗管理、旅客乗車人数確保に向けた県観光・国際局、地元市(津市、松阪市)、地元市観光協会及び地元住民と連携した実効的な沿線住民の利用促進策、誘客策について検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(交通政策課)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県は、J R 名松線の鉄道による復旧に向けた三者協定(平成 23 年 5 月)に基づき、治山事業を実施しています。(J R 東海が、5 月 30 日から鉄道施設復旧工事(土砂撤去、盛土復旧、線路・電気設備の復旧)に着手すると発表、現在、関係自治体と打合せを行いながら工事を進めています)</p> <p>(2) 運行再開後の利用促進については、津市の関係部課で構成される「J R 名松線復旧に係る調整会議」に県も参画し、検討しています。</p> <p>(3) 津市が開催した J R 名松線復旧の利活用を考えるオープンディスカッション(7 月、9 月、11 月)に参画し、沿線住民等の多様な意見を聴取しました。</p> <p>(4) 「J R 名松線沿線地域活性化協議会(仮称)」設立に向けた準備会を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 治山事業については、概ね順調に進んでおり、工事が必要な箇所 20 箇所中、既に 5 箇所が工事完了、本年度、7 箇所着手し、平成 26 年度以降に 6 箇所着手する予定です。</p> <p>なお、治山事業のうち、工事が必要な箇所は 18 箇所と計画を変更しました。</p> <p>(2) 運行再開後の利用促進については、平成 26 年度に津市、松阪市、三重県の三者による「J R 名松線沿線地域活性化協議会(仮称)」を設立することを確認し、津市、松阪市と連携強化して取り組みます。</p>
平成 26 年度以降(取組予定等)
<p>(1) J R 名松線の日でも早い運行再開に向け、引き続き、J R 東海や津市と連携し、復旧対策事業を進めていきます。</p> <p>(2) 開通イベントも含めた事業の検討、復旧後の利用促進等について、津市、松阪市、三重県の三者が加入した「J R 名松線沿線地域活性化協議会(仮称)」を設立し、引き続き利用促進に向けた具体的な取組を検討していきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (「美し国おこし・三重」の推進)</p> <p>(4) 「美し国おこし・三重」の取組の地域での活動の主体となるパートナーグループの登録数については、平成 24 年度は新規登録が過去最高の 175 グループを記録したものの、累計 700 グループの目標に対し、513 グループとなっている。</p> <p>同取組は、平成 26 年度に県民拡大プロジェクトを開催し、同年度末を以て終了となるが、取組終了後を見据えた自立・持続可能で元気な地域づくりが定着するよう検討されたい。</p> <p>(「美し国おこし・三重」推進プロジェクトチーム)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) プロデューサーの助言や専門家派遣、財政的支援など、パートナーグループごとにきめ細かな担い手支援を行いました。また、プロデュース業務を委託した県内中間支援組織と共同で拡大座談会を開催するなどにより、グループ同士の広域的なネットワークづくりなどの支援を行いました。</p> <p>(2) 平成 26 年の県民力拡大プロジェクトへの県内外からの注目を喚起し、期待感を醸成するため、県民力拡大プロジェクトプレイベントとして、9 月から 12 月にかけて、パートナーグループ等が企画・実施する「プレ縁博イベント」や、県・市町・企業等が企画・実施する「プレ縁博パートナーシップイベント」などのイベントを地域づくりの博覧会「プレ縁博みえ」として県内各地で展開するとともに、12 月には「プレ三重県民大縁会」をメッセウイング・みえで開催しました。</p> <p>また、それらを PR するための「プレ縁博みえ」ガイドブックの発行やホームページのリニューアル、地域情報誌での PR、路線バスや鉄道車両等の交通広告、PR キャラバンなど、さまざまな情報発信を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) パートナーグループに、平成 25 年度は 170 グループが新たに登録し、3 月末時点で 681 グループとなり、複数のグループが連携した取組事例も増えているなど、地域の皆さんが地域づくりに自発的に取り組む機運も着実に向上しています。</p> <p>(2) さまざまな媒体による情報発信を行った結果、「プレ縁博みえ」には、422 件のイベントがエントリーされるとともに、12 月に開催した「プレ三重県民大縁会」では、参加者・来場者あわせて約 8,180 人を集客するなど、「美し国おこし・三重」の取組に広がりが見られるようになってきました。</p>
平成 26 年度以降（取組予定等）
<p>(1) 「美し国おこし・三重」の取組終了後の姿を見据えつつ、プロデューサーの助言や専門家派遣、広報支援、ネットワーク化支援、財政的支援など、「地域での美し国おこし」に引き続き取り組みます。</p> <p>(2) 県民力拡大プロジェクト（縁博みえ 2014、三重県民大縁会、第 32 回地域づくり団体全国研修交流会三重大会）を通して、グループ内の取りまとめやイベントの企画・運営を行っていく中心的な役割を担う人材の育成、ならびに他グループとの交流を進めていくことにより、グループ活動の自立・持続につなげていきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (競技力の向上)</p> <p>(5) 平成 24 年の「国民体育大会の男女総合成績」は 38 位となっている。 今後、平成 33 年に本県で開催する国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得に向け、トップアスリートの強化やジュニア競技者の育成・強化、学校運動部や企業チーム等への活動支援、指導者の養成等に計画的に取り組み、競技力の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ推進課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 33 年国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得をめざして、平成 25 年 5 月 29 日に知事を本部長とする「三重県競技力向上対策本部」を設置しました。</p> <p>(2) ジュニア選手の競技人口が少ない種目について、昨年度の「なぎなた、ウエイトリフティング、ヨット」の 3 競技に加え、「山岳(クライミング)、カヌー、水球」の 6 競技団体に拡大し、ジュニア選手の発掘・育成に取り組みました。</p> <p>(3) 競技力向上を図るため、高等学校運動部の強化指定校の拡充と、新たに大学・企業・クラブチームの強化指定とその活動への支援を行いました。</p> <p>(4) 指導者研修会等の研修内容の充実と、みえのスポーツアドバイザーの派遣による指導者の資質向上を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県競技力向上対策本部第 1 回本部会議において、本県の競技力向上の取組を進めるための指針となる「三重県競技力向上対策基本方針」を決定しました。</p> <p>(2) 本年度、ジュニア選手発掘の事業を実施した 6 競技団体は、より多くの子どもたちが当該競技を続けられるよう、基礎的な練習を行う「育成プログラム」を実施し、ジュニア選手の育成に取り組んでいます。</p> <p>(3) 高等学校運動部の強化指定を昨年度の 6 校 8 部から 15 校 21 部に拡充するとともに、本年度新たに 1 つの大学運動部や 10 の企業・クラブチームを強化指定し、合宿・遠征などの強化活動を支援することにより、本年度指定した「いなべ総合学園高等学校レスリング部」がインターハイで団体準優勝をするなどの成果が現れました。</p> <p>(4) 指導者の養成等については、指導者の資質向上のため、中高運動部における本県の競技力向上の中核となる指導者を高等学校 20 名、中学校 7 名指定し、中高運動部指導者研修会を開催して、平成 24 年の国体で総合優勝した岐阜県の取組や他競技の優秀指導者の取組について研修を深めました。</p>
平成 26 年度以降 (取組予定等)
<p>(1) 平成 33 年の国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得に向けて、ジュニア・少年選手の発掘・育成・強化、成年選手の強化を図るため、優秀な指導者を養成・確保するなど、平成 27 年度までに「基盤・体制づくり」を進めていきます。</p> <p>(2) トップアスリートの強化、ジュニア・少年選手の育成・強化については、県体育協会や各競技団体と連携し、平成 33 年の国民体育大会に向けた合宿・遠征など強化活動に一層取り組むとともに、高等学校運動部、大学運動部、企業・クラブチームの強化指定を年次計画的に拡充し、本県の競技力向上を推進していきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (南部地域の活性化)</p> <p>(6) 「南部地域の市町における生産年齢人口の減少率」は平成 23 年度の 15.4%から平成 24 年度は 16.4%となり減少が進んでいる。</p> <p>引き続き「南部地域活性化基金」事業等の活用により、若者の雇用の場の確保、定住促進を目指す「南部地域活性化プログラム」の推進を図り、南部地域の活性化に努められたい。</p> <p>(南部地域活性化推進課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 13 市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」(以下「協議会」という。)において、各種取組の進捗状況の共有や南部地域活性化基金(以下「基金」という。)を活用した事業の検討・協議を行うとともに、市町等と連携した課題の解決や活性化に向けた取組を進めました。また、平成 25 年度に設置した地域活性化局と一体となって積極的に市町や集落に出向き、基金事業を始めとする各種取組の着実な進捗を図りました。</p> <p>(2) 基金を活用した複数市町の主体的な取組のうち、主なものは次のとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次産業の担い手確保対策事業・・・柑橘関連の長期就農研修に希望者を受け入れるとともに、就業フェアや移住相談会に出展して PR しました。 ・幹線道路を活用した誘客促進事業・・・サニーロードに係る取組(玉城町、度会町、南伊勢町)では情報発信拠点を整備するとともに 3 町合同沿線マップを作成しました。また、R42 号に係る取組(大台町、大紀町、紀北町)では 3 町合同情報誌を作成し、高速道路のサービスエリアや道の駅で配布しました。 ・子どもの地域学習推進事業・・・宮川小学校(大台町)、七保小学校(大紀町)の総合学習で、地域の魅力を発見し、地域への愛着を育む授業を実施しました。また、昴学園高等学校(大台町)及び南伊勢高等学校(南伊勢町)では、地域の次代を担う人材育成カリキュラムを実施しました。 ・企業立地セミナー開催事業・・・伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町が連携し 8 月に大阪で企業立地セミナーを開催しました。 <p>(3) 名古屋において 8 月に岐阜県との合同移住相談会を開催するとともに、東京において首都圏営業拠点「三重テラス」を活用して、11 月と 1 月に計 3 回の移住相談会(うち 2 回はそれぞれ長野県、岐阜県と共催)を開催しました。また、大阪で 9 月に行われた認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センター主催の「ふるさと回帰フェア」と、東京で 1 月に行われた移住・交流推進機構主催の「移住・交流&地域おこしフェア」に出展しました。さらに、2 月に大阪において、和歌山県と合同で「いなか暮らし起業セミナー」を開催するとともに、名古屋において、奈良県、和歌山県と合同で「紀伊半島移住セミナー」を開催しました。</p> <p>(4) 市町・大学と連携した集落機能を維持するための取組を、これまでの尾鷲市と志摩市の 2 地域に加えて、新たに南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の 4 つのモデル地域において実施しました。また、これらの取組の発表等を通じて大学生の成功体験や市町職員の経験を共有するため、3 月には、尾鷲市元気プロジェクトの最終報告会を開催するとともに、総務省の後援を得て「三重発! 地域と大学のイキイキ連携フォーラム」を開催しました。</p> <p>(5) 地域資源を活用した新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を支援しました。</p> <p>(6) 関係部局と情報共有を図るとともに、南部地域の活性化に向けた取組を促進するため、8 月と 3 月に知事を本部長とする部局横断組織「南部地域活性化推進本部」本部員会議を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 基金設置から 2 年目にあたる平成 25 年度は、市町の理解も深まり、13 市町のいずれの市町も基金活用事業を具体化することにより、様々な連携の枠組みのもと、本格的な取組が開始するとともに、26 年度に向けた事業化にあたっては新たな提案や地域的な広がりが見られます。11 月</p>

に開催した第2回協議会では、平成26年度の基金事業計画について検討・協議を行い、全ての事業の実施について了承されました。

- (2) 基金を活用した複数市町の主体的な取組の成果のうち、主なものは次のとおりでした。
 - ・第一次産業の担い手確保対策事業・・・柑橘関連の長期就農研修に1名の新規就農希望者を受け入れるとともに、1名のUターン者が長期研修を経て新規に就農しました。
 - ・幹線道路を活用した誘客促進事業・・・サニーロードに係る取組では、情報発信拠点である「城(ぐすく)」の平成25年度の来客数が、対前年比で約4割増となりました。
 - ・子どもの地域学習推進事業・・・高校生を対象にした取組では、大学生のディスカッションリードにより、地域について考える視点や当事者意識を育み、今後の高校や地域での実践的取組へのきっかけづくりができました。
 - ・企業立地セミナー開催事業・・・セミナー開催後、実際に伊勢志摩地域の立地に関心を示した企業もあり、市町と企業との新しいネットワークの構築につながっています。
- (3) 市町と連携した三大都市圏における移住セミナーや相談会の開催等、効果的な情報発信を行うとともに、空き家バンクの整備や田舎暮らし体験などを実施することにより、移住者の受入体制を充実しました。
- (4) 集落支援モデルの構築事業については、学生との協議を通じて、尾鷲市では、「食」という地域資源を生かして地域コミュニティを再生する取組が、志摩市では、SNSを活用し、住民自らがフェイスブックページを立ち上げて地域の魅力を発信する取組がそれぞれ進められています。
- (5) 地域資源を活用した事業者への支援については、新規雇用を伴う事業拡大を行う3事業者を採択し、予定していた3名の雇用創出につなげています。
- (6) 「南部地域活性化推進本部」本部員会議での協議等を通じて、市町の課題に対応する県関係部局の事業や基金を有効に活用できるよう、調整を図りました。

平成26年度以降（取組予定等）

- (1) プログラムの目標である「南部地域のあらゆる世代の人びとが生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなうような地域社会の形成」を実現するためには、各市町を中心とする「地域」が主体的に考え、取組を進めていくことが重要であり、協議会や基金を軸として、そのための仕組みを構築していきます。基金を活用したさまざまな市町の枠組みによる主体的な取組が本格的に動き出しており、この流れを止めることなく、成功事例を生み出し、協議会等において共有していきます。また、基金については、市町からの評価も高まっており、その活用にあたっては、新たな提案や地域的な広がりが見られることから、基金の積み増しを行います。この基金を財源として、「幹線道路を活用した誘客促進事業」、「子どもの地域学習推進事業」、「伊勢から熊野へ～熊野古道伊勢路魅力発信事業」等の取組を進めます。
- (2) 三大都市圏における移住セミナーや相談会等の移住交流の取組については、他県との共同開催で得たノウハウを取り入れるとともに、南部地域の魅力にメッセージ性を持たせるなど、より効果的な情報発信を行います。また、空き家バンクの整備など、市町と連携した移住者の受入体制をさらに充実し、若者を含めた幅広い世代の移住・定住を促進します。
- (3) 市町・大学と連携した集落機能を維持するための取組については、平成25年度から実施している4つの地域に加えて、新たなモデル地域においても実施します。また、地域住民の主体的な取組をサポートする人材を育成するとともに、他地域への波及に向けてノウハウ等の蓄積・共有を図ります。
- (4) 南部地域における就労支援については、若者の雇用も意識しながら、地域資源を活用した新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を支援します。
- (5) 引き続き「南部地域活性化推進本部」本部員会議での協議等を通じて、市町の課題に対応する県関係部局の事業や基金を有効に活用できるよう、調整を図っていきます。また、平成25年度に設置した地域活性化局と一体となって積極的に市町や集落に出向き、基金事業を始めとする各種取組の着実な進捗を図るとともに、関係部局と課題を共有し、その解決に努めることで、総合調整機能を果たしていきます。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (熊野古道を中心とした集客交流)</p> <p>(7) 紀伊半島大水害で減少した「熊野古道の来訪者数」は、平成 24 年度には 274 千人まで回復してきたが、最も来訪者の多かった平成 22 年度の 285 千人を下回っている。</p> <p>平成 25 年度は式年遷宮の他、東紀州地域には一部を除き高速道路が延伸され、平成 26 年度は世界遺産登録 10 周年を迎えることから、県観光・国際局とも連携のうえ、熊野古道センター等の集客交流拠点施設を活用した古道を核とする集客交流を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(東紀州振興課)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 東紀州地域においては、世界遺産熊野古道を核とした自然・歴史・文化、地域資源などを活用した観光・産業振興の取組を、東紀州地域振興公社、熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域振興公社・・・5月、8月、11、2月のイオンでの「三重県フェア」や10月の東京日本橋での「日本百街道展」等、県外での観光展・物産展に出展するなど熊野古道世界遺産登録 10 周年に向けた熊野古道伊勢路の情報発信を行いました。また、旅行商品の造成に向けて大都市圏でのエージェントセールスを行うとともに、名古屋のアンテナショップや大阪市内の空き店舗を活用した物産販売の支援を行いました。 ・熊野古道センター・・・東紀州地域の自然、歴史、文化に関する魅力ある企画展や地域と連携した交流イベント、ひのきアート等の体験教室を実施しました。 ・紀南中核的交流施設・・・伊勢志摩の宿泊施設と連携したプランや「蘇りの地熊野の自然と歴史を堪能する連泊プラン」など魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベント等を開催しました。 <p>(2) 平成 25 年度は神宮式年遷宮や高速道路の概成に加え、熊野古道世界遺産登録 10 周年の前年にあたることから、訪れる人々に、「山の幸」、「川の幸」、「海の幸」、「心の幸」を感じていただきたいという願いを込めて、熊野古道伊勢路を「幸結びの路」と名付け、ロゴマーク、ポスター、ガイドブック、ホームページなどの作成を地元市町とともに行いました。また、東紀州地域への誘客促進や 10 周年に向けた機運を高めるため、次の取組を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏での「熊野古道セミナー」・・・熊野古道への関心を高めるため、三重テラスを活用し、10 月から 2 月までの毎月、「熊野古道セミナー」を開催するとともに、セミナーの参加者を対象としたツアーを企画・実施しました。 ・地域での「熊野古道セミナー」・・・10 周年に向け地域の機運を盛り上げるとともに、地域の魅力向上を図るために、東紀州地域において「熊野古道セミナー」を 4 回開催しました。 ・「熊野古道伊勢路霊場めぐりモデルウォーク」の開催・・・新たな古道ファン層の拡大を目指すとともに、10 周年に向けて機運を高めるため、熊野古道の峠と周辺の寺社をあわせて巡るモデルコースを創設し、10 月から 11 月にかけてモデルウォークを 5 回開催しました。 ・まちなかへの誘導促進・・・10 周年に向けて来訪者のまちなかへの誘導、周遊の促進や地域の方が地域の魅力を再認識していただくきっかけとするために、熊野市と紀北町において「宝探しイベント～東紀州の新たな魅力発見～」を開催しました。 ・伊勢での情報発信・・・7 月から、伊勢神宮周辺の観光案内所に新たに人員を配置し、熊野古道をはじめとする観光情報の提供を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 東紀州地域の拠点施設のひとつである熊野古道センターの来館者数は、前年度と同程度となり、また、紀南中核的交流施設における宿泊者数は、対前年比 26%増となるなど紀伊半島大水害からの観光面での復興が着実に進んでいます。</p> <p>(2) 熊野古道世界遺産登録 10 周年に向けて、伊勢神宮周辺の観光案内所に新たに人員を配置し、熊野古道をはじめとする観光情報の提供を行うとともに、首都圏等での熊野古道セミナーの開催</p>

や熊野古道伊勢路でのモデルウォークの開催、地域における宝探しイベントの実施などにより、東紀州地域への集客交流が進んでいます。

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 関係者と連携し、観光振興や産業振興などの取組を進め、紀伊半島大水害からの復興をより確実なものにしていきます。
- (2) 東紀州地域振興公社が、東紀州の観光振興、産業振興などの取組を総合的に推進する地域のコーディネーターとしての役割を果たすよう引き続き支援します。
- (3) 熊野古道センターでは、地域との連携を図りながら魅力ある企画展や交流イベント等を開催することにより、情報収集・集積、情報発信、集客交流の機能を充実させていきます。また、紀南中核的交流施設では、魅力的な宿泊プラン等の設定や地域と連携したイベントの開催等により、集客交流の機能が充実するよう支援していきます。
- (4) 平成 26 年 7 月には、熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎えます。また、東紀州地域では、紀勢自動車道と熊野尾鷲道路が整備され、観光客などの交通アクセスの利便性が格段に向上しています。

このため、熊野古道伊勢路を「幸結びの路」としてさらに PR し、沿線の神秘的なスポット巡りなど、多彩な魅力を発信するキャンペーンを地元市町と展開していきます。

また、10 周年記念のオープニングイベント、熊野古道伊勢路踏破ウォークをはじめ、各種イベント等を市町・関係機関と一体となって切れ目なく実施し、その情報を次々に発信することで、集客交流を進めます。

さらに、10 年先、20 年先の古道の保全を見据えたサポーターズクラブ（仮称）の組織化をはじめ、熊野古道の価値を次世代に伝えていくための環境整備を進めます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 補助金返還金の収入未済額が 11,084,176 円（対前年度皆増）あるので、今後、その収入未済額の減少に努められたい。 (南部地域活性化推進課)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 補助事業者の尾鷲市に対して納付期限の延長を承認しているため、督促等はありません。 平成 25 年 12 月 27 日に津地方裁判所熊野支部において、間接補助事業者に対する破産手続きの開始が決定され、平成 26 年 3 月 25 日に手続きが終了しました。 2 取組の成果 破産手続きが終了した結果、間接補助事業者が補助金を返還できる財産を所有していないことが明らかになりました。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> 今後の対応については、補助事業者である尾鷲市と協議を進めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【テレビ会議システム機器更新業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (IT推進課) <p>(2) 【第46回衆議院議員選挙に係る近鉄の駅への啓発ポスター掲出業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (市町行財政課) <p>(3) 【平成24年度高等学校運動部強化指定事業委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (国体準備課) <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【三重県自治会連合会事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請書の提出期限が交付要領等で定められていなかった。 (市町行財政課) <p>(2) 【南部地域活性化基金事業費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付要領に定められた交付申請書の提出期限の通知が行われていなかった。 (南部地域活性化推進課)
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1)(2) 指摘があった出納局事前検査について、事業担当者に周知するとともに、事業担当者と経理担当者の連携を密にしていくこととしました。</p> <p>(3) 指摘があった個人情報保護責任者等の書面での報告について、今後は報告漏れがないように、事業担当者間で相互に提出状況をチェックすることとしました。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 交付申請書の提出期限を交付申請者に通知するように事務処理を改めました。</p> <p>(2) 基金事業の承認通知書を交付する際に、交付申請書の提出期限を明記して通知することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1)(2) 事業担当者と経理担当者の連携を密にし、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(3) 平成25年度に契約したすべての業務委託において報告漏れはありません。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1)(2) 適正な事務処理に努めています。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

(1) (2) (3)引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

イ 補助金

(1) 毎年度当初に、交付申請書の提出期限を交付申請者に通知していきます。

(2) 今後とも、交付要領に定められた適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 (1) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 112,000 円） (松阪地域防災総合事務所)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 パソコンの取り扱いには細心の注意を払うとともに、県有財産の適正管理について、注意喚起を行いました。 2 取組の成果 今年度は、パソコンの損傷はありません。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、県有財産の適正管理について、職員の意識向上を図っていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 不在者投票経費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (市町行財政課)</p> <p>(2) 特例処理事務交付金の積算誤りにより歳出戻入を行っていた。 (市町行財政課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 誤払いをなくすため、請求先確認のチェック体制を強化しました。</p> <p>(2) 積算誤りをなくすため、積算様式を修正するとともにチェック体制を強化しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) チェック体制の強化により、誤払いはなくなりました。</p> <p>(2) 積算様式の修正、チェック体制を強化したことにより、積算誤りはなくなりました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 誤払いをなくすために、支払い処理を行う前の請求先確認の強化に努めます。</p> <p>(2) 積算誤りをなくすために、チェック体制の強化に努めます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%） （物損額：県 235,053 円・相手 0 円）（スポーツ推進課）</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>事故発生原因は、後方確認が不十分であったために起こったもので、職員の不注意によるところが大きいため、該当職員に対して所属長から嚴重注意を行うとともに、課内の全職員に対し注意喚起を行いました。さらに、公用車での出張時には、慌てて運転することのないよう、十分に時間の余裕をもって行動するよう周知を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の交通安全意識のさらなる醸成とともに、県有財産である公用車の管理意識の高揚が図られました。しかしながら、平成 25 年度にも事故が発生しましたので、さらに様々な機会を通じて、交通安全に関する取組を行っていきます。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>公用車等による交通事故防止対策については、課内ミーティングなどの機会を通じて、十分に注意喚起を行います。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 地域連携部課長級職員が、自らの子が在籍する放課後児童クラブの運営費を私的に流用し、自らの借金の返済等に充てていた。</p> <p>このような行為は、県政に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、今後このような事故が発生しないよう、すべての職員に対しコンプライアンス意識の醸成の徹底を図られたい。 (地域連携総務課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>職員への処分当日に幹部職員（県庁は副部長以下管理職、地域機関は所長・局長）が県庁に集い、副部長から各所属での綱紀粛正の徹底の訓示を行い、再発防止に努めています。</p> <p>また、全庁をあげて実施しているコンプライアンス推進のための取組の中で、特に今回のような公務外での私的行為についてもコンプライアンスを順守するように職員の意識向上を図っています。</p> <p>そのほかにも「三重県職員倫理憲章」の掲出や「コンプライアンスチェックシート」による自己検証、「三重県職員クレドカード」の携帯などにより、コンプライアンスの職員への浸透を図っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>以上のような取組を続けることにより、部内職員のコンプライアンスの意識は醸成されてきていると考えます。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、各所属で行うミーティング等を通じて、職員のコンプライアンス意識の醸成を図っていきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(多様な農業経営体の確保・育成)

(1) 農業振興を担う、意欲ある多様な農業者を確保・育成するためには、農地集積等による経営規模の拡大や集落営農組織の高度化の推進、新規就農者や企業などの新たな参入を促進する環境整備が必要となる。

このため、今後も関係機関と連携し、市町の「人・農地プラン」の作成支援や、地域の実情に応じた集落営農組織等の設立、法人化、多角化等を推進するとともに、新規就農者が円滑に就農・定着できる環境づくりの支援などを効果的、計画的に行い、中核となる農業経営体の確保・育成に努められたい。

(担い手育成課)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

経営者の高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷等、認定農業者等の経営環境は非常に厳しい状況にありますが、次の取組により、認定農業者等の経営基盤の強化を図るとともに、新規就農者や農業参入企業等多様な農業経営体の確保・育成を図りました。

① 認定農業者等への支援

普及指導員のスペシャリスト機能を生かし、意欲ある農業者や生産組織に対し高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導に取り組むとともに、市町や関係団体と連携して融資制度の利用促進等の支援を進めました。また、農業者の研修機関である三重県農業大学校において、マーケティングスキルの向上を図るための講座制の研修を行い、「もうかる農業」の実践により県農業の担い手となる人材の育成に努めました。

② 人・農地プラン作成支援、集落営農組織の新規設立、法人化等の推進

農地集積を円滑に進めるための「人・農地プラン」の作成支援とともに、集落等を単位に農業者の話し合いにより担い手農家や集落営農組織に農地を集積する取組、及び集落営農組織を安定的に継続させるための取組（規模拡大、法人化、6次産業化等）を、各農林水産（農政・農林）事務所の関係室で構成する推進チーム、並びに地域活性化プランの推進チームと連携して進めました。

③ 雇用力のある農業経営体の育成

農業版地域人材育成緊急雇用創出事業を実施し、農業経営体の新規雇用の支援により、農業への就業・定着に結びつけるとともに、雇用力のある農業経営体の育成を図りました。

④ 新規就農者の受入体制の構築、企業等の新規参入支援

「みえの就農サポートリーダー制度」と国の「青年就農給付金制度」を活用し、就農希望者等の受入体制の構築と就農前の研修、就農後の経営安定への支援を行いました。また、企業が農業参入する際の農地の確保、技術の習得、地域住民との調整について、関係機関と連携して支援しました。

2 取組の成果

① 認定農業者等の経営改善に向け、経営改善計画の指導、マーケティングや法人化に関する研修等を通じて経営体質の強化に取り組むとともに、186 の農業経営体で融資制度（農業近代化資金：認定農業者特例）が活用されました。

② 新たに 78 の「人・農地プラン」の作成支援を行うとともに、土地利用調整等の合意形成を 197 集落、集落営農組織を 23 集落で確立し、6 集落営農組織が法人化を行うなど、組織体制の強化を図りました。

③ 11 の農業経営体で新たに 15 人が雇用され、農業を担う人材の育成・確保とともに、雇用力のある農業経営体への発展につなげました。

④ 平成 24 年度の制度創設以来、131 人の農業者に就農サポートリーダーに登録いただき、就農希望者 24 人に対するサポート活動が実施されました。さらに、120 人に青年就農給付金を支給し、新規就農者の確保と就農後の定着につなげました。平成 25 年度は、新たに 114 人（3 月末現在把握人数）が新規就農、2 社が農業参入しています。

平成 26 年度以降（取組予定等）

将来の認定農業者の確保につなげるため、国の新規就農・経営継承総合支援事業、みえの就農サポートリーダー制度を活用し、新規就農者の育成・確保を図るとともに、引き続き、意欲ある農業経営体や農業参入企業等に対する高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導、マーケティング研修等の活用、新規雇用者の就業・定着支援による雇用力のある農業経営体の育成、市町や関係団体と連携して地域の実情に即した融資制度の利用促進等の支援を進めます。

また、市町が作成する「人・農地プラン」の作成支援とともに、国の施策として 26 年度より新たに始まる農地中間管理事業等関連施策の積極的活用により、意欲ある経営体への農地集積・集約化を図り、経営規模の拡大・生産性の向上など、担い手の育成・確保に努めます。併せて、集落が主体的に土地利用調整を行い認定農業者等へ農地を集積する取組を進め、持続的な営農の仕組みづくりとともに集落営農組織の新規設立、法人化等を推進します。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (農業の振興)</p> <p>(2) 農業及び農村を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足などが進行する中、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）問題などにより、ますます厳しくなることが予想される。</p> <p>こうしたことから、「もうかる農業」を推進するためには、消費者ニーズを踏まえた新商品・新品種の開発、既存品種の改良や生産技術の開発・改良による高品質化・多収量化、生産・輸送コスト等の低減、六次産業化、国内外への販路拡大等について戦略的に取り組む必要がある。</p> <p>このため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画及び行動計画」の的確な進行管理を行い、みえフードイノベーションの形成等を通じて「もうかる農業」の実現に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産園芸課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 米を中心とした「もうかる農業」を実現するため、三重県で新たに育成され高温登熟性に優れた品種「三重23号」を、県産ブランド米「結びの神」として生産から販売まで一体化したプロジェクトを展開し、生産販売に取り組みました。</p> <p>② 国の米政策の転換や経営所得安定対策の見直し、T P P等の国際情勢をうけ、「新しい三重の米（水田農業）戦略」の策定をすすめ、今後の「もうかる農業」への方策を関係団体とともに合意形成をおこない、検討を進めました。</p> <p>③ 園芸特産物の県内外における知名度向上と需要の拡大を図るため、高付加価値化や、商圏以外の地域や海外への販路拡大、県外産地と一体となった生産・販売の展開など、商談を活性化し産地の挑戦的で戦略性のある取り組みを支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 「結びの神」に関するプロジェクトでは、どのように消費者や販売店、料理店と価値共有するかを、研修会や賞味会などで意見交換、情報共有を行い、計画的、横断的な事業推進を図りました。</p> <p>② 国の米政策の見直しや国内外の情勢に対応し「新しい三重の米（水田農業）戦略」の策定を行いました。</p> <p>③ 産地の挑戦的で戦略性のある取り組みを支援した結果、次の成果がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イチゴ「かおり野」のタイ、香港への試験輸出を行いました。 ・「かおり野」のプレミアムブランド「つぶあまかおりの」の販売開始が決定しました。 ・大手外食チェーンで三重県産「なばな」の取り扱いが開始されました。 ・愛媛県のカラ産地と連携したPR活動の開始が決定されました。 ・花卉の市場や量販店バイヤーなどを招いて現地商談会を開催し、販路の拡大を図りました。 ・農業研究所が開発した「濃厚カテキン茶」が茶農家により商品化されました。
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>① 農産物、とりわけ米（水田農業）を取り巻く様々な環境変化の中、多様化する消費動向への対応等、今後の三重県水田農業の方策を明らかにする必要性が今後一層高まることから、「新しい三重の米（水田農業）戦略」の実践を進めることにより、「もうかる農業」について事業を進めていきます。</p> <p>② 野菜や果樹について、引き続き、担い手の確保・育成や品質向上に向けた産地への支援や、地域の特産化に向けた新規品目の導入促進に取り組むほか、商圏以外の地域や海外への販路拡大を推進します。</p> <p>③ 伊勢茶や花き・花木の県外での認知度向上や販路拡大に向け、新たな商品の開発や「三重テラス」などを活用した首都圏でのPR活動、商談会への出展促進などの取組を展開します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (効果的な獣害対策)</p> <p>(3) 野生鳥獣による農林水産被害額は、依然として深刻な状態となっており、より一層、重点的な取組が必要となっている。 今後も、「被害対策」、「生息管理」、「獣肉の利活用」の3つの柱を総合的、計画的に推進し、市町や関係団体等と連携した地域ぐるみの効果的な獣害対策を展開されたい。 (獣害対策課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 選択・集中プログラム「緊急課題解決9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」により、「被害対策」「生息管理」「利活用」を重点的に取り組みました。 また、地域事務所等には「地域獣害対策チーム」や「獣害対策支援チーム」を設置し、市町や集落での獣害対策の取組を支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 市町が策定した「被害防止計画」の着実な実施に向け、「獣害対策に取り組む集落」づくりを積極的に進め、継続的な獣害対策に向けた話し合いや活動が開始されました。また、集落づくりの取組と連係させつつ、野生鳥獣侵入防止柵等の整備に対する支援を行うとともに、集落リーダーや幅広い知識を持った人材を育成することができました。</p> <p>② 捕獲力の強化については、ニホンザルの大量捕獲技術の開発・確立に取り組みました。また、鳥獣捕獲実施隊や捕獲隊の設置についての支援や有害鳥獣駆除の経費にかかる補助を行い、有害鳥獣駆除の促進化を図ることができました。</p> <p>③ 9月の「農林水産物の被害について考える月間」期間中に開催したフォーラム(450人参加)では、講演会において被害対策、保護・共生、獣肉の利活用等についての取組を紹介するとともに、獣害資材展示を行い被害者への情報提供等の支援、被害者以外の方への啓発を行うことができました。</p> <p>④ 人とニホンザルとの適切な関係を構築することを目的に、農作物被害の減少とニホンザルの地域個体群の維持を目指した、「特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)」を策定しました。</p> <p>⑤ ニホンジカやイノシシにおける禁止猟法の一部地域での解禁、ニホンジカの1日あたりの捕獲頭数の制限撤廃(ただし、銃猟においては、オスは、1頭)、狩猟期間の延長(11月1日から3月15日)などの規制緩和を継続し、捕獲圧を高め農林被害の軽減を図ることができました。</p> <p>⑥ 獣肉の販売促進に向け、企業とのマッチングによる鹿肉商品の開発や料理メニューの開発支援に取り組みました。また、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及に向けた説明会の開催や食中毒菌のモニタリング調査、「『みえジビエ』登録制度」の創設など、安全性や品質の確保に向けた取組を進めました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>獣害対策課を中心に選択・集中プログラム「緊急課題解決9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」により、関係部所がより一層連携して「被害対策」「生息管理」「利活用」を重点的に取り組みます。</p> <p>① 引き続き、集落の取組を推進するためのリーダーの確保・育成、組織化、侵入防止柵の整備など、獣害につよい地域づくりを、「獣害対策カルテ」を活用し、市町と連携しながら総合的に進めます。</p> <p>② 野生鳥獣の捕獲力強化に向け、大量捕獲わなの普及や地域における捕獲技術の向上、捕獲体制の整備等による共同捕獲や広域一斉捕獲、捕獲後の処分体制構築等への支援に取り組みます。</p> <p>③ 「特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)」に基づき、農作物被害の減少等に取り組んでいきます。</p> <p>④ 引き続き、ニホンジカやイノシシにおける禁止猟法の一部地域での解禁、ニホンジカの1日あたりの捕獲頭数の制限撤廃(ただし、銃猟においては、オスは、1頭)、狩猟期間の延長(11月1日から3月15日)などの規制緩和を継続し、捕獲圧を高め農林被害の軽減を図ります。</p>

- ⑤ 獣肉等の重要を拡大するため、企業と連携した新商品の開発、首都圏での販売促進、ジビエ料理フェア開催等を通じた「みえジビエ」取扱店舗の拡大等に取り組みます。また、安全で高品質な獣肉の安定的な供給を図るため、施設整備への支援や「『みえジビエ』登録制度」の普及、「『みえジビエ』協議会（仮称）の設立検討などに取り組みます。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (林業の振興と森林の適正な管理) (4) 木材価格の低迷等により伐採が進まず、県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量も伸び悩んでいるほか、間伐実施面積も減少している。 今後も引き続き、県産材の新たな需要開拓やさらなる利活用の支援、木質バイオマスの有効利用の推進など、県産材素材生産量の増大に努めるほか、森林所有者等に対する森林経営計画や環境林整備計画策定への効果的な支援、搬出間伐の低コスト化への取組を進め、適正な森林管理を図るための間伐実施面積の増加に努められたい。 (森林・林業経営課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 「みえ県民力ビジョン」の施策 313「林業の振興と森林づくり」において、県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量を県民指標の目標項目として、また、間伐実施面積を活動指標として位置付けて取り組んでいるところです。 間伐実施面積の目標達成に向けては、造林事業に加え、森林整備加速化・林業再生基金事業等により間伐を推進しています。また、間伐材利用の推進並びに県産材素材生産量の増大を図るため、県産材の新たな需要開拓や木質バイオマスの有効利用を推進するとともに、森林所有者等に対する森林経営計画の作成や路網整備への支援を行い、木材生産の低コスト化に向けた取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 森林経営計画の作成を促進するため、三重県森林組合連合会と連携して、市町及び森林組合等の林業事業体を対象にワークショップを開催するなど、制度の普及・定着を進めました。また、森林組合等の林業事業体が森林所有者と合意形成を図るための活動を支援しました。</p> <p>② 環境林の整備を促進するため、森林組合等の林業事業体や市町が取り組む環境林整備計画の策定を支援した結果、新たな計画策定が進みました。</p> <p>③ 間伐実施面積の増加を図るため、森林組合等と連携して地区説明会を県内7地域で開催し、今年度から新たに創設された国の補助制度などの森林整備に対する支援制度の周知や施業の働きかけを行った結果、森林所有者の間伐実施や施業委託への理解が進みました。また、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による木材生産の低コスト化を進め、生産林の整備を促進しました。</p> <p>④ 県産材の利用拡大を図るため、住宅等への利用促進に向けたPR活動15取組を支援するとともに首都圏での販路開拓に取り組みました。また、公共建築物における利用を推進するため、市町に「公共建築物等木材利用方針」の策定を働きかけた結果、27市町で策定済みとなりました。</p> <p>⑤ 県内初の木質バイオマス発電事業について、事業者に対して計画的に資金融通支援を行い、施設整備を進めるとともに、木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援や流通経費支援を行った結果、木質バイオマスの有効利用が進みました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>① 森林経営計画の作成を促進するため、林業普及指導員が核となり、市町や森林組合等と連携しながら、森林経営計画に関する相談・指導に通年体制で対応し、さらなる制度の普及・定着を図るとともに、森林組合等の林業事業体が森林所有者と合意形成を図るための活動を支援します。</p> <p>② 生産林の整備を促進するため、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による木材生産の低コスト化を進めるとともに、間伐実施面積の増加に向けた支援に取り組みます。また、森林組合等事業体と連携して、荒廃している森林の所有者に対して、間伐等の森林整備の実施を働きかけます。</p> <p>③ 環境林の整備を促進するため、引き続き、国の補助制度を最大限活用しながら、森林組合等の林業事業体や市町が取り組む間伐等を支援します。</p> <p>④ 国の「木材利用ポイント」制度の活用や公共建築物等の木造・木質化のほか、モデルハウスや商</p>

業施設に県産材を利用する民間企業等と連携してPRに取り組み、更なる県産材利用の増大に取り組みます。

- ⑤ 県内初の木質バイオマス発電事業について、平成 26 年度秋の本格稼働に向けて支援するなど、木質バイオマスのエネルギー利用の拡大に取り組むとともに、引き続き、木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援や流通経費支援を行い、木質バイオマスの安定供給体制づくりに取り組みます。

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (地域水産業・漁村振興計画の策定・実行への支援) (5) 「地域水産業・漁村振興計画」では、「もうかる水産業」を実現するため、地域の特色を活かした資源や未利用資源を活用した新商品の開発、持続的な漁業生産体制の確立など、地域の特性や実態に応じて、漁業者を中心に地域自らが考え実行していく水産業・漁村の活性化を目指している。 このため、引き続き、新たな地区での「地域水産業・漁村振興計画」の策定を支援するとともに、これまでに策定を行った地区についても、計画の実現や取組成果のブラッシュアップへの支援を行い、「もうかる水産業」への転換に向けた水産業・漁村の活性化を促進されたい。 (水産資源課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 平成 25 年度には、新たに大淀地区（黒ノリ養殖業における付加価値の高い新たな加工技術及び新品種の導入等）、伊雑ノ浦地区（青ノリ新品種養殖等）、島勝地区（定置網未利用資源の利活用等）を含む 10 地区において、地域水産業・漁村振興計画の策定に向けた支援を行いました。</p> <p>② 平成 24 年度までに計画を策定した 13 地区において、計画の実践やブラッシュアップを支援しました。計画実践のスタートアップに必要な経費に対して、地域水産業・漁村振興計画スタートアップ促進事業により、浦村地区（アサリ垂下式養殖、ヒジキ養殖の実施等）、大曾根地区（ヒロメ養殖法の確立、加工・保存技術の研究、販路開拓、都市部での P R）など 6 地区に補助を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 「地域水産業・漁村振興計画」は、今年度新たに 10 地区において策定され、累計で 23 地区となりました。</p> <p>② 地域水産業・漁村振興計画スタートアップ促進事業を活用し、浦村地区においては、垂下式養殖でアサリの生産、販売を行いました。大曾根地区においては、ヒロメの試験養殖を行い、収穫したヒロメで塩蔵加工を試験的に実施しました。また大阪シーフードショーで塩蔵ヒロメの P R を実施し、販売促進を行いました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>10 地区で新たに計画の策定を支援するとともに、平成 25 年度までに計画を策定した 23 地区での計画の実践を、県の水産業・漁村振興計画スタートアップ促進事業をはじめ県の各事業を活用して支援します。</p> <p>さらに国の事業、特に、水産庁の新たな補助事業である、浜ごとに必要な対応の方向性を明確にする「浜の活力再生プラン」の策定支援を活用することにより、漁家所得の向上を実現し、地域の特性に応じた水産業・漁村の活性化を促進していきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 貸付金</p> <p>林業改善資金貸付金にかかる収入未済額が21,058,718円（対前年度比100.6%）あり、前年度と比べて129,068円増加している。</p> <p>一方、農業改良資金貸付金及び沿岸漁業改善資金貸付金にかかる収入未済額については、前年度と比べて3,387,725円減少している。</p> <p>今後も、債権管理を強化し、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（担い手育成課、森林・林業経営課、水産経営課）</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>（担い手育成課）</p> <p>農産物価格の低迷、資材・飼料の高騰等の経営環境悪化に伴う経営不振により長期間延滞している未収金については、書面・電話・面談による督促を行い、償還が止まっている者に対しては償還の再開を求め、少額の償還に留まっている者に対しては償還額の増額を求めました。</p> <p>督促回数 71 回（うち 訪問・面談：22 回、電話：20 回、書面：29 回）</p> <p>（森林・林業経営課）</p> <p>今回、収入未済額が増加した理由は、借受者の事業不振により、平成 24 年度の償還予定分が未収となったためのものです。</p> <p>償還が困難な事業者に対して、書面、電話、訪問等による督促の強化を図りました。</p> <p>平成 25 年度訪問回数 36 回（対象 4 名中 4 名）</p> <p>（水産経営課）</p> <p>沿岸漁業改善資金貸付金では、水揚げの不振や魚価の低迷等による漁業経営の悪化から、平成 24 年度末で 2,958 万円（6 件）の未収金が発生しており、その延滞期間は長期化しています。</p> <p>延滞先に対しては、「三重県債権管理適正化指針」に基づく催告等の債権管理を実施しており、特に税外未収金に係る徴収強化月間には、書面・訪問・電話等による督促を強化しました。</p> <p>過年度に延滞が発生し、長期に渡り償還が滞っている貸付先に対しては、連帯保証人への督促も行いました。</p> <p>督促回数 44 回（うち訪問・面談：14 回、電話 23 回、書面 7 回）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>（担い手育成課）</p> <p>平成 24 年度末の未収金約 4,531 万円（53 件）のうち、約 610 万円（5 件）の回収を行いました。</p> <p>また、返済に伴い新規に発生した違約金 1 件については、分割返済により支払いを受けています。</p> <p>（森林・林業経営課）</p> <p>償還が困難な事業者に対し返済方法について相談に応じ、延滞の固定化の回避に有効であると認められる場合には、分割納入での対応を行い 28 万円（2 名）を回収しました。</p> <p>（水産経営課）</p> <p>平成 24 年度末の未収金約 2,957 万円（6 件）のうち平成 26 年 3 月末現在、約 98 万円を回収しました。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

（担い手育成課）

引き続き債務者の経営状況等を訪問・面談等により的確に把握し、早期に完済となるよう指導していきます。特に農業経営を継続している債務者については、経営改善への取組みを支援するとともに、その進捗を的確に管理していきます。

（森林・林業経営課）

延滞発生の未然防止のため、今後も貸付審査時には適切な審査を継続するとともに、債務者に対する経営指導等を行っていきます。また、新たに発生した債権に対しては、連帯保証人へ償還請求等も含め早期回収に努めます。

未収金の回収については、書面・電話・訪問により3ヶ月に1回以上、督促を行います。また、少額の返済に留まっているものに対しては、償還額の増額を求め早期回収に努めてまいります。

（水産経営課）

引き続き延滞先に対しては、「三重県債権管理適正化指針」に基づく催告等の債権管理に取り組みます。

また、新たに延滞が発生した貸付先に対しては、長期延滞債権化を防止するため、債務者と面談のうえ回収計画を策定し、早期の延滞解消を図ります。

今後新たな延滞が発生しないよう、貸付審査にあたっては、事業計画の妥当性、債務者及び連帯保証人の償還能力及び保証能力を慎重に判断するとともに、貸付先に対しては水産業普及指導員による積極的な指導援助を実施するよう努めてまいります。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) その他の収入未済</p> <p>施設使用料等(旧三重県中央卸売市場)の収入未済額が 5,829,708 円(対前年度比 98.9%)あり、前年度と比べて 67,352 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産物安全課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 25 年 3 月に策定された「三重県債権管理適正化指針」に基づき債権処理計画を策定・公表し、収入未済額の減少に努めました。</p> <p>既に債務者の 3 事業者は市場から退場し、現在はいずれも大病を患い、十分に仕事ができないため、まとまった返済は期待できない状態です。少額返納による債権回収を進めて、納付しやすくなるように 5,000 円単位等の納付書を数枚発行して自主的に返納するように働きかけました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組みを進めた結果、平成 26 年 3 月までに 71,968 円を回収しました。 (平成 26 年 3 月末残高 5,757,740 円)</p> <p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>債務者の 3 事業者は十分な収入が得られる状況でないことから、今後も引き続き、毎月返納を基本とした少額返納を進め、返済状況を確認しながら電話や自宅訪問での督促を中心に回収に取り組むこととしています。</p> <p>なお、市場における未収金は、平成 21 年度から利用料金制による指定管理者制度を導入して市場管理を実施していることから、新たに発生しません。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ウ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 肥料登録手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理が遅延していた。 (農産物安全課)</p> <p>(2) 家畜人工受精師免許手数料(書換)について、証紙消込日が受理日でなく決裁日となっていた。 (畜産課)</p> <p>(3) 狩猟者登録手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理が遅延していた。 (獣害対策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 肥料登録手数料の報告については、前月分を 10 日までにとりまとめて農林水産財務課に報告し、農林水産財務課にて財務会計システムに登録することとなっています。報告については、最後にとりまとめて報告するため、簿冊から書き出す時に記入漏れが発生し、翌月の登録処理になりました。そこで、事務処理後、証紙台帳に逐次記入することによって、記入漏れをなくすこととしましたが、複数の職員が担当したため、相互間の情報伝達がうまくいかず、記入漏れが再度発生しました。そのため、責任者を設け、農林水産財務課に報告する際、責任者が申請書と証紙台帳を照合し、記入漏れがないか確認するなど、チェック体制を強化しました。</p> <p>(2) 担当者の事務処理手順の誤りにより受理日に証紙消込を行わず、決裁後に証紙消込を行ってまいりました。よって、事務手続き手順の再度確認を行い、受理日での証紙消印徹底に努めました。</p> <p>(3) 証紙消印実績表(エクセルデータ)により、事案が発生した都度整理し、翌月に農林水産財務課へ報告していますが、平成 24 年 12 月に証紙消印実績があるのを忘れ、農林水産財務課へ報告漏れとなり、登録処理が遅延しました。今後このようなことがないように、証紙消印実績がない月も農林水産財務課へ報告することにより、登録処理の遅延を防止することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) チェック体制を強化することにより、適正な事務処理が行えるようになりました。</p> <p>(2) 事務処理手順の遵守により、適切な事務処理が行えるようになりました。</p> <p>(3) 収入の有無にかかわらず、毎月、証紙収入実績を農林水産財務課へ報告することにより、登録処理の遅延は発生していません。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1)～(3)</p> <p>引き続き、適正な事務処理が行えるよう努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 前払金返還利息等の収入未済額が 18,121,322 円（対前年度比 1,288.6%）あり、前年度と比べて 16,715,030 円増加しているため、今後も、適切に債権管理を行い、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（四日市農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所）</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>（四日市農林事務所）</p> <p>平成 22 年度治山工事の履行不能による契約解除に伴う、過払い前払い金遅延利息が生じ、平成 22 年 3 月に桑名建設事務所の同業者に対する支払債権と遅延利息の一部と相殺し一部を収納したものの、その残額が未収となっています。平成 25 年度は会社所在地や住所地を合計 3 回訪問し、督促状と納付書を投函しましたが、全く連絡が取れない状況が続いています。</p> <p>（伊勢農林水産事務所）</p> <p>催促状を 3 回発行（H25.9.27 付、H25.11.28 付、H26.3.7 付）し、債務者に送付するとともに、催促のため会社所在地を訪問しました。</p> <p>（伊賀農林事務所）</p> <p>平成 24 年度に契約解除案件が発生し、それに伴う違約金と返還金を請求しました。同年度中に違約金全額と返還金の一部については納付がありましたが、返還金の残額が未収金となっています。</p> <p>なお、平成 24 年度中に、返済計画（分割納付）の内容を盛り込んだ公正証書を作成しました。現在は、この計画に基づき、毎月定期的に徴収を行っています。</p> <p>（熊野農林事務所）</p> <p>所在不明の建設業者（平成 17 年度契約）については、登記簿謄本等の公的書類の取得による情報収集、住所地等の現地調査及び周辺での聴き取り調査を行い、強化月間に先行して平成 25 年 11 月においても現地調査等行いました。また、休眠状態の建設業者（平成 19 年度契約）については、平成 25 年 7 月に取締役宅を訪問し本人と面談を行い、さらに強化月間に先行し 11 月に、同様の遅延利息が発生している熊野建設事務所と共同で再度本人宅を訪問し直接面談を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>（四日市農林事務所）</p> <p>商業登記簿謄本で会社の存在、所在地に変更がないことを確認しています。また、代表者の住所地を確認しましたが、住民票抄本に記載のあった場所には、代表者の居住を確認することができず、現在も未納となっています。併せて会社所在地に文書を郵送しましたが、宛先不明で返却されました。</p> <p>（伊勢農林水産事務所）</p> <p>債務者との連絡がとれないため、進展はありませんでした。</p> <p>（伊賀農林事務所）</p> <p>返済計画で定めた一定額を毎月徴収し、平成 25 年度分として 3,460,800 円を収納しました。（平成 26 年 3 月末残高 13,554,800 円）</p>

(熊野農林事務所)

所在不明の建設業者については、情報収集、現地調査を行ったものの依然として所在不明のままの状況です。また、休眠状態の建設業者については、直接面談を行い支払催促、事情聴取等を行うものの収納の段階には至っておりません。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(四日市農林事務所)

引き続き、会社の確認、代表者の所在調査及び必要に応じて財産調査を行い、未収金の徴収に努めていきます。

(伊勢農林水産事務所)

引き続き催促状の送付、所在地への訪問を行い、催促を継続していきます。

(伊賀農林事務所)

引き続き、返済計画に基づいた着実な徴収に努めていきます。

(熊野農林事務所)

引き続き収納に向けての対応を継続するとともに、工事発注に際し、請負業者との連絡を密にすることや、建設事務所等他の発注機関との情報共有を行いながら再発防止に努めていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 情報公開文書複写料の事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。 (四日市農林事務所)</p> <p>(2) 相手方不在で返送された契約解除通知書等の公示送達手続きが行われていなかった。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(3) 漁業権免許許可登録手数料の調定事務がされていないものがあった。</p> <p>(4) 漁業権免許許可登録手数料の収入証紙の消込がされていないものがあった。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(5) 契約履行確認後、直ちに契約保証金を返還していなかった。 (熊野農林事務所)</p> <p>(6) 雑入の現金受入に係る現金受入日・払出日を誤った日付で登録していた。 (林業研究所)</p> <p>(7) 生産物について、一部委託販売の形態で収入しているが、販売手数料等の繰替払を行っていないものがあった。</p> <p>(8) つり銭資金保管簿について、一部記録されていない日があった。</p> <p>(9) つり銭資金保管簿について、月まとめて処理を行っていた。 (農業大学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 行政資料複写依頼において、森林簿の写しを全て両面コピーしたものととして枚数を数え徴収しましたが、その後、一部片面コピーしたものが含まれており加納していることが分かったことから、過納分の歳出戻入が生じました。 事業担当課の枚数の数え間違いであったため、枚数の確認を徹底するよう指示し、また、枚数を確認する際には、複数職員で行うようにしました。</p> <p>(2) 職員に対して、相手方に未到達の通知については公示手続きをとり、法律的な側面からも手続きに漏れないか確認するなど、適正な事務処理に努めるとともに、職員間で情報共有するよう周知徹底しました。</p> <p>(3) 漁業権免許許可申請事務を行う中で、調定内容を十分に確認する体制ができていなかったことから事務担当者以外で調定内容を確認する者を明確にしました。</p> <p>(4) 漁業権免許許可申請事務を行う中で、消印を十分に確認する体制ができていなかったことから、事務担当者以外で収入証紙の消印を確認する者を明確にしました。</p> <p>(5) 履行確認後の工事代金支払の際に、契約保証金が現金であることの把握が不十分であったことにより生じたため、契約保証金が現金による場合は該当の工事簿冊に現金であることがわかるよう目印（色シール）をつけ、支払時点においても意識するよう再発防止に努めました。</p> <p>(6) プリンター購入に係るキャッシュバックが購入業者からあり、普通為替証書が送付された日付で調定を行い銀行から出金する予定でしたが、銀行の営業時間内に出金できず翌日に現金を受け取ったものの、担当者が現金日計表の払い出し日の修正を忘れていたことにより発生しました。 このよううっかりミスを無くすため、職場内で話し合いを行い適正な事務処理を行うよう、周知徹底するとともに、複数の職員によるチェックを行うこととしました。</p> <p>(7) 委託販売代金から販売手数料等を相殺していたため、販売手数料等を繰替払いに改めるとともに、職員に対し、会計規則に則り適正な会計処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>(8) (9) 職員に対し、つり銭資金保管簿の記載については、三重県つり銭資金取扱要綱に則り、毎日、記載漏れ等ないように、適正に処理するよう周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 複数職員によるチェック機能の重要性が再認識されるとともに、職員相互間の内部牽制機能を強</p>

化し、適正な事務処理に努めたことで、その後、同様の事案の発生はありません。

(2) 再発防止への周知徹底を行うことにより、職員の意識向上につながりました。また、今年度同様の事案は発生していませんが、発生した場合は、室全体で取り組み、定期的に事案への対応を検討するものとなりました。

(3) (4)

確認体制の強化により、同様の事案は発生していません。

(5) 上記取組みにより、職員の意識向上が図られました。

(6) チェック体制を強化したことにより、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理が行われています。

(7)～(9)

上記取組みにより、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1)～(9)

引き続き、上記取組により、再発防止に向け、チェック体制の強化及び関係法令の遵守等により、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【平成24 年度三重県農林水産部管理職危機管理研修業務委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- (2) 【平成24 年度三重県農林水産部人権啓発研修会業務委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
(農林水産総務課)
- (3) 【農業経営近代化資金に係る利子補給計算等の電算事務処理業務委託】
 - ・契約伺い及び契約書に契約保証金免除の記載がされていなかった。
(担い手育成課)
- (4) 地域材利用拡大推進事業業務委託】
 - ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- (5) 【「三重の木」家づくり情報提供支援事業業務委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- (6) 【森林国営保険事務処理作業委託】
 - ・予定価格調書が作成されていなかった。
 - ・契約伺い及び契約書に契約保証金免除の記載がされていなかった。
(森林・林業経営課)
- (7) 【平成24 年度ふるさと公園維持管理業務委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
 - ・履行確認書が作成されていなかった。
(みどり共生推進課)
- (8) 【平成24 年度現場技術業務委託】
 - ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (9) 【平成24 年度朝見上地区他県営事業現場技術業務委託】
 - ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(松阪農林事務所)
- (10) 【廃棄農薬の廃棄処分】
 - ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
(病虫害防除所)
- (11) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】
 - ・執行伺い決裁後の見積り依頼における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。
(紀州家畜保健衛生所)
- (12) 【「シマサルナシ」販売デザイン作成業務】
 - ・執行伺いに見積書の提出期限が記載されていなかった。
(農業研究所)
- (13) 【肉用肥育子牛増産システム構築事業に係る和牛子牛生産委託】
 - ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 - ・契約相手方から見積書が提出されていなかった。
(畜産研究所)
- (14) 【第7回三重県集落営農推進大会の講演委託】
 - ・支払いが遅延していた。
- (15) 【サイレージ一般成分分析及びサイレージ品質分析業務委託】
 - ・個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準（旧基準）に基づき契約していた。
- (16) 【（三重23号）水田土壌分析検査業務】
 - ・個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準（旧基準）に基づき契約していた。
(中央農業改良普及センター)

(17) 【農業大学校空調設備等保守点検管理業務委託】

- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(農業大学校)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

(1) (2)

契約書に「個人情報の保護」に関する条項の記載等をしたものの、個人情報を取り扱わない案件であったため、個人情報保護責任者等の書面の報告を求めていませんでした。

職員に対し、契約書を作成する際は、個人情報を扱う契約内容であるかも含め仕様内容を確認し、適正な契約書を作成するよう周知徹底しました。

(3) 契約伺い及び契約書への記載が必要な事項について職員に対し、周知徹底されていなかったことが原因であるため、課内会議等で周知し適正な事務処理を行うことを徹底しました。

(4) (5)

契約書に定めた実施責任者及び契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかったことについては、委託事業者の契約書等に定められた内容等についての認識不足及び、県からの指導が不足していたことが原因であるため、職員に対し必要な報告がされているかの確認について周知徹底するとともに、業者に対し改めて指導を行いました。

(6) 予定価格調書が作成されていなかったこと、契約保証金免除の記載がされていなかったことについては、職員が失念していたことが原因であるため、会計制度を再確認し、決裁時のチェック体制を強化して再発防止に努めました。

(7) 契約書に「個人情報の保護」に関する条項の記載等したものの、個人情報を取り扱わない案件であったため、個人情報保護責任者等の書面での報告を求めなかったもので、契約制度を十分に承知していなかったことが原因です。

職員に対し、契約書を作成する際には、個人情報を扱う契約内容であるかも含め、仕様書の内容をよく確認し、契約書を作成するよう、課内会議において周知徹底しました。

履行確認書については、職員が失念していたことが原因です。業務執行に必要な会計上の事務について注意するとともに、担当職員だけでなく複数の職員によるチェック体制を強化して再発防止に努めました。

(8) (9)

現場技術業務委託については、「現場技術業務委託実施要領」により、契約事務を行っており、「現場技術業務委託実施要領」で定められている契約書の契約条項には「暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について」の記載がありませんでしたが、2月に「現場技術業務委託実施要領」が改正され、暴力団排除に関する項目を追加することとしました。

(10) 契約書作成時のチェック漏れが原因と思われるため、契約書を作成する際には必要事項の記載漏れ等がないよう、担当者をはじめ全職員に対しチェック体制の強化について周知徹底しました。

(11) 職員に対し、三重県公文書管理規程及び三重県公印取扱規程等関係法令について周知するとともに、押印漏れのないよう徹底しました。

(12) 今後このような記載漏れがないように、課内会議において他の経理職員にも注意喚起するとともに、決裁時のチェック強化を図りました。

(13) 出納局の事前検査の必要性等会計処理上の手続きについて、事業課職員への情報共有が不十分であったため、全職員に対し、事前検査対象案件について周知するとともに、経理上必要な他の情報も含め注意マニュアルを作成し、所内共有フォルダーで情報共有しました。

(14) 支払期限までに支払いができるようにチェック体制の強化を図るとともに、職員に周知徹底しました。

(15) (16)

契約書作成時のチェック漏れが原因と思われるため、契約書を作成する際には、添付書類の確認を確実に行うチェック体制の強化について、職員に周知徹底しました。

(17) 契約書作成時のチェック漏れが原因と思われるため、職員に対し契約書を作成する際には、契約に必要な事項の記載漏れ等がないよう注意するとともに、チェック体制の強化について、周知徹底しました。

2 取組の成果

(1) (2)

職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。

(3) 職員に対し、課内会議等で周知徹底することにより、契約事務の適正化についての意識が向上しました。

(4)～(7)

上記取組により、職員等の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。

(8) (9)

「現場技術業務委託実施要領」が2月に改正され、暴力団排除に関する項目を追加することとしました。

(10) チェック体制が強化され、適正な事務処理を行うことができました。

(11) 上記取組により、適正な処理が行えるようになり、以後、押印漏れは発生していません。

(12) 確認体制の強化により、同様の事案は発生していません。

(13) 上記の取組みにより、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行えるようになりました。

(14)～(17)

チェック体制が強化され、適正な事務処理を行うことができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1)～(17)

引き続き、チェック機能が十分働くよう、職員間で対話を通じて周知徹底を図るとともに、職員の会計事務に関する知識向上を図るなど、再発防止及び適正な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【西出菅合線菅合側開設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」が設計書に添付されていなかった。 ・ 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が期限内に提出されていなかった。 <p>(2) 【保安林改良事業（林水連携）第22-2工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」が設計書に添付されていなかった。(松阪農林事務所) <p>(3) 【野又越線紀伊長島第3工区 開設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が期限内に提出されていなかった。 ・ 「総合評価方式技術提案履行確認書(施工時)」が整理されていなかった。(尾鷲農林水産事務所)
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル認定製品については、使用検討チェックリストを確認して優先的に使用するよう努めていますが、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」が設計書に添付されていませんでした。 <p>職員に対し、設計書への添付漏れが無いよう周知するとともに、複数の職員で確認するなど、チェック体制の強化を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」の期限内提出については、受注者と事前に内容調整を図り、速やかに提出されるよう指導を行いました。 <p>(3) 監査の指摘を受け、事後ではありますが、受注者より「総合評価方式技術提案等履行確認協議書」及び「総合評価方式技術提案履行確認書(施工時)」を提出させました。</p> <p>また、この原因は発注者・受注者ともに、総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱についての認識が不足していたことが原因と考えられるため、改めて発注者側の認識を新たにするとともに、受注者側にも注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル認定製品については、チェック体制の強化により、添付漏れがなくなりました。 ・ 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」の提出については、事前の内容調整により、期限内に提出がされるようになりました。 <p>(3) 総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱についての認識が高まりました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) (2)</p> <p>引き続き、チェック体制の強化等により適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(3) 引き続き、総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱についての認識を高めるよう努めます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。

ウ 県単工事

(1) 【伊勢湾地区 アサリ増殖資材設置工事】

- ・ 工期の算出根拠が整理されていなかった。 (水産基盤整備課)

(2) 【自然災害防止事業 第松－29号工事】

- ・ 「工事カルテ」の完成登録が完成報告日よりも前に行われていた。

(3) 【小規模治山事業（県単）第松－1号工事】

- ・ リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」が設計書に添付されていなかった。

- ・ 「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。

- ・ 地元との調整不足から、工事の一時中止が発生していた。 (松阪農林事務所)

(4) 【自然災害防止事業 第熊-4号工事】

- ・ 「工事カルテ」の受注登録が遅れていた。 (熊野農林事務所)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

(1) 今回の案件については、全国でも例がない特殊な工事（実験的なケアシエルの設置）であったため、標準工期での実施は適切でないと考え、「三重県県土整備部の積算基準（共通編）第12章標準工期等の2工期の設定」を基本として、課内で協議を行い、必要工期を決定しました。しかし、工期の決定資料を残していませんでした。今後は、工期の決定資料を必ず設計書に添付し、適正に保存することとし、課内で周知を図りました。

(2) 工事カルテの完成登録については、複数の職員により確認を行うことで、チェック体制を強化するとともに、受注者の指導を徹底し、適正な事務処理に努めました。

(3) ・ 職員に対し、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」の添付漏れがないように周知するとともに、複数の職員で確認するなど、チェック体制を強化しました。

- ・ 「工事カルテ」の変更登録が遅れていたことについて、変更契約時に確認を怠ったため、登録が遅れてしまいました。

複数の職員により確認を行うことで、チェック体制を強化するとともに、受注者への指導を徹底し、適正な事務処理に努めました。

- ・ 地権者との調整不足により、32日間の中止期間が発生してしまいました。地権者と協議・調整を行い、発注時期を決定するとともに工事施工に万全を期しました。

(4) 記載内容等については熟知していましたが、提出期限については職員の認識が甘く、請負業者への催促等を行うことがありませんでした。そのため、所定の期間内に工事カルテが提出されるよう請負業者への指導ならびに周知徹底に努めました。

2 取組の成果

(1) 職員に対し、適正な事務処理について周知徹底したことにより、意識の向上が図られました。

(2) チェック体制の強化が図られるとともに、受注者の意識が高まり適正な事務処理が行えるようになりました。

(3) ・ 適正な事務処理を行うと共に、決裁権者や複数職員によるチェック体制の強化により、遺漏防止が図られました。

- ・ チェック体制の強化及び、受注者の意識向上により、「工事カルテ」の変更登録の遅れはなくなりました。

- ・ 工事施工に係る用地の確保について、地権者と協議・調整を密に行った結果、発注時期の調整を事前に行うことができ、工事中止の事案はなくなりました。
- (4) 提出期限についての職員の認識が高まり、所定の期間内に工事カルテが提出されるよう請負業者への指導ならびに周知徹底に努めることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1)～(3)

引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

- (4) 引き続き、提出期限についての職員の認識を高めるとともに、所定の期限内に請負業者への指導ならびに周知徹底に努めていきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>エ 調査、設計業務委託</p> <p>(1) 【県営漁港 三重県漁港海岸保全施設防災対策調査設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 <p>(2) 【三重県地区 漁場施設魚礁化設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・配置技術者の兼務業務数を確認した書類が整理されていなかった。 ・「業務カルテ」の受注登録が遅れていた。 (水産基盤整備課) <p>(3) 【自然災害防止事業 第松－14号工事測量設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の完了登録が遅れていた。 (松阪農林事務所) <p>(4) 【三木浦漁港 水産基盤関連震災等対策事業 樋門施設測量設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増額変更に係る契約変更理由が記載されていなかった。 <p>(5) 【三重保全二期地区 紀南工区 水域環境保全創造事業調査設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の受注登録、変更登録が遅れていた。 (尾鷲農林水産事務所)
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 工期の設定について、津波に対する海岸保全施設の防護機能の現状把握並びに背後集落の被害規模を勘案し、海岸保全施設の整備優先順位を検討するもので、業務量もあり標準工期での実施は適切でないと考え、「三重県県土整備部の積算基準（調査・測量編）第7節設計業務等標準工期について」を基本として、課内で協議を行い、必要工期を決定しました。しかし、工期の決定資料を残していませんでした。今後は、工期の決定資料を必ず設計書に添付し、適正に保存することとし、課内で周知を図りました。</p> <p>(2) ・ 工期の設定について、「三重県県土整備部の積算基準（調査・測量編）第7節設計業務等標準工期について」を基本として、課内で協議を行い、必要工期を決定しましたが、工期の決定資料を残していませんでした。今後は、工期の決定資料を必ず設計書に添付し、適正に保存することとし、課内で周知を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置技術者の兼務業務数を確認した書類について、「三重県設計業務等共通仕様書第1106条第7」により、管理技術者が県発注業務委託において兼務できる委託業務件数は、契約金額が2,500万円未満の設計委託業務は、2,500万円以上の設計業務委託を含めて5件までとする、となっています。契約時に業者から提出を受ける配置予定技術者届出書を基に、テクリス等の画面で確認を行いましたが、画面を印刷した書類を残していませんでした。今後は、資料を必ず設計書に添付し、適正に保管することとし、課内で周知を図りました。 ・ 「業務カルテ」の受注登録について、「三重県設計業務等共通仕様書第1109条第3」により、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注者は契約後、土曜日、日曜日及び祝日等を除き10日以内に県監督員の確認を受け、登録申請しなければならないと規定されています。今回、契約者の連絡不足により、4日遅れることとなりました。今後は、連絡を密にし、適正な事務に努めることとし、課内で周知を図りました。 <p>(3) 完了登録については、竣工検査以降の登録となることから確認を忘れていました。複数の職員により確認を行うことで、チェック体制を強化するとともに、受注者への指導を徹底し、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(4) 変更増額が少額であったことから一部理由が記載されていませんでした。その後記載漏れがないよう変更内容を複数員で確認することとしました。</p>

- (5) 受注時及び変更協議時等の登録が必要になった際には、委託業者へ業務カルテの登録が遅れないように留意する旨伝えることとしました。

2 取組の成果

(1) (2)

職員に対し、適正な事務処理について周知徹底したことにより、意識の向上が図られました。

- (3) チェック体制の強化が図られるとともに、受注者の意識が高まり適正な事務処理が行えるようになりました。
- (4) 変更内容等の設計書審査を複数員で行った結果、記載漏れがなくなりました。
- (5) 上記取組により、同様の事案は発生していません。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1)～(3)

引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

- (4) 今後も変更内容等を複数員で確認し、記載漏れがないよう努めます。
- (5) 今後も業務カルテの登録が遅滞なく行われるように留意します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>オ 補助金</p> <p>(1) 【みえフードイノベーションプロジェクト支援補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書の提出期限が交付要領等で定められていなかった。 ・ 補助事業等状況報告書の提出期限が交付要領等で定められていなかった。 ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (フードイノベーション課) <p>(2) 【「もっと県産材を使おう」推進事業費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費が県の実施要領等で明確に規定されていなかった。 ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ・ 交付要領で規定する重要な変更（事業費の増減）に該当する変更交付申請が補助事業者から提出されていなかった。 (森林・林業経営課)
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 24 年度当該補助金を創設した際に課の交付要領を定めていなかったため、平成 25 年度にはフードイノベーション課関係補助金等交付要領を定め、交付申請書及び補助事業等状況報告書の提出期限等についても明確に記載するとともに、書類等の提出漏れがないよう職員に対し、周知徹底しました。</p> <p>(2) ・ 補助対象経費が県の実施要領等で明確に規定されていなかったことについては、平成 25 年度に要領を改正し、明確に規定しました。</p> <p>・ 補助事業等状況報告書及び交付要領で規定する重要な変更（事業費の増減）に該当する変更交付申請が補助事業者から提出されていなかったことについては、補助事業者の実施要領等に定められた内容等についての認識不足及び、県からの指導が不足していたことが原因であるため、職員に対し必要な申請がされているかの確認について周知徹底するとともに、業者に対し改めて指導を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 上記取組により、補助金事務に関する手続きが明確化され、適正な事務処理が行えるようになりました。</p> <p>(2) 上記取組により、補助対象経費について明確に規定するとともに、職員等の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) (2)</p> <p>引き続き、適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>カ 旅費</p> <p>(1) 【全国農業担い手サミット参加】 ・指定宿泊であるのに定額宿泊料で旅費請求を行っていた。 (担い手育成課)</p> <p>(2) 【平成24年度浮漁礁担当者会議】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(3) 【タイへの輸出みかん王室献上】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (熊野農林事務所)</p> <p>(4) 【研究成果発表（農業農村工学会）】 ・復命書に2日目の用務内容が記載されていなかった。 (農業研究所)</p> <p>(5) 【第1回かつおSU推進検討会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(6) 【ジャパンインターナショナルシーフードショーにおける先進事例調査】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (水産研究所)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 旅費請求時において、指定宿泊であることを失念していたことが原因であるため、課内会議等で旅費請求時に注意するよう周知し、適正な事務処理を行うことを徹底しました。 当該旅費については、直ちに歳出戻入を行いました。</p> <p>(2) 簡易決裁を使用し復命をしていたことが原因のため、簡易決裁を使用せず、総合文書管理システムで復命文書を作成し、件名登録漏れがないようにしました。</p> <p>(3) 供覧後に文書システムへの登録を行っていなかったため、供覧等の完了したものについて文書システムへの登録漏れがないよう注意し事務処理を行いました。</p> <p>(4) 1日目に研究報告を実施し、翌日は他研究者と今後の共同研究等の事務的な打ち合わせであったため、記載を省略してしまいましたが、職員の意識及び決裁者の確認が徹底されていなかったことが原因であるため、所内会議等で適正な事務処理を行うことを周知徹底しました。</p> <p>(5) (6) 総合文書管理システムを用いずに起案を行ったことが原因であると考えられます。監査結果を受け、総合文書管理システムによる起案を行うよう周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員に対し、課内会議等で周知徹底することにより、旅費事務の適正化についての意識が向上しました。</p> <p>(2) 総合文書管理システムで復命文書を作成することで、件名登録漏れがなくなりました。</p> <p>(3) 職員の意識が高まり、適正な事務処理を行えるようになりました。</p> <p>(4) 各職員に対し、事務処理が適正に執行されるよう周知し、改善を図りました。</p> <p>(5) (6) 総合文書管理システムによる起案を周知したことで、適正に処理できるようになりました。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 職員の旅費請求に関する知識の向上に努め、適切に事務処理がなされるようにします。
- (2) 今後も総合文書管理システムでの復命を行い、件名の登録漏れがないよう努めます。
- (3) 引き続き、文書システムへの登録漏れがないよう適正な事務処理に努めます。
- (4) 今後も継続して適正な事務処理に努めていきます。
- (5) (6)
引き続き、所内職員に適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>キ 物品購入</p> <p>(1) 支出命令書に納品書が添付されていないものがあった。 (畜産研究所)</p> <p>(2) 納品書・請求書に日付及び受領印のないものがあった。</p> <p>(3) 劇物の購入について、内規に違反して発注していた。 (林業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員に対して、会計規則運用方針に則り、物品の納品の際には、書面（納品書）での提出を要請するなど、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>(2) 請求書を受理した場合速やかに支払処理を行っていますが、日付の記入漏れ等があった請求書等について、受付印の押印を失念していました。</p> <p>このため、担当職員に日付等のチェックを周知徹底するとともに、納品書や請求書に日付のないものがあった場合等、受付印を押印することを徹底しました。</p> <p>(3) 職員が、「林業研究所毒劇物等管理規程」の内容をよく把握していなかったことによるものであるため、職員に対し、毒劇物を購入等する際は「林業研究所毒劇物等管理規程」を遵守し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 上記の取組により、適正な事務処理を行えるようになりました。</p> <p>(2) (3)</p> <p>上記取組により、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理が行えるようになりました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(2) (3)</p> <p>引き続き、適正な事務処理について周知徹底を図るなど再発防止に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。 (松阪農林事務所)</p> <p>(2) 不用決定された備品の廃棄等の処理が行われていなかった。 (林業研究所)</p> <p>(3) 備品の保管場所が台帳と異なっていた。 (水産研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 物品管理所属が手続きを失念しており、使用所属である当所も確認を怠っていたことにより発生したものです。</p> <p>本年度は物品管理所属と連携を密にし、廃棄物品についてはその都度事務処理状況を確認することとしました。</p> <p>(2) 不用品決定した後、年度内に売払い又は廃棄処分を予定していましたが、少量であるため、ある程度の分量になるまで保管していたものです。</p> <p>また、過去に不用品決定された一部の不用品については、廃棄処分するに当たり多額の費用がかかること等から、処分できないまま今日に至っているものもあります。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、一部を除き、平成 24 年度末に売払い又は廃棄処分を行いました。</p> <p>(3) 備品を移動させた際台帳の変更を失念していたもので、直ちに台帳の変更を行い、備品と台帳の確認を徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 本年度中の廃棄物品はすべて適正に事務処理が行われています。</p> <p>(2) 不用品のうち解体等に多額の処分費用を要する一部の物品（大型固定焼却炉 2 基他）を除き、不用決定した物品はすべて売払い又は廃棄処分を終了しました。</p> <p>(3) 上記の取組により、適正な物品管理が行えるようになりました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、物品管理所属と連携を密にして適正な事務処理を実施します。</p> <p>(2) 三重県会計規則及び会計規則運用方針を遵守し、適正な物品管理に努めていきます。</p> <p>(3) 引き続き、適正な物品管理について周知徹底し、適正な管理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 漁業取締船の損傷（修理代 189,231 円） （水産資源課）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 漁業取締艇により漁業取締を実施中、海中を漂流しているロープに気づかずに航行し、プロペラにロープが絡まる事故が発生し、損傷した右舷機側機関ドライブの修繕を行いました。</p> <p>事故を起こした取締艇乗組員に対して、漂流物等に対する注意喚起を行うとともに、漁業取締船乗組員に対して航行中の安全を徹底するように周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 取締船乗組員に対して航行中の漂流物等に対する注意喚起を実施したことにより、安全対策に注意を払いながら漁業取締業務が実施されています。</p> <p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 船長機関長会議等を通じて、引き続き、取締業務中の安全確認を徹底するように注意喚起を行っていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 公共用地の未登記

(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 875 筆、133,460.47 m²ある。

(別表 1)

箇所名	平成 24 年度末未登記		平成 24 年度中処理分	
桑名農政事務所	6 筆	1,659.33 m ²		
四日市農林事務所	30 筆	15,125.80 m ²		
津農林水産事務所	19 筆	3,146.01 m ²		
松阪農林事務所	79 筆	16,499.58 m ²	過年度	3 筆
伊勢農林水産事務所	396 筆	91,495.97 m ²	過年度	11 筆
伊賀農林事務所	333 筆	4,346.57 m ²	過年度	17 筆
熊野農林事務所	12 筆	1,187.21 m ²		
合計	875 筆	133,460.47 m ²	計	31 筆

(農地調整課)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

- (1) ① 平成 25 年 7 月 22 日に用地課長会議を開催し、「未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画」の進捗状況について協議しました。
- ② 年 2 回 (6 月、12 月)、地域機関において、未登記カルテを基にヒアリングを行い、緊急を要するものなど優先順位を決めて未登記案件の解消方向へ進めています。

2 取組の成果

- (1) 平成 25 年度は、26 筆を処理しています。

平成 26 年度以降 (取組予定等)

- (1) 未登記原因として、相続人多数等の処理困難な事案や、測量に費用がかかるものがありますが、第 8 次 5 ヶ年計画を目標に計画的に未登記解消に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 前渡資金の払出しが遅延していた。 (松阪農林事務所)</p> <p>(2) 処分決議された公印を廃棄せず保管していた。 (熊野農林事務所)</p> <p>(3) 車検料金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (紀州家畜保健衛生所)</p> <p>(4) 処分決議された公印を廃棄せず保管していた。 (農業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 常時経費の流用戻しを行ったが口座に入金された日を失念しており、出金が遅れたものです。本年度は前渡資金の入金日を、書面で確認することを徹底し適正な事務処理を行っています。</p> <p>(2) 旧公印について、処分決議が完了していたものの廃棄処分をしていませんでした。旧公印については直ちに廃棄処分を行いました。</p> <p>(3) 数字の見誤りによる誤払いにより、歳出戻入が生じました。チェック体制を強化し、審査の徹底を図りました。</p> <p>(4) 平成 20 年度の組織改正により使用しなくなった公印が台帳上は廃棄登記したものの、現物を廃棄せずに金庫に保管されたままとなっていました。該当の公印は、指摘後すみやかに破砕し廃棄処分いたしました。また、今後廃棄処分決議を行った備品について、複数職員で、廃棄の確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 前渡資金の入金日を、書面で確認することを徹底した結果、本年度不適正な事例は発生していません。</p> <p>(2) 適正な物品管理について、職員の意識向上が図られ、適正な管理ができるようになりました。</p> <p>(3) チェック体制の強化により、以後、歳出戻入は発生していません</p> <p>(4) 確認体制の強化により、同様の事例はその後発生していません。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き書面での確認を徹底し、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(2) 引き続き、適正な物品管理に努めていきます。</p> <p>(3) 引き続きチェック体制の強化について、職員に対して周知徹底を図るとともに、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(4) 引き続き、適切な事務処理を行い再発防止に努めます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(イ) 地域機関において、積算誤り等により入札を中止した事案が8件見受けられたので、今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>加えて、農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も引き続き、円滑かつ適切な発注業務ができるよう取り組まれたい。</p> <p>(1) 積算誤り等により入札を中止したものが5件あった。 (松阪農林事務所)</p> <p>(2) 積算誤り等により入札を中止したものが2件あった。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(3) 積算誤りにより入札を中止したものが2件あった。 (熊野農林事務所)</p> <p>(農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(3)</p> <p>農林水産部公共工事の発注・入札にかかる事務処理誤りの再発防止に向けた取組として、再発防止検討会を設置し「農林水産部標準チェックリスト」取扱要領を作成し、平成 25 年 10 月から農林水産部内で試行運用しています。</p> <p>(農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課)</p> <p>具体的内容</p> <p>① 設計書の審査は、より厳重な審査を行うため、複数の職員で行うこととしました。</p> <p>② 分野や事務所により取扱が異なるチェックリストについて、設計書の積算など審査事項を改善し、農・林・水分野共通の標準となるチェックリスト「積算前段階、発注段階」を作成しました。</p> <p>③ 入札審査会の審議書類にチェック済みリストを添付し、審査の状況を確認することとしました。</p> <p>④ 設計から入札までの事務処理スケジュールに無理がないか、所要日数の標準を示す等、審査会で点検する仕組みを設けました。</p> <p>⑤ 入札情報システムの入札公告資料について、掲載内容を確認する事務の手順や複数者で確認する「P P I チェックリスト」を作成しました。</p> <p>⑥ 入札に関する情報の共有、職員への啓発として、公共工事等の入札・契約にかかる情報共有シートを作成し、関係機関および職員間の情報共有を図る仕組みを設けました。</p> <p>(農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課)</p> <p>(松阪農林事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3)</p> <p>上記取組により、チェック体制の強化及び、再発防止に向けた職員の意識向上が図られました。</p> <p>(農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課)</p> <p>(松阪農林事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所)</p>
平成 26 年度以降 (取組予定等)
<p>(1)～(3)</p> <p>引き続き、上記取組により、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課)</p> <p>(松阪農林事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所)</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい</p> <p>(1) 物損事故 (負担割合：県100%・相手0%) (物損額：県0円・相手147,622円) (四日市農林事務所)</p> <p>(2) 自損事故 (物損額：県261,670円) (津農林水産事務所)</p> <p>(3) 物損事故 (負担割合：県100%・相手0%) (物損額：県130,756円・相手406,665円) (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(4) 自損事故 (物損額：県259,528円) (農業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出張中、信号が青になり発進したところ、前方の相手方車両が左折するためすぐ減速したため、職員はブレーキを踏んだものの間に合わず、相手方車両と衝突しました。 当該職員に対し、安全運転の徹底・県有財産の適正な管理に努めるよう厳重に注意・指導するとともに、全職員に対しては、所内会議等において、再発防止に向け、交通安全及び県有財産の適正な管理について再度注意を喚起しました。 事故経験者を中心に、交通安全研修センター（津）が実施する実技指導を含む研修を受講させ、同研修を受講していない職員については、四日市県民センター主催の安全運転講習会を受講させました。</p> <p>(2) 漁船検認のため漁業協同組合荷捌施設に駐車し、業務終了後、帰庁するため公用車を後進して切り返そうとしたところ、後方左側にあった施設の鉄筋コンクリート製柱に気づかず公用車の後方を接触させ、後部ドアのへこみ、バンパーのキズ、テールランプの割れ等損傷をさせました。 職員に対し、所内会議において再三にわたり交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を図りました。また、津庁舎の地域職員交通安全研修会に全職員を積極的に参加させるとともに三重県交通安全研修センターでの研修に11名を参加させ、交通安全教育を徹底し交通事故の根絶に努めました。 職員相互が交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ123」へ8チーム24名が参加しました。</p> <p>(3) 出張で公道カーブ部を走行中に、前車が停止したことに気づくのが遅れブレーキをかけたがスリップし、後ろから追突しました。前車の後部ドア及び公用車前部を損傷しました。事故後直ちに本人及び上司である室長、課長に厳重に注意するとともに、伊勢県民センター主催の交通安全講習会に事故を起こした職員を含め参加させ、職員の県有財産の管理や責任の明確化について意識づけを行いました。</p> <p>(4) 出張先からの帰路途中、居眠りによる前方不注意で、ガードレールへの接触事故により、公用車に擦り傷やへこみを生じさせてしまいました。 交通事故の防止及び法令順守等の徹底について、所内全職員に対し所内会議など機会あるごとに注意喚起を行い、必要に応じ仮眠等休憩をとるなどの指導をしてきました。さらに意識向上のため、地域防災事務所が実施する交通安全講習会には、原則全職員を参加させるとともに、平成25年10月より管財課が実施している集中管理自動車の「車両点検表」による公用車点検を参考に、地域機関では、現在実施義務はありませんが、試行的に所内で1カ月間実施するなどして、職員の安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図る取組を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 上記のとおり職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成25年度において、公用車事故が1件発生しました。(平成24年度は3件であるため、2件減少) 今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していきます。</p>

- (2) 研修会等への参加や機会あるごとに注意喚起することにより、交通安全意識の高揚が図られました。また、県有財産の適正な管理についても意識付けができました。
- しかしながら、平成 25 年度において、当事務所職員の責任に起因する公用車の事故が 2 件発生しており、引き続き交通安全、交通事故防止に関して、なお一層の取組を強化していく必要があります。
- (3) (4)
職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令順守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ 123 への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。
- (2) 平成 26 年度以降においても、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の安全意識と県有財産の管理意識の高揚に取り組めます。
- (3) 公用車の損傷防止のため次の取組をいたします。
- ・ 今後も交通安全意識の高揚を図るため、交通事故、公用車の損傷等ないよう室長会議（月 2 回）を通じて周知徹底を図ります。
 - ・ 実技形式・講義形式の交通安全研修に職員を積極的に参加させ、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。
- (4) 引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修等への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 松阪農林事務所が入札の公告をした測量設計業務委託において、入札情報システムに掲載した資料の中に入札情報とは関連のない情報が添付され、個人情報が出た。</p> <p>一層のチェック体制の強化を図るとともに、個人情報の適正な管理について、地域機関を含めた周知徹底を図り、円滑かつ適切な業務を行うよう指導されたい。(治山林道課)</p> <p>(2) 平成25年 5月23日に入札の公告をした測量設計業務委託において、入札情報システムに掲載した資料の中に入札情報とは関連のない情報が添付され、個人情報が出た。</p> <p>一層のチェック体制の強化を図るとともに、個人情報の適正な管理について周知徹底を図り、再発防止に努められたい。(松阪農林事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 今回の個人情報の流出事案は、入札公告資料を入札情報システムに掲載する際に、入札情報とは関連のない個人情報の記載された資料を誤って添付したものであり、入札情報システムに掲載する資料の内容確認が不十分だったために生じたものです。</p> <p>治山林道課では、当事案の発覚後、再発防止のため、各事務所の森林・林業室にチェックを徹底するよう指導しました。</p> <p>また、農林水産部内に立ち上げられた「農林水産部公共工事の発注・入札にかかる事務処理誤り再発防止検討会」及び「同ワーキング」において、原因究明を行うとともに、個人情報の流出も含め事務上のミスが発生しないよう、複数職員による設計審査の徹底や設計・入札公告資料等のチェックリストの作成を行い、審査・確認などを徹底することで再発防止に取り組みました。</p> <p>(2) 入札情報サービスによる公告時に添付する特記仕様書をプリンターで印刷し、それをスキャナーでPDF化しました。その際に他の職員が、同じプリンターで同時に個人情報の開示請求に対応するための森林簿を印刷していましたが、それが紛れ込んだまま気づかずに、特記仕様書として入札情報サービスに掲載してしまいました。</p> <p>このような事態の再発を防止するため、次の手順により入札公告事務にあたることを徹底しました。</p> <p>① 入札公告における工事仕様書等の添付ファイルについては、課内でのチェックを行うと共に入札情報サービスシステムへの案件登録時においても、入札情報サービスに掲載する担当課から提供ファイルの情報を受け取り、チェックリストにより、再度、事業課で項目を確認することとしました。</p> <p>② 個人情報の印刷には充分注意を払うとともに、個人情報を印刷するプリンターについては、新たに専用のものを設置して、他の印刷物が紛れ込まないようプリンターの使い分けを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 以降は、適正な管理が行われています。</p> <p>(2) 上記取組により、チェック体制の強化が図られ、職員の個人情報の適正な管理についての意識が向上しました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 今後も、複数職員による審査やチェックリストに基づく審査・確認を徹底し、適切な業務の執行に努めてまいります。</p> <p>(2) 入札情報への提供については、前年度に実施したチェックリストにより、効果が得られていることから、引き続きチェックリストによる確認を行うこととします。</p> <p>また、個人情報についても、適正な管理に努めていきます。</p>